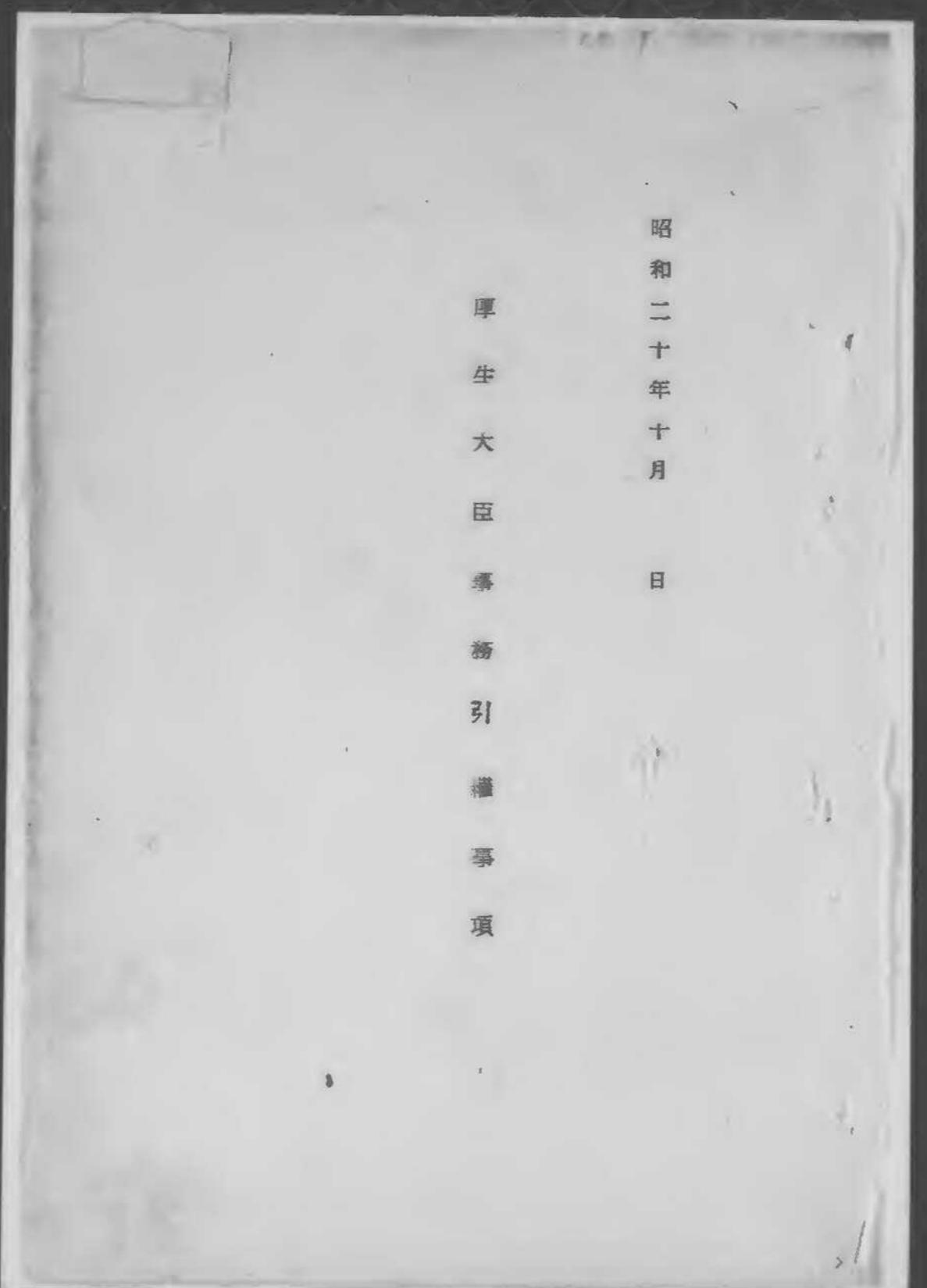


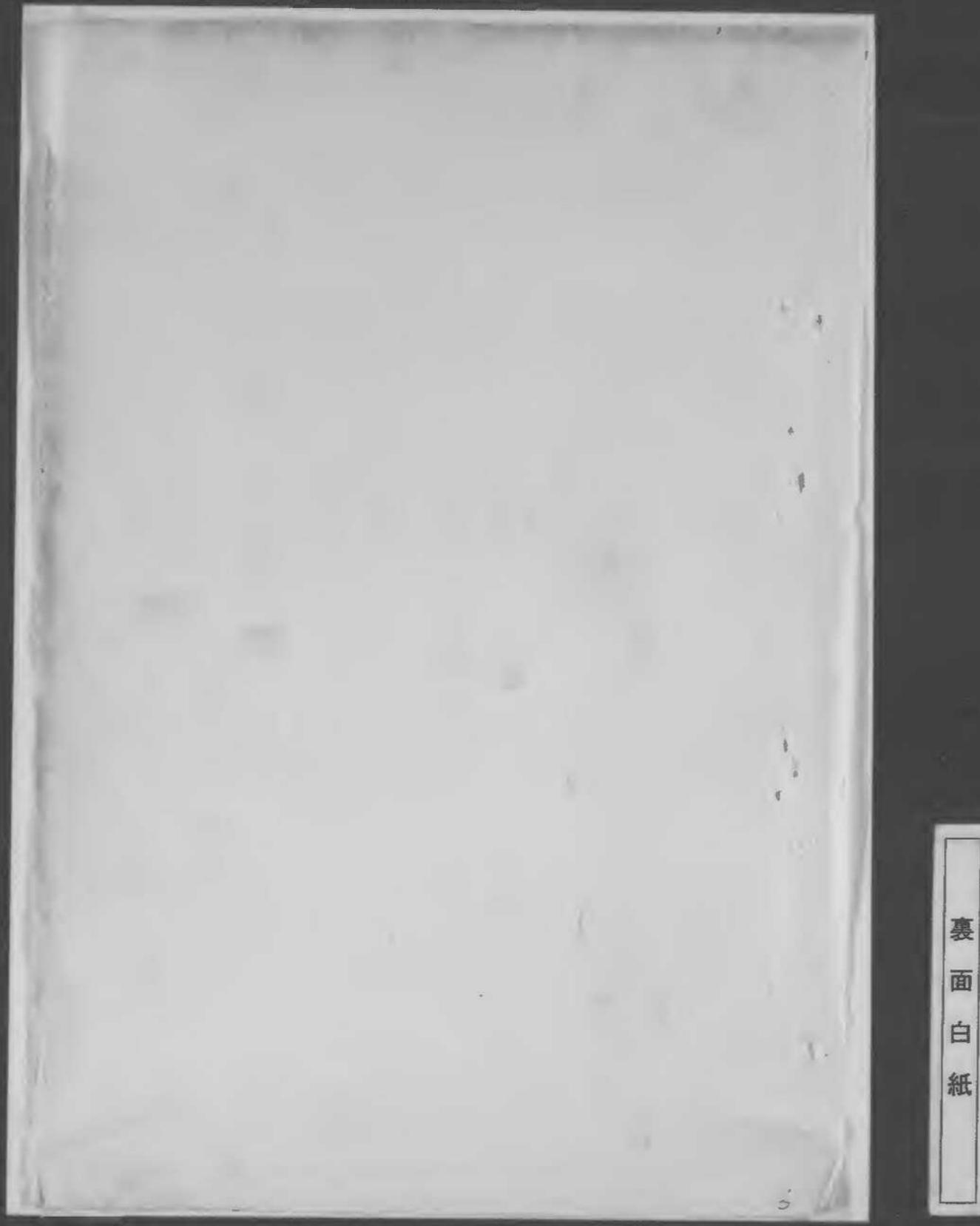
裏面白紙

昭和二十年十月

厚生大臣
事務引權事項



裏
面
白
紙



裏面白紙

厚 生 省

目 次

- 一、大臣官房所管事項
- 二、健民局所管事項
- 三、衛生局所管事項
- 四、勵勞局所管事項
- 五、保險局所管事項
- 六、軍事保護院所管事項

厚 生 省

大臣官房所管事項

一 人事ノ運用ニ關スル件

一 厚生省職員數

一 議算ニ關スル件

「人事ノ運用ニ關スル件

厚生省ニ於ケル有資格者ノ人等ニ關シテハ厚生、内務兩省間ノ協定ニ依リ交流ノ建前ヲ採リツツアリ

「當省所管職員總數概ネ左ノ如シ

高等官 八三二人

同待遇 一二一

判任官 一、一四七

同待遇 八六一

其ノ他 一〇、三五九

計 一三、三二〇

厚 生 省

(一) 厚生本省

高等官 一六〇人

判任官 三七四

其ノ他 七六八

計 一、三〇七

(二) 軍事保護院

高等官 四七二人

判任官 四八三

厚生省

計

九八二人

厚生省機構改正ニ關スル件

厚生省機構ニ付テハ別紙ノ通官制改正方請議中ノモノナリ

其ノ地

四、八五六

計

五、八一〇

(國庫係官等)

高等官

一九五人

判任官等

二九〇

其ノ他

四、三三五

計

四、八二〇

獨地方廳

一二一人

判任官等

八六一

高等官等

一一一

議會場　戒

厚生省官制中左ノ通改正ス

第三條 厚生省ニ左ノ六項ヲ置ク

健民局

厚生局

社會局

勞動局

國務局

保育局

第四條 健民局ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 人口ノ衛生ノ金費ニ關スル事項

二 武道、體育運動其ノ衛生運動ニ關スル事項

三 母性、乳幼兒及兒童ノ保健衛生ニ關スル事項

四 人ノ他人口ノ衛生及健民生活ノ指導ニ關スル事項ニシテ觀ノ主旨ニ屬セザル

モノ

裏面白紙

裏面白紙

第五條中第四項乃至第六條乃至ノ如ク又ム

四 疾病ノ患者ニ關スル事項

五 動力音源ニ關スル事項

六 職務衛生ニ關スル事項

七 真ノ職業及ノ就職ニ關スル事項ニシテ其ノ主體ニ屬セザルモノ

第六條 社會事ニ於テハ左ノ事項ヲ取ル

一 教育及教學ニ關スル事項

二 歐洲災害保護ニ關スル事項

三 社會福利及改善ニ關スル事項

四 真ノ社會活動ニ關スル事項

五 住宅ニ關スル事項

第七條 勞政機ニ於テハ左ノ事項ヲ取ル

一 賃金、給料等ノ賃額勞ノ事件ニ關スル事項

二 勞働率ノ増減真ノ職務音源ニ關スル事項

裏面白紙

- 三 其ノ勳勞等ニ關スル事項ニシテ追ノ玉音ニ觸セザルモノ
第七條ノ二 勳勞等ニ於テヘ左ノ事項ヲ成ル
一 勳勞ノ譽給ニ關スル事項
二 德員等ニ伴フ職業別級ニ關スル事項
三 職業別介ニ關スル事項
四 職業別等及職業別級ニ關スル事項
第五條中「勤勞獎賞」ヲ「勞教獎賞」ニ、「勳勞等」ヲ「勞政獎」ニ改ム
第九條ノ二ヲ削ル

本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス

附 則

修繕エ伴フ復興及被災者等ノ厚生ニ關スル施設ノ為金ヲ編スル為之ガ行政會議ヲ營
業スル事ノ要アルニ依ル

通函

裏面白紙

裏面白紙

(臨時眾生衛ニ臨時防護處ヲ設置スルノ件)

命令第
號

- 第一 大東亜戰爭ノ為禍ニ伴フ總疫症ニ急性傳染病ノ豫防及性病ニ通スル事務ヲ
參ラシムル爲臨時眾生衛ニ臨時防護處ヲ設置ス
- 第二 東 亂長ハ復讐ヲシテ之ヲ報ネシムルモノトス

本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス

直貢ニ伴フ侵漫、防護等ニ關スル建議ノ屬金ヲ期スル為之ガ行政機関ヲ經道スルノ
要アルニ欲ル

題　　由

裏面白紙

原生者ノ課規程設立案
第六條 健民局ニ左、三課ヲ置ク

企畫課

母子課

體鍊課

第七條 企畫課ニ於テハ左、事務ヲ掌ル
一 人口、涵養、企畫ニ關スル事項

二 國民優生法、施行其、他民族優生ニ關スル事項

三 運民生活、指導ニ關スル事項

四 國立公園其、他公園ニ關スル事項

五 他、主管ニ屬セザル人口、涵養及體力、向上ニ關スル事項

第六條 母子課ニ於テハ左、事務ヲ掌ル

一 妊產婦及乳幼兒、保健及保護ニ關スル事項

二 娩產婦及乳幼兒、營養確保ニ關スル事項

三 保育施設及母子愛育施設ニ關スル事項

四 結婚及出產、獎勵ニ關スル事項

五 其、他母性乳幼兒及兒童、保護指導ニ關スル事項

第九條 體鍊課ニ於テハ左、事務ヲ掌ル

一 武道、振興及體育訓練、普及獎勵ニ關スル事項

二 武道及體育運動團體ニ關スル事項

三 錄成場其、他訓練施設ニ關スル事項

四 其、他體育訓練ニ關スル事項

第十條 衛生局ニ左、四課ヲ置ク

醫務課

藥務課

保健課

醫園療課

第十一條 醫務課ニ於テハ左、事務ヲ掌ル

一 醫師、齒科醫師其、他醫園療關係者ニ關スル事項

二 國民医療法、施行ニ關スル事項

二 八、主席官ニシテセアル國民ノ保健衛生ニ關スル事項

第十二條 藥務課ニ於テ八左、事務ヲ掌ル

一 常事法ニ行ニ関スル事項

一 薬品及藥部外品、医療機械器具其、他衛生資材ニ關スル事項

三 製藥監理官事務所ニ關スル事項

四 服用植物、栽培及採取ニ關スル事項

五 阿片等物及劇物ニ關スル事項

六 ~~其他~~^{其他} 屬大十九藥事ニ關スル事項

第一條 保健課ニ於テ八左、事務ヲ掌ル

一 保健所及保健婦ニ關スル事項

一 四體力法、施行ニ關スル事項 但シ體力検査後ノ間此年月日等ノ事項

三 家庭衛生指置命令ニ關スル又、ラ除ク

三 宿食ニ關スル事項

四 食食物衛生ニ關スル事項

五 清掃衛生^新、衆集合ニ場所、衛生ニ關スル事項

六 水道及下水道ニ關スル事項

七 屠場及屠畜ニ關スル事項

第二條 診療課ニ於テ八左、事務ヲ掌ル

一 結核ニ關スル事項

二 健民修鍊ニ關スル事項

三 癪ニ關スル事項

四 トロホー其、他慢性傳染病ニ關スル事項

五 精神病、寄生虫病、虫病及地方病ニ關スル事項

六 勤勞衛生ニ關スル事項但シ体力管理ニ關スルモ、ラ除ク

七 本衛生局ニ屬スル衛生醫療事務所ニ關スル事項

第十五條 衛生局東京製藥監理官事務所及大阪製藥監理官事務所ニ關スル事項

八 製藥監理官事務所ニ於テ八左、事務ヲ掌ル工場ニ於ケル生産其、他紙、シテシ

九 製藥品、人、事務外、為ニスル幹旋指導及監督ニ關スル事項ヲ掌ル

十 六 次令ヨリニシテ、一課ヲ司ル

付記課

福利課

住宅課

第十七條 保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 救護及救療並ハ災救助ニ關スル事項

二 戰後援助護ニ關スル事項

三 方面委員ニ關スル事項

四 他主官ニ屬マザル社會事業ニ關スル事項

第十八條 福利課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 同和事業ニ關スル事項

二 興生事業ニ關スル事項

三 公益質屋ニ關スル事項

四 社會福利施設ニ關スル事項

第十九條 住宅課ニ於テ左ノ事務ヲ掌ル

一 住宅ニ關スル事項

二 住宅營團ニ關スル事項

第二十條 勵勞局ニ左ノ三課ヲ置ク

勞政課

給與課

第二十一條 勵政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、被勵勞政策ニ關スル事項
二、勤勞情勢ノ調査ニ關スル事項

三、他、主管ニ屬セザル勤勞ニ關スル事項

第二十二條 管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、工場法、施行ニ關スル事項

二、鐵天下閣ニル事項

三、商店法、施行ニ關スル事項

四、勤勞者、表彰及懲戒ニ關スル事項

五、他、主管ニ屬セザル勤勞管理ニ關スル事項

第二十三條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、貸金、給料其ノ他給與ニ關スル事項
二、勤勞者、扶助及援護ニ關スル事項
三、勤勞者用物資ニ關スル事項

第二十四條 勵勞局ニ左ノ三課ヲ置ク

庶務課

補導課

第二十五條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、勤勞需給計画、企画ニ關スル事項
二、復員對策ノ一般的企画及監督ニ關スル事項
三、職業指導所、監理及監正ニ關スル事項
四、職業適性之調査ニ關スル事項
五、勤勞登録其ノ他國民、職業ニ關スル統計調査、一般ニ關スル事項
六、他、主管ニ屬セザル勤勞、職業ニ關スル事項

第二十六條 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、一般勤務政策ニ關スル事項
二、勤務者、組織ニ關スル事項
三、方衛年議ニ關スル事項
四、勤務情勢ノ調査ニ關スル事項
五、勤務者能率、階級、閏スル事項
六、勤務者、厚生ニ關スル事項
七、其他勤務管理ニ關スル事項

第五條

庶務課ニ於テハ左、事務ヲ掌ル

一 勤労需給ノ一般の企画ニ關スル事項

二 勤労需給状況ノ一般の査察ニ關スル事項

三 職業ニ關スル登録其ノ他調査統計ニ關スル事項

四 職業適性ノ調査ニ關スル事項

五 勤労者ノ管理及監査ニ關スル事項

六 社會者職員ノ養成及訓練ニ關スル事項

七 次ノ三管ニ屬セザル勤労需給ニ關スル事項

第八條

業務課ニ於テハ左、事務ヲ掌ル

一 復員付属ノ実施ニ關スル事項

二 勤労者更召集ニ關スル事項

三 勤労者指導ニ關スル事項

第四條

補導課ニ於テハ左、事務ヲ掌ル

一 職業補導及勤労訓練ニ關スル事項

二 土建其ノ他日繕修務ノ幹旋充長ニ關スル事項

三 稽查及内職施設ニ關スル事項

四 技術者ノ養成ニ關スル事項

五 技術者検定及技能検査ニ關スル事項

一 勤勞寫詒計畫、實施ニ閣スル事項

二 復員對策、實施ニ閣スル事項

三 勤務要員、幹部元老ニ閣スル事項

四 職業指導ニ閣スル事項

第十九條

補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業補導ニ閣スル事項

二 勤勞訓練ニ閣スル事項

三 搬運及内職、施設ニ閣スル事項

四 技術者、養成ニ閣スル事項

五 技術者検定及技術検査ニ閣スル事項

第六條 保險局ニ左ノ三課及一所ヲ置ク

雇務課

保險課

年金課

健康保險指導所

第十九條 雇務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 社會保險制度、調查企畫一般ニ閣スル事項

二 地主官ニ屬タル社會保險ニ閣スル事項

第三條 保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健康保險法ノ施行ニ閣スル事項

二 勞働者災害扶助責任保險法ノ施行ニ閣スル事項

三 厚生保険特別會計、健保基金及同業労働並勞働者、三級助費、任保險特別會計ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

四 國民健康保險法ノ施行ニ閣スル事項

第五條 年金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 厚生年金保險法ノ施行ニ閣スル事項

二 船員保險法ノ施行ニ閣スル事項

第六條 健保保險指導所ニ於テハ健保基金、天保金、運送保持、三級助費、洞庭又指導所ニ閣スル事項

第三條

臨時防疫局ニ左ノニ課ヲ置ク

防疫課

检疫課

第三四條 防疫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌シル

一 急性傳染病ニ關スル事項

二 性病ニ關スル事項

第三五條 检疫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項

算二 論スル事項

「厚生省所管昭和二十一年度算（追加算算ヲ含ム）」

(一) 一般會計収出算算

通 常 部 四〇三、〇九三、四六七 円

臨時部 一二五、六一四、〇九四

計 六三八、七〇五、五六一

(二) 特別會計収入と出支定額

(1) 厚生保険特別會計

健 康 勘 定

歳入歳出共 一六七、七三一、四七八 円

年金勘定

歳入 八〇九、一三四、三四〇 円

歳出 五〇、四八六、九五六

差引歳入超過 七五八、六四七、三八、四

船員勘定

歳入 五一、二〇五、七九九 円

歳出 三四、九七八、八五三

差引歳入超過 一六、二二六、九四六

樂務勘定

保険院

支入該出共	三一、一八六、六〇〇 円
二、豫備金融係	
①昭和二十年度緊急労災費第一豫備金支出額	
五〇七、二一四、〇〇〇 円	
②昭和二十年度第二豫備金支出額	
五五、六六五、三五七 円	
支出要求中ノモノ	
緊急車輌保険料費	五五、五五三、五七二 円
緊急労動員旅費	
要求額	四、〇〇一、二二九 円
所要額	二、九六〇、〇〇〇
大蔵省金定額	九〇〇、〇〇〇
差引復活要求額	二、〇六〇、〇〇〇
緊急詔晏務費	一八七、八〇〇
失業保険實施準備費	五九、四八三
三真ノ他	

保 險 院

〔昭和二十一年度歳出豫算節約額	八〇、五一五、五〇八
一般會計	八〇、二四四、八二一
特別會計	二七〇、六八七
厚生保險特別會計	二五九、〇七八
労働者災害扶助責任保險	一一、六〇九
〔昭和二十一年度歳出二付テハ現在各局ヨリ提出ノ案ニ基テ大體 答へ提出スペク微討中ナリ	

民局所官事項

保 險 院

- 一、西民體育ニシスル件
- 一、國立公園ニシスル件
- 一、保健所ニシスル件
- 一、國民栄養ニシスル件
- 一、戰後生活指導ニシスル件
- 一、母子及婦幼渠兩ニシスル件
- 一、乳幼兒栄養ノ確保ニシスル件
- 一、引湯氏接種ニシスル件
- 一、戰災後護ニシスル件
- 一、戰後社會政策ニシスル件
- 一、興生學美ニシスル件
- 一、詩鮮歸還者ニシスル件

一、國民體育ニ關スル件

現下ノ諸試勞ニ鑑ミ氏刀涵養ノ根基タル國民體力ノ鍛錬ハ刻下
ノ要務ナリ之ヲ爲從來ノ戰役訓練の題目ノ實施フ中止シ本記聞
~~此種訓練事項~~體育行政機關ノ擴充強化ヲ圖ルト共ニ体操
武徳並ニ一致スボーナノ獎勵・漁獵等ニケル健全活動ヲ普及
セントス

二、國立公園ニ關スル件

國立公園ハ國外十二ヶ所アルモ其ノ管理事務ニ關シアハ決議
信直トシアマ時中停止セラレーリタルモ新日本發足ニ當り本來
候補地ニ對シアモ指定ヲう慮セントス

二 保 險 院

一 保健所ニ關スル件

保健所ハ昭和十二年四月制定ノ保健所法ニ基キ國民ノ體位ヲ向上セシムル爲地方ニ於テ保健上必要ナル指導ヲ爲ス所トシア部道、縣及五八都市ニ依リ、置セラレタルモノナルモ其後國民衛生法、國民體力法ニ於テ各種ノ衛生方保健所長ニ附與セラル、ニ及ビ河次體力管理ヲ中軸トセル行政廳タルノ性格ヲ帶び來レリ。日下保健所ノ行政廳タル性格ヲ更ニ明確ニスヘタ保健所法ノ改正ヲ考慮シ又、後ニ於ケル國民健康確保ノ重要性ニ鑑ミ之ガ一直ノ強化擴充ヲ圖ルベク手續申ナシ。

保 險 院

一 國民衛生ニ關スル件

地方ニ於テ從來行ハシハタル栄養改善、栄養指導ノ諸事業ハ時局下感ニ重要性ヲ加ヘタルニ鑑ミ、現下ノ毒蟲ニ即應セル施策ヲ強力ニ施セシムルト共ニ昭和二十年四月栄養士規則ヲ制定シタルニ引續キ都道府縣ニ栄養士養成所ヲ設置スベク考慮申ナリ。

一 及生活衛生ニ關スル件

移載ニ依リテ後ノ國民生活ハ愈々複雜而廣ナルベク此ノ事

態ニ對處スル爲明期ニシテ開港ナル新生活體制ノ確立ヲ目
トシ、國民生活ノ實態把握ニ付諸調查ヲ實施スルト共ニ
必要ナル研究ヲ行ヒ而亦諸國體ヲ通シテ諸般ノ施策ヲ推進
セシメツ、アリ。

一は子及姪婦集團疎開ニ關スル件

大都市ニ於ケル母子及姪婦集團疎開ハ可意概不二制ヲ實現
済ナル處終戰ニ序ヒ、諸國ノ事例ヲ考慮シ昭和二十年十月
十六日ヨリ都市ヘノ改メタ谷勿ナラシムルコト、シ日下取
廻中ト易。

保 險 院

一乳幼兒栄養ノ確保ニ關スル件

牛乳、乳製品等乳幼兒ノ地對必需栄養ノ確保ヲ圖ル爲姪產
童及乳幼兒營養難保封策要本ニ依リ平生、森林、畜及關係
團體等協力・依り之方改善ヲ實施促進中ナリ。

一引揚民援護對策ニ關スル件

外埠及外國一在住スル邦人ニシテ内埠ニ引揚ニ豫想セラル者ノ數ハ約三白八十三萬餘人ニシテ之等在留邦人ハ本年九月ヨリ昭和二十三年四月迄ニ引揚ヲ爲ス豫定ニシテ現在樺太及支那、滿洲、朝鮮、各地ヨリ逐次引揚ケソツアリ政府ニ於テハ去ル八月三十日「外埠及外國在留邦人引揚者應急援護措置要綱」ニ決定シ尙主要上陸地一下關、門司ニ引揚民事辦所、設置スル等、借道ヲ講ジ上陸地ニ於ケル宿舎、軒屋、食料ノ給與、醫療一萬全ヲ賄スルト共ニ定着先ニ於ケル就職、軒屋、職業輔導並生活困難者ニ對スル保険等之カノ成ニ萬全ニ期シツニアリ

一戰災者援護ニ關スル件

保 險 院

戰災者、越冬對策ニ關シテハ既ニ決定ヲ見タル基本方針ニ基キ關係各省、緊密ナル連絡、下ニ車船品具、他各種統制機關等、保有物資、迷力ナル配給並一般民間ヨリノ供出運動、強力ニ實施セシメ併セア民間工場ニシテ所要物資、緊急增產、實施セシメツ、アルト共ニ住宅及住宅用資材、急速ナル補給、行ヒ戰災者用住宅、整備ニ進メツ、アリ目下之カ計画ニ進メツ、アリ

一戰後ノ附會事業對策ニ關スル件

戰後、國內學情、試験ニ伴ヒ今後附會事業ハ益々其ノ重要性、加ヘ來リタルニ鑑ミ廣ク衆知、聚メ之カ適切ナル施策、策定スル爲厚生省ニ附會問題對策委員會、設置スヘク

一興生事業ニ關スル件

興生事業ハ内地在住外地同胞ノ皇民化及保護指導ヲ目途トシ昭和十一ヨリ協和事業タル名稱ノ下ニ之ヲ行ヒ來リタルガ昭和十三年厚生省ノ新設ニ伴ヒ同省社會局後ニ生活局更ニ選民局之方主管スルコトトナリハニ至リタリ

昨年十二月政令ノ企圖セル外地同胞ノ政治處遇改善ト照應シ内地在住者ノ一般處遇改善ヲ實スルコトトナリ昭和十九年度ニ於テ第二豫算金三百萬余圓（本年度六百二十余圓）ヲ計上シ本省並ニ地方議員ノ充實ヲ圖リ興生事業委員會ヲ設置シ外事團體タル中央及地方興生會ヲ改組擴充シ本事業ノ長期的刷新擴充ヲ行ヒタリ

保 險 院

中央興生會ハ昭和十三年十一月道府、協和會ノ連絡調整機關トシテ創立セラレタル中央協和會ヲ昭和十九年十一月末改稱シタルモノニシテ改定ト表裏一体トナリ所期ノ使命ヲ遂行シ致リタリ

然ルニ今次終戰ニ伴ヒ本事業中止丁度、兵事思想、及、田勸耕作人労務者勤勞、被等實地不可能又ハ不必要トナリタルニ致ハ之ヲ停止シ矯正教化、保健衛生其ノ他ノ課業ハ之ヲ繼續實地スルモノトシ特ニ時局ノ急變ニ因ル人心ノ不安動搖防止、失業者救濟及職業補導ニ重視ヲ置キ、ニ歸附、歸台者ノ保護、施ニ萬遺憾ナキヲ期シ更ニ朝鮮人及び台灣人ト内地人トノ間ニ最モ緊密ナル關係ヲ確保維持シ文遠ニ亘リ共榮和親ノ實ヲ揚グル爲メ新舊態ニ對應スル適切ナル政策ノ計畫實策ニ意氣努力中ナリ

一 脱鮮歸台者ニ關スル件

終戦ニ伴ヒ内地在住朝鮮人及台灣人ニシテ歸還ヲ希望スル者ニ對シテハ其ノ希望ヲ容レ充分ナル保護ノ下ニ之ヲ迅速且圓滑ニ輸送スルコトトシ八月二十八日開港連絡航路ノ開始ニ依リ關係各省ト協掌ノ上優先的ニ應召解除軍人約五萬人及集團出動朝鮮人勞務者約三十二萬人ニ就キ月間約十萬人ノ輸送計畫ヲ目下記中ナリ

内地在住一般朝鮮人約百七十萬人中歸還希望者見て約七十萬ソ輸送ニ付テハ右計畫諭決ノ了後之ヲ行フ豫定ニシテ之ガ諸般ノ趣ミヲヘツアリ。尙内地在住台灣人約三萬人中歸還希望者ハ少數ノ見込ナルモ配船該計畫ノ則ニ國體ヲ指掌シ運送ナキヲ期シツツアリ

保 險 院

計畫樹立シ雖キ現ニアルヲ以テ未ダ輸送實施ノ道ビニ至ラズ此等一般朝鮮人及台灣人轉還希望者ノ出發待期中ニ於ケルニ活護ニ付興安會台該計畫ノ則ニ國體ヲ指掌シ運送ナキヲ期シツツアリ

衛生局所管事項

- 一、醫療關係者ノ復員對策ニ關スル件
- 一、較後兩療對策ニ關スル件
- 一、醫藥品其ノ他ノ衛生資材ノ確保ニ關スル件
- 一、結核對策ノ徹底ニ關スル件
- イ、復員ニ伴フ結核對策
ロ、結核療養施設ノ擴充
- 一、花柳病豫防對策ニ關スル件
- 一、歸還軍人、軍屬及引揚氏ノ海港檢疫施行ニ關スル件
- 一、海港檢疫事務ノ一元化ニ關スル件

保 險 院

一、醫療關係者ノ復員對策ニ關スル件

戦爭終結ニ伴フ醫療關係者ノ復員ハ相當多數ニ上ル見込ナル
ラ以アマガ特別ノ措置ヲ講ズルノ必要アル爲臨時復員計畫委
員會ノ一部門トシアノ醫療關係者特別部會ヲ設ケ各關係方面ト
ノ連絡ヲ圖リ尙地万聽其ノ他ヨリノ資料ヲ取締メ近ク之方具
体の方景ヲ樹立セムトス

保 險 院

一 戰後醫療對策ニ關スル件

戰災地ニ於ケル醫療機關ノ滅失、戰爭終結ニ伴フ轉換關係者ノ復員等境下内醫療事情ノ改善ニ對處シ戰災地ニ於ケル醫療機關ノ復興ト其ノ能ノ地域等ニ無恤地域ニ於ケル醫療機關ノ苦労ヲ圖ルト共ニ其ノ適正ナル運営ヲ為シ以テ被民醫療ノ普及向上ト戰後ニ於ケル被氏体力ノ向上並ニ被民生活ノ安定ニ寄與スル爲日下戰後被民醫療對策要綱案ヲ作成シ關係方面ト連絡ヲ執り急速ニ之方實現ヲ圖ル万計ナリ

保 險 院

一、醫藥品其ノ他の衛生資材ノ確保ニ關スル件

戰後ニ於ケル調査体力ノ保持増強ヲ圖ル為ニ醫藥品其ノ他の衛生資材ノ供給ヲ確保スルノ要愈々緊切ナルニシテ化學工業及機械工業ヲ可及的ニ醫藥品並ニ之ガ原料生産及醫療機械器具生産ノ各部門ヘノ吸收轉換ヲ爲シ以テ其ノ生産基盤ノ充實強化ヲ目蘭トス

保 險 院

「結核對策ノ徹底ニ關スル件

イ、復員ニ伴フ結核對策

復員軍人、軍属、勳労者及外地ヨリ歸還スル者ノ中ニ
ハ相當數ノ結核患者有リ之ガ病毒蔓延ヲ防止スルハ喫
緊ノ要務ナルヲ以テ之等復員者ニ對スル確効指揮等復
員ニ伴フ結核對策ノ万全ヲ圖フント

ロ、結核療養施設ノ擴充

戰爭ニ伴ヒ激減セル結核患者ノ療養ノ徹底ヲ期スル爲
軍團係其ノ起ノ既存施設ノ轉活用ニ依リ日本海援團ヲ
シテ速ニ所要ノ結核療養施設十萬病床計畫ノ完成ヲ圖

保 險 院

ラシムルモノトス

「化粧病源防封策ニ關スル件」

既往性病ノ蔓延スルヘ自然ノ趨勢ニシテ其ノ豫防撲滅ツ圖ルハ圖下徳メテ其務ナルヲ以テ其ノ對策トシテ特殊從業婦ニ對スル健康診断ノ施行強化ヲ圖ルト同時ニ日本警察署サシテ化粧病ノタメノ治療所ヲ設置セシメ之ガ豫防並ニ治療ニ當フシムルコト、セリ 他万財團法人日本性病豫防協會ノンテ性病豫防藥品ノ規格設定、性病豫防醫ノ再教育、治療方針ノ確立、檢査方法ノ改善等ヲ研究セシメ併セテ豫防思想啓發ノ學藝ヲナサシメ以テ化粧病ノ豫防撲滅ヲ期セントス

保 險 院

「海軍軍人、車輛及引導民ノ海港檢疫施行ニ關スル件

戰爭終結ニ伴フ海軍軍人、車輛及引導民ニ對スル海港檢疫ヲ
御台閣收高司令部ヨリノ指令ニ基キ之ヲ施行スルコトトシ由
下之ガ微漫實施ノ為メ必要ナル官制（侵襲地海港檢疫所官
制）ノ制定方ヲ其議スルト共ニ之ニ委スル所要諸算モ車輛中
ニシテ近ク要求ノ肆定ナリ

保 險 院

保
險
院

「海港被災學術ノ一元化ニ關スル件」

海港被災ニ關スル學術ハ現在博士省及逓信省ニ於テ夫々所管シ居ルモ現下ノ如キ引揚狀況ヨリシテ之ガ被災效果ノ實ヲ擧タルニヘ右被災學術ノ一元化ニスルノ聲アリ

勤勞局所管事項

一、國民勤勞動員令（勤令）廢止及勤勞配置令（省令）制定ニ關スル事項

ル事項

二、臨時國民登錄實施ニ關スル事項

三、勤勞研究所ニ關スル事項

四、復員者ノ就職對策ニ關スル各省共通要望事項ニ關スル事項

五、臨時復員對策委員會ニ關スル事項

六、労働組合ニ關スル事項

七、勤勞管理行政機構ノ刷新整備ニ關スル事項

八、大日本産業報團會解散ニ伴フ豫算措置ニ關スル事項

厚生省

一、日本勤勞厚生會ノ設立ニ關スル事項

二、賃金統制ニ關スル事項

三、優良都市ノ應急簡易住宅建設ニ關スル事項

「國民勤労勵員令」勅令廢止及勤労配給令「省令」制定ニ關ス

ル事項

戰爭終結後ノ勞態ニ即應シ國民勤労勵員令ヲ廢止シ之ニ伴フ勤労秩序ノ混亂防止並ニ国民ノ完全就職ニ復興ニ伴フ車人車場・軍需關係從業者等ノ職務轉換ヲ迅速且圓滑ニ遂行スルコトヲ目的トル勤労配給令ヲ制定スペク十月五日閣表決定十月十日公布施行ノ確定ニ在リ

「臨時國民登録實施ニ關スル事項

戰爭終結後ニ於ケル勤労事項ノ改變特ニ車ノ復舊・軍民需ノ產業轉換ニ伴フ勤労者ノ獎勵・訓練復歸・失業等勤労實態ヲ的確完全ニ把握スルタメ十二月一日現在ヲ以テ全國一齊ニ臨時國民登録ヲ實施スルヨトシ日下關係等の進行中ナリ
尙本年十一月一日實施スペキ定期國民登録ハ之ヲ停止スルモノトス

厚生省

一勤労研究所ニ關スル事項

勤労ニ關スル科學的研究ヲ為シ以テ勤労行政ニ科學的基礎ヲ與へ且ツ又勤労行政關係官及民間關係者ヲ養成訓練シテ之ニ勤労ニ關スル科學的知識ヲ備ヘシメ研究ノ成果ヲ適確ニ行政ニ反映

セシムルノ要喫緊ナルニ端ミ厚生省ニ「勤労研究所」ヲ設置スルコトトシ日下之が法制的、算算的措置ヲ収運メツツアリ

一 傷員者ノ就職對策ニ關スル各省共通要望事項ニ關スル事項

較等給付ニ伴フ傷員者ハ外地外ヨリ引揚氏ヲ併セ「三二四萬人ニ達スペク之ガ就職對策トシテ」前略復辟、〔女子代替就職等極力就職斡旋ラニテ〕現狀ノ盛推移センカ近キ將來二於テ六百萬ノ就業不能者ヲ生ズル見込ニシテ關係各省ヲシテ造ニ各種民需産業、戰災復舊事業等ヲ開始セシムルノ外各般ノ施設ニ之等後員者ヲ吸收セシムルノ要アルヲ以テ別途關係各省取進中ナリ

厚 生 省

ニ右シ右成城對策實施上共通的アル事項ニ付要望セントシ日下

一 時時復員對策委員會ニ關スル事項

戰爭終結ニ伴フ復員者ノ就職對策ニ關シ必要事項ヲ調查審議スルタメ本委員會ヲ改選シ委員官氏六九名・厚生次官ヲ以テ委員長ニ充テ九月五日第一回本會議ヲ開催セリ、兩今必要ニ應ジ本委員會ヲ活潑ニ運用セントス

一 労動組合ニ端スル事項

今後労働組合ノ結成必須ノ状勢ニ鑑ミ之ヲ中正確健ニ導ク爲所要ノ法的措置ヲ講ズベク目下研究中ナリ

一 勤勞管理制度ノ刷新整備ニ關スル事項

終戦後ノ新事態ニ對處セシムル爲從前ノ勤労管理制度ニ付徵討ヲ加ヘ之ガ刷新臺帳ヲ圖ルノ要アルヲ以テ差當り勤労管理制度ノ監察機構ヨリ分離セシメ ~~生方人等ノ新方モ~~ ~~新規的色彩~~ ~~之ヲ~~ 機會ニ關係官吏ノ資質向上ヲ圖ル爲目下所安ノ指掌ヲ講ジツツアリ

厚 生 省

一大日本産業報國會解散ニ伴フ賸算措置ニ關スル事項

戰爭終結ニ伴フ新事態ニ對處スル爲大日本産業報國會ハ九月末日ヲ以テ解散セルガ右解散ニ伴ヒ同會ノ行ヘル全產業戰士空襲被害共濟運動ニ要シタル懇請及同會機關ノ退職手當及殘務整埋ニ要スル經費等ノ赤字開墾ニ關シ目下大礙面ニ對シ所要導管ノ支田方交渉中ナリ

一 日本勤労厚生會ノ設立ニ關スル事項

今後ニ於ケル勤労情勢ヲ察スルニ勤労者ノ福利厚生ニ關スル施設ヲ充實スルハ極メテ緊要アルニ鑑ミ、之ガ實施推進機關トシ

テ日本労働學生會（候補）ヲ民間側、自主的企圖ニ依リ設立セシムルヤウ工作中ナリ

『賃金統制ニ關スル舉項

蓋當り賃金統制令中終戰ニ依リ其ノ必要性ヲ失ヒタル最高初給賃金、賃金總額制限等、諸統制方式ヲ廢止スルコトトシ新タナル最低賃金、自治的統制方式等、設定ニ何テハ目下考究中ナリ

『震災都市應急簡易住宅建設ニ關スル舉項

本件ニ關シテハ九月四日閣議ニ於テ全國震災都市ニ於ケル假小屋住・震災者ヲ主タル對照トン震災者越冬對策・一暖トシテ第一次三十萬戸ヲ目途トシ緊急建設スルコトニ決定目下着々實施中ナリ

保 險 院

保險局听旨事項

一 社會保険制度ノ強化並ニ關スル件

厚 生 省

一、社會保險制度、強化整備二関スル件

戦後ニ於ケル社會保險制度ハ國民經濟生活、最低保障ト國民医療、徹底確保ヲ目標トシ拡充強化ヲ要入。

(1) 現制度二付

(1) 各種社會保險制度、統合整備、件

(2) 診療機関、充實整備ト診療報酬、適

生省

正化、件

備考

直營診療所、増設、医薬品、充足、施設

(2) 戰後措置二付

(1) 失業保險制度、創設準備、件

(2) 國民家族手當制度、研究、件

(3) 國民健康保險組合、普及等社會保險範囲拡充、

件

軍事保護院所官事項

- 一 戰後ニ於ケル軍事援護ニ關スル件
- 一 車病院義肢製作所其ノ他車直轄事務ノ移管ニ關スル件
- 一 軍事保護院ノ機構強化ニ關スル件
- 一 遺疾場夷軍人並ニ其ノ家族ノ生活及職業援護ニ關スル件
- 一 踏拂軍人ノ援護ニ關スル件

厚 生 省

六

一 戰後ニ於ケル軍事援護ニ關スル件
戰爭終結ニ依リ後來、軍事援護、根本理念ハ一
変ニタルモ其重要性ハ愈々増大セルヲ以テ今後
ハ新事態ニ即應スル指導精神ノ下ニ國民、軍事
援護精神ヲ益々昂揚持續セシムト共ニ援護事業
、強化徹底ヲ圖リ又遺族、家族及傷痍軍人ニ對シテ
ハ各、平和日本再建ニ奉公セシムルヤウニカ指導ニ
遺憾ナキヲ期又ル要アリ

軍事保護院

一 軍病院 義肢製作所其、他軍直轄事務、移營、三脚
スル件

陸海軍復員ニ伴ヒ軍直轄事務中陸海軍病院、診
療業務ハ本院ニ移管セラル、コト、ナリ軍當局ト連絡
シ既ニ諸般、準備ヲ進メシ、アリ其、他義肢製作恩
賞關係陸海軍~~難船~~等、事務ニ付託之が移管ニ付考
究中トス

一、軍事保護院、機構強化ニ関スル件
終戦ニ伴ヒ歸郷軍人、後護及遺族傷痍軍人、職業
保護並ニ陸海軍病院其ノ他軍業務、移管等ニ依リ
事務繁劇ヲ加フルヲ以テ軍事保護院、機構ヲ強
化スルコト、シ官制改正、年續申ト入

一、遺族傷痍軍人並ニ其ノ家族、生活及職業後護ニ關ス
ル件

遺族傷痍軍人並ニ其ノ家族、生活後護ニ付テハ軍事
扶助法、運用並ニ法外援護、徹底ニ依リ其ノ生活ニ
支障ナカラシムルト失ニ今後ハ是等後護ヲ受クル者ヲ
シテ無為徒食スルコトナフ自立自営、精神ヲ涵養
セシムル方針、下ニ職業補導及授産事業、擴充
強化ヲ圖ルニ要アリ又時局、急変ニ依リ補導科目、
転換並ニ援護施設、改変重度傷痍軍人ニ対スル職
場保護ニ關スル措置等夫々急速實施、要アルヲ从テ
諸般準備ヲ進メフ、アリ

一、歸郷軍人・後護ニ関スル件

歸郷軍人ノ後護ハ失業問題ニ關聯シ戰後經營ノ緊急事項ニ付特ニ慎重適切ナル處置ヲ要スルヲ以テ原職復歸ハ勿論就職ニ付テ尤優先的ニ之力斡旋ヲ為サシムルヲ要シ又生業後護ニ付テ元之強化スベク目下夫々取運中ニ在リ尚民間團体タル財團法人遺族傷痍軍人保護並退職軍人職業輔導会及恩賜財團復員後護會ハ之ヲ統合シ左團体ヲ通シ積極的且強力ニ就職相談指導・職業輔導等ヲ實施セシムベク目下諸般準備ヲ進メツ、アノ

裏面白紙

六

昭和三十一年四月二十四日

事務官



大臣

次回

同

大臣事務引 緊事項二件
標記之件別紙、通決定相成可矣哉

上

裏面白紙

昭和二十一年四月
日

厚生大臣勅引繼學項

一大臣官房所管事項

一衛生局所管事項

二社會局所管事項

三勞政局所管事項

四職務局所管事項

五保育局所管事項

六警察局所管事項

大臣官房所管事項

- 一、人事ノ運用ニ關スル件
- 二、厚生省職員數
- 三、勞働省設置ニ關スル件
- 四、旗章ニ關スル件

厚
生
省

一、人手ノ運用ニ關スル件

厚生省ニ於ケル有資格者ノ人手ニ關シテハ厚生、内務兩省間ノ協定ニ依リ交流ノ建前ヲ採リツツアリ

二、當省所管職員總數概ネ左ノ如シ

一級官	四六人
二級官	一、八八六
二級官待遇	一一一
三級官	一、九三〇
三級官待遇	八六一

厚

生

省

其ノ他

二二、六二七
二七、四七一

内 譯

(一) 厚生本省

一級官	六人
-----	----

二級官

三級官

其ノ他

計	九七二
---	-----

(二) 藥療局

國立公文書館
National Archives of Japan

省

生

一級官	二八人	一、一六二	三級官	二級官	引揚援護院
其 他					
計					
		一、二、四九〇			
		六四四			
一					
四、三二四					

五、二〇〇 厚
六、三七三 計 其ノ他

國語

一
七

三

三

國朝詩集

二般冒待遇

三級官待遇

計

九八二

厚

生

省

59

一 勞働省設置ニ關スル件

三月上旬、マツクアーサー司令部公衆衛生輔社部サムス大佐及
經濟科學部勞働科コーン氏ヨリ、非公式ニ、勞働省を設置シテ
ハ如何。トノ意見アリ、コレト併行シテ、別ニサムス大佐ヨリ
非公式ニ、公衆衛生部門ヲ強化シテハ如何。トノ示唆アリ依テ
厚生省ニ於テハ、非公式ノ事務局研究系トシテ、勞政、勵労、
保険ヲ中核トスル勞働省設置系及衛生、社會ヲ中核トスル社會
保険省設置來竝ニ、勞政、勵労ヲ中核トスル勞働省設置來及衛
生、社會、保険ヲ中心トスル社會保健省設置來ノ二來提出セリ。
但シ、本來ニ付テハ、尙研究ノ餘地有分ニアリ、且ツ本問題ハ
アリ。

厚 生 省

内閣金爵トシテ研究スペキ問題ナルコトニ付テハ先方モ了解シ

算二調スル學項

『同上省所會和二十一年度豫算(國議決定ヲ經次ノ議會ニ提出スペキモノ)』

一般會計政出豫算

經常部 三五五、八六二、四八四 内

臨時部 一、七四〇、八六一、三六一

計 二、〇九六、七二三、八四五

特別會計政入政出豫定額

(1) 廉生保険特別會計

健保勘定

保 險 院

政入政出共 三四五、八六六、四七八 内

年金勘定

政入 一、七四二、〇九九、三四〇 内

政出 一五〇、一七六、九五六

差引政入超過 一、五九一、九二二、三八四

給員勘定

政入 八一、二一八、五九二 内

政出 三二、一五五、八五三

差引政入超過 四九、〇六二、七三九

紫勞勘定

収入戻却共

四二、二四八、三二三 円

(4) 文化省災害扶助責任保険特別會計

戻入戻却共

三五、三八九、九四五 円

二、昭和二十一年(施行)内實行核算額(一四五六月分)

(1) 一般會計戻却核算

三五、五四六、五四五 円

四八五、五〇六、六一九

計 五二一、〇五三、一六四

(2) 特別會計戻却

保 險 院

(1) 売主保護特別會計

三〇、四二一、六七五 円

牛金勘定 二五、七六九、二四五

給費勘定 四、六〇四、八六三

業務勘定 八、五五八、二六五

(3) 學術者災害扶助責任保険特別會計

六、九〇二、二四五 円

三、具ノ他 擬柔專項ナシ

衛生局所管事項

- 「國民營養法ノ改正ニ因スル件
- 「營業業者ノ販賣向上ニ因スル件
- 「衛生試験所臺輔擴充ニ因スル件
- 「廃棄收納監督強化ニ因スル件
- 「特殊衛生用物資ノ處理ニ因スル件
- 「醫藥品生產増強ニ因スル件
- 「結核防治ニ因スル件
- 「國民衛生法ニ因スル件
- 「保健所ニ因スル件
- 「保健婦ニ因スル件
- 「國民營養調查ニ因スル件
- 「營養改善事業ニ因スル件
- 「母子保健ニ因スル件
- 「恩賜財團母子營養會ニ因スル件
- 「飲食物衛生ニ因スル件
- 「清掃衛生及多衆集合スル場所ノ衛生ニ因スル件
- 「水道及下水道ニ因スル件
- 「屠場及屠畜ニ因スル件
- 「國立公園ニ因スル件

保 險 院

保 險 院

「傳染病防護策ニ關スル件」
「化粧病院防法ノ改正ニ關スル件」

『勧民醫療法ノ改正ニ因スル件

國民醫療法ニ付テハ現下ノ情勢ニ應ジ各方面ヨリ之ガ改正ヲ必
要トスル意見アルヲ以テ醫療制度協議會ヲ設置シ且下之ガ改正
ノ要否真ノ他醫療制度ニ因スル各般ノ問題ニ付審議中ナリ。

保 險 院

ア 医療関係者ノ資質向上ニ因スル件

醫療関係者即チ醫師、歯科醫師、産婆、保健婦、看護婦ノ資質
向上ニ因シ聯合軍總司令部主催ノ下ニ夫々資質向上ニ因スル委
員會が設置セラレ學生會、又教育及教育機關ノ代表者ガ委員ト
シア參畫シ目下夫々教育制度及免許制度ニ付研究ヲ進メツツア
リ、右ノ中醫師ニ因シアハ既ニ教育機関ノ大學昇格、教育內容
ノ刷新、教育機関卒業後一年間ノ實地修業ノ實施並ニ醫師國家
試験ノ實施等ガ決定セラレタリ。

保 院 險

一衛生試験所整備擴充ニ關スル件

衛生試験所ハ昭和二十年三月戰災ニ依リ神田區和泉町所在、
會並ニ機械器具等諸施設焼失、爲臺東復興遂行ノ必要上高麗
軍衛生材料不敷、會並ニ施設一時使用方ヲ大藏省に有財庫部
ノ許可ヲ執務中ナルモ右廠ハ終戦後荒廢甚シク之が撤遷ナ
ル整備ニ付テハ相當ノ費用ト努力ヲ要スルモノアリ。

聯合國軍司令部ノ意向トシアモ本試験所機械ヲ擴充シ公衆
衛生ノ確保ヲ期シ所要ニ付此附別途豫算ヲ要求スルト共ニ機
械ノ整備充足ヲ計ルノ要アリ。

保 險 院

一 廉潔取扱の省令化ニシスル旨

昨年十月以降聯合國事務司令部ヨリ廉潔禁止令廃止ヘロイン
使用禁止令ガ依次イデ發セラレ之ニ即シボツダム宣言ニ善
ク勅令ニ成リ省令ノ公布及通牒ヲ以テ屢次之ガ取扱ノ省化
ヲ基シツツアリシガ更ニ廉潔ノ取扱ニシテニシテ確ナル範圍
及取扱ノ實施万ノ指令ヲ參照シタルヲ以テ之ガ省化ヲ期スル
既ニ本年三月第二回監査ヲ以テ之ガ取扱監督ニ要スル結果ノ
支出ヲ仰ギ本省ニ於テ監査官一人校師五人馬二人扳手五人、
地方巡回分トシテ教諭六人投手一五六人ノ監査ヲ令ケルト
共ニ近ク勅令ヲ以テ廉潔取扱令ハ監査・立候中一及省令ヲ以

保 險 院

テ廉潔取扱規則（銀相・立候中）ヲ公布シ之ガ全面的具体的

取扱ノ方針ヲ樹立セントシツツアリ。

一、各該社生用物資ノ應需ニ付スル件

聯合軍ヨリ返還ラテクベキ本物件ハ内務省ニ於テ受領保管ノ上品競標式賣社ニ引渡シ全社ハ乙ラ現行ノ下記試給機材ヲ運ジア骨董スルコトトシハ々之が並達ナル特種ラ追メツツアリ

本物件ノ聯合軍ヨリノ引揚シハ昨年末ヲ以テ大部分ヲ終了シ之ガ一括ニ付テハ不取敢二月末ヲ以テ二行程ノラ全般的ニ戰災者及引揚者救援用ニ優先即時セリ

又軒ニ必要ナル重要機器品、衛生材料、暫定敷ニ付テハ越冬對策其ノ如若急需要、發生ニ付ヘ經費スルコトトシ其ノ他ノ

保 險 院

全般ニ付テハ三月中旬全國ブロック會議ヲ全國七ヶ所ニ於テ開催各都道府縣會議ヲ爲シ目下前々之ガ配給ラ爲シツツアリ

保 險 院

一機器品生産増加ニシスル件

前項機器新舊入社件ニ件ヒ國内未利用資源ヲ開發シ漁業工場ノ復舊ヲ圖ラシメ漁業・引揚者ノ移住並見返物資トシア機器品・生産場所ニ於ケル民供給ノ運行増強ヲセシガ爲シ作成面ト連絡之方促シニ努メツツアリ。

保 險 院

一 結核予防ニ付スル件

(一) 従業者結核対策

従業者、引見者等ニ對シ結核ニ障スル者診断ヲ行ヒ観見
サレタル患者又ソノ家族等ニ對シ療養並ニ預防ニ付スル方
ナス

(二) 勤務預防接種

結核ノ發病ヲ防止スル為未だ染毒者ニ吉少年ニ對シ結核
防ワクチンB・G・Gノ付セラ行フ

保 險 院

一國民衛生法ニ據スル件

國民衛生法ニ依ル衛生手術ノ實施ヘ關時甲等比中ナリシモ給
取ト共ニ行發足ラナシ以ア國示紅暫ノ負コトナル惡質過傳病
者ノ間少ラシラントス

一 保 備 所 ニ 関 ス ル 件

保 備 所 ハ 昭 和 十 二 年 四 月 公 布 セ ブ レ タ ル 保 備 所 法 ニ 基 キ 國 民 ノ
體 位 ヲ 向 上 セ シ ム ル 為 地 方 ニ 於 フ 保 備 上 必 要 ナ ル 指 導 ヲ 為 ス 所
ト シ ア 都 道 府 縸 及 五 大 都 市 ニ 依 リ 設 置 經 营 セ ラ ル ル キ ノ ナ ル 所
昭 和 十 九 年 ニ ま り 各 績 官 公 務 保 備 指 導 施 設 ヲ 統 合 シ 保 備 所 創 ノ
整 備 漢 元 ヲ 圖 ル ト 天 ニ 天 ノ 運 営 強 化 ノ 基 準 ト シ ア 保 備 所 選 備 制
新 妥 納 ヲ 制 定 シ 以 ア 具 ノ 機 能 ノ 十 全 ナ ル 發 握 ヲ 圖 リ ツ ツ 今 日 ニ
及 ピ タ リ

保 險 院

一 保育婦ニ歎スル件

保育婦ハ保育婦規則（昭和二十年五月二十一日制定）ニ基キ保健指導及療養勧導ニ從事シ以ア國民體力ノ向上ニ寄與スペキ實務アルモノトス

昭和二十一年二月戰後ノ撫育ニ對應スル爲保育婦養成所指定規程ヲ改正シ修業年限ノ延長及内容ノ充實ヲ圖リ以ア保育婦ノ資質向上ヲ期シツツアリ

一國民營養調査ニ関スル件

昭和二十一年十二月十一日付聯合國最高司令部發日本帝國政府ニ
對スル覺書ニヨル年四國ニ亘ル國民營養調査ニ關シアハ昭和二
十一年十二月中ニ東京都ヲ、昭和二十一年二月中ニ東京都外十八
府縣ヲ調査完了シ目下統計報告書縕中ナル所更ニ來ル五月中ニ
於ア東京都外二十八道府縣ヲ實施セントシ目下準備中ナリ

保 險 院

「農業改善事業ニ涉及スル件」

國民營農ノ改善ハ刻下最も重要事ナルヲ以テ前年度ニ引續キ昭和二十一年度ニ於アキ豫算一〇四、〇〇〇圓ヲ以テ左ノ如キ事業ヲ行ハントス

イ市町村營農指導員ノ養成

ロ營農效率化促進指導

ハ未耕地、休耕地ノ徹底利用

ニ山野草未利用資源ノ活用方法ノ普及

ホ妊娠婦及學童ノ營農指導

ヘ營農宣、協同教學ノ普及実施

保 險 院

ト農村自給生活確立指導

「母子保健ニ因スル件

今次戦争ノ影響ハ抵抗力極メテ朝キ姪産物乳幼兒ニ特ニ甚シク
之ガ状況ハ栄養不足ニ依リ妊娠婦ニ於テハ體重ノ低下、母乳分
泌不良ノ増加等ニ塊ハレ乳幼兒ニ於テハ體重ノ低下、栄養要注
意者ノ増加等ノ結果トナリ其ハ及ブ所甚ダ憂慮スペキ状況ニア
リ。而ルニ必滿榮養品特ニ牛乳乳製品今後ノ見透ハ容易ナラヌ
過勢ニ在ルヲ以テ之ガ確保ニ關シ關係機因ト連絡ラ否ニシ之力
確保ニ何異謹策目下考究中ナリ

保 險 院

一 忠賀財團母子愛育會ニ與スル件

忠賀財團母子愛育會ハ昭和十八年十二月二十三日 皇太子殿下
御誕辰ノ佳節ヲトシ三者（忠賀財團愛育會、日本小兒保健報國
會、日本母性保護會）合同ニ依リ新發足ヲ見タル我國民間ニ於
ケル母子保健保護事業推進ノ中権圓融ナリ

長クモ 天皇陛下ニ於カセラレテハ母子ノ教化並ニ養護ニ力ヲ
致シ以テ人口増強ニ寄與セントスル趣被聞食 恩召ヲ以テ同會
ニ對シ多額ノ御内帑金ヲ下賜アセラレタリ

爾來同會ハ學生、文部兩省ノ外廓團體トシテ母子ノ保健保護ニ
關スル凡ユル事業ニ至リ活潑ナル活動ヲナシツツアルモ特ニ現
成セントス

保 險 院

下ノ情勢ニ鑑ミ之ガ事業ハ一層是ヲ推進セシムル必要アルヲ以
テ政府ハ特ニ百萬圓（昭和二十一年度）ヲ補助シ之ガ活動ヲ助

「飲食物衛生ニ因スル件」

飲食物衛生取締ハ明治三十三年法律第十五號「飲食物其ノ他ノ物品取締ニ因スル法律」ヲ根柢トシ之ニ基ク省令、地方總令等ニ依リ各地方長官ニ於テ其ノ取締ニ遺憾ナキヲ期シツツアリシモ近時諸物販特ニ食糧品ノ缺乏ニ伴ヒ衛生上有害成ヘ不適當ナル物品ヲ販賣スルモノノ増加シ特ニ「メタノール」「バラニトロオルトルイデン」等ニ因ル中毒事件多數发生セルヲ以テ昨年十月各地方長官ニ對シ取締ノ強化ニ因シ指示シタリ然ル處昨年十二月聯合軍最高司令官ヨリ「有毒飲食物取締」ニ因シ覺書ニ接シタルヲ以テ右ニ委キ本年一月勅令第五十二號「有毒飲食物取締令」ヲ公布シタルガ右ニ因シ本年四月聯合軍最高司令官ヨリ再度ノ指令アリタルヲ以テ右ニ基キ同令ヲ「メタノール」「四鉛エチル鉛」以外ノ有害物質ニモ適用スルト共ニ「メタノール」ヲ徵収含有スル飲食ノ許可方ニ因シ勅令改正案ヲ立案中ナリ

尙人工甘味質取締ニ因シテハ現下ノ一般的の甘味不足ニ鑑ミ無害人工甘味質（サツカリン等）ノ使用ヲ許可スルト共ニ有害人工甘味質ノ取締ヲ強化スル爲「人工甘味質取締規則」改正ヲ因下岡論中ナリ

保 險 院

『清掃衛生及多種兼合スル場所ノ衛生ニ因スル件

清掃衛生ハ汚物掃除法ニ基キ主トシテ市ニ於テ之ガ實施ニ當リツツアルモ近時城災資材、労力等ノ關係上都市ノ清掃ハ職能不充分ナルヲ以テ本年三月衛生局長、防疫局長ヨリ各地方長官ニ通牒ヲ發シ之ガ清掃ノ強化徹底方ヲ指示シタリ

墓地及火葬場ニ付テハ墓地及埋葬取締規則ニ基キ内務、厚生兩省ノ共管ニシテ厚生省ニ於テハ専ラ保健衛生上ヨリ之ガ取締ヲ行フモノトス

埋容、治癒等ニ因シテハ之ガ取締ニ因スル中央法令ナク専ラ地方長官其ノ地方ノ實情ニ即シ之ガ取締ヲ實施シ來レルニ特ニ浴點多キヲ以テ之方整備ニ因シ目下考究中ナリ

保 險 院

「水道及下水道ニ關スル件

水道及下水道ハ水道條例（明治二十三年二月十三日）及下水

道法（明治三十三年三月七日法律第十九號）

厚生大臣及内務大臣ノ事務ニ關スル所トス

而シア上下水道ハ君富ニ普及シ昭和十九年四月ニキテ真ノ全
面施設敷ハ上水道六九〇、下水道五三ニ達セルモ戰災ニ因リ
都市ニ於ケル上下水道ハ絶當敷被害ヲ蒙リタルヲ以テ復興院
トモ連絡ヲシリ之ガ急進後復ヲシリツツアリ

向上下水道ハ保健衛生上重要ナル既設ノ一ナルヲ以テ從來之
ガ布設、新設ニ關シ國に援助（昭和二十年十一、五八七、〇

保 險 院

（○〇）ラ魚シ來リタルガ相撲財政ノ現狀ニミ昭和二十一
年既ニ於テハヘ七六六、〇〇〇、一社ヨリ相馬シ來レル上
水道ニ關スル初助ヲ一時中止シ昭和二十二年既ニ關スルコ
トトナリタルモ右ハ市町村財政ニ程々ノ困ニラ招來スル事多
キヲ以テ之ガ前後象ニシ目下考究中ナリ

一 原場及原蓄ニ關スル件

原場及原蓄ニ關シテハ原場法（明治三十九年四月
法律第三二〇）ニ基キ主
トシテ厚生大臣指揮ノ下ニ各地方長官ニ於テ之ガ取扱ヲ實施
申ナルガ近時食糧逼迫ニ伴ヒ秋畜ノ審査量増シタルヲ以テ
禁、内務、司法各官局ト協議ノ上原場外貯穀（自家用其他）
ノ輸送ヲ強化スル乞ノ手長ニ依リ之ガ取扱ノ徹底ヲ期スペク
省令ノ改正等ニ關シ目下考究中ナリ

■ 立公而ニスル件

國立公園法（昭和十六年）ニ基ク既設十二國立公園ハ自然風景地保護ヲ主眼トシテ指定セルヲ以テ國民ノ利用上多少適性ノ點アルヲ以テ斯ニ利尼^リ目的トシ人口稠密^リ方々リ到達至便ノ風景地ヲ選定シ國立公園ニ指定スペク秩父、天馬天城、志摩、琵琶湖、金剛高野、英彦山耶馬溪等ヲ他有地トシテ編定中ニシテ開拓完了セルモノヨリ順次指定ノ意定ナリ

然水平和日本建築ニ合ヒ國立公園行政ハ大イニ達成ヲ期待セラレ日ツ外容新穎、國際收入上ヨリセシ莫大収入ナルヲ以テ之國立公園會並ニ地方管轄機關活動ニ付至其考^シラヌルモノトス

保 險 院

「傳染病豫防對策ニ因スル件」

疫疹「チフス」癆瘻ハ近來確有ノ流行状況ヲ示シ「コレラ」キ
蔓延ノ危険性アルヲ以テ之ガ徹底的防護ヲ期スル為防援行政ノ
強化策充ラニルト同時に疫疾防「ククナン」等ノ生産ヲ増強
シ悪疫ノ急速ナル終熄ヲ期シツアリ

保 險 院

花柳病豫防法ノ改正ニ因スル件

昭和二十年九月二十二日聯合國最高司令部指令公衆衛生對策ニ
因スル件及昭和二十年十月十六日聯合國最高司令部指令花柳病
豫防封東ニ因スル覺書ニ基ク措置トシア從來ノ花柳病豫防施東
ノ強化フ圖ル爲昭和二十一年十一月二十二日學生會令第四五號ヲ
以ア昭和二十年初令第五百四十二號ニ基ク花柳病豫防法特例ヲ
公布シタルニ石ハ時尚的餘裕ナキ爲ニ採リタル暫定的措置ニシ
ア花柳病豫防法自體ノ改正ヲ避延ト認ムルヲ以ア目下之ガ改正
ニ因シ調査研究中ニ屬ス

保 險 院

社會局所官廳場

保 險 院

- 一 生活困窮者緊急生活援助ニ關スル件
- 一 生活保護法（假令）制定ニ關スル件
- 一 方面委員会改正ニ關スル件
- 一 残業・傷病者等ノ扶養ニ關スル件
- 一 船浪元兵ノ此兒童保護施設ニ關スル件
- 一 同和農業ニ關スル件
- 一 妊生娛樂ニ關スル件
- 一 非日本人ノ監禁ニ關スル件
- 一 軍人及勳爵人考覈者ニ依ル復失權復ニ關スル件
- 一 非日本人人ノ生活保護ニ關スル件
- 一 救濟用物資ニ關スル件

「生活困窮者緊急生活援助法ニ關スル件」

終戰後ノ國內現状ニ鑑ミ各年十二月十五日生活困窮者緊急生活援助法ニ關スル閣議決定ニ基キ恒子ニ各地万長官ヲシテ具体的貢献計畫ヲ立本セシメ此ニ大々之方實施フ見ツツアリ

向右ニ安スル體質ニ付アハ本年反予昇船か途上ニボア閣議決定當時ノ予定ノ実績スルノ際俄ナクセラフレ以次ノ均衡ヲ松ア 日下第一隊船金支出要氷中ナリ

「生活保護法（假物）制定ニ關スル件」

各年十二月十四日御旨奉以高司令官令亂指令ニ依ル標旨的經濟政策ノ一環トシア生活困窮ナル國民ノ全體ヲ对象トシア兵ノ取扱生活ノ休憲スルコトヲ目途トシ施行ノ救護

保 險 院

法、母子保護法、婦女保護法、職時灾害保護法、勤務扶助法等ノ各種保護法令ヲ全般的ニ整シ新ニ財政扶助ニ關スル標旨的法令ヲ制定スペク朱ル特別議會ニ付テノ準備中ナリ而シア石狩法施行ニ安スル也實以鼻ニ付アハ既ニ大誤意トノ成御フ了セ

リ

「方面委員令取此ニ關スル件」

現下諸般ノ國內現状ニ鑑ミ標旨的社會經濟政策ノ一方速トシア現行方面委員令及ニ依本的修正ヲ加ヘ現行方面委員令ヲ改正シ時局ノ要請ニ對處スルノ安アルヲ以ア目下之力改正未フ準備中ナリ而シア石狩法スル旨此頃者ノ意見ヲ徵スルト共ニ改正未ニ付屬重要勵議ヲ述タル烏方面委員制改正等ニ關スル勵議書ヲ取直シ來ル三十

日「火曜日」共ノ第一回會合ヲ招集ノ趣走ナリ

「寡姐・防撲者等ノ後詫ニ歸スル件

元「保険院」ニ於ア實地セル過失中退院族、被取車人等ノ後詫舉業ハ社團局ニケ
ノ受ケ處外ノ過失天々指正スルコトトナリタルモ車人過失、被取車人等ノ後詫ヘ一
ノ參照及物被者等ノ後詫ト併セア既下ノ點大ナル社會問題ナルヲ以テ之輩ニシテ
方策ヲ曰下考究中ナリ

「洋服兎ノ兎兎殊無趣東ニ歸スル件

今次戰爭ニ因ル被災孤兒ノ被生等ノ鳥育張元激増セルニ依リ物音御事局令部ヨリノ

保 險 院

勧募モアリタルヲ以テ取扱ヘズ別報ノ件ナシ茲時風氣ノ時シタルモ今宵御須ノ運営性
ニ極ミ之力根本端東ニ付御元中ナリ

「同和學東ニ歸スル件

附書ニ依ル个古塔ナル差別的偏見甚深ニ歸スル同和學系十ヶ年計畫ハ昭和二十一年度
ノ以テ一應終了スルコトトナリタルヲ以テ昭和二十一年度ニ於テ之力施保經營費ヲ
取小額度（ニニ六〇〇〇圓）ニ止ムルト共ニ財團法人同和學公會モ今年三月十四日
所取スルコトトナリ由ト之力前算手續中ナル力同和學東ニ付アハ史ニ飯町ノ事アルヲ
ノ以テ他日必要アルトキヘ初興志ニ即ちスル研ナル施策ニ由ヅルコトトセリ

『吳生參業ニ向スル件

内地在仕朝鮮人寺ヲ採訪宿等ノ采レル財團法人中央興業會ハ前報ノ信號ニ依リミ客生
十一月十五日ヲ以ア解散シ新ニ政府ノ通原ト相俟チ日研及好ノ貿フ事グルノ目的ト
スルに遺嘱タル日研即ち改立セフレロ同上ノ開拓ナル正移ニ万メツツアルト共
ニ昭和二十一年度ニ於アヘ朝鮮人旅設ニ要スル賃貸トシア一〇〇〇疋ヲ計上シ
日野間ノ旅費ノ取扱ニ資シツツアリ

『非日本人ノ金鉢ニ向スル件

二月十七日ノ柳吉助車船同台船ノ宿舍ニ於キ三月十八日現在ヲ以ア日本ニ居仕スル
朝鮮人、中國人、城廻人及臺灣人ノ金鉢ヲ賣却シ之カ果計ノ四月五日司令部ニ報告
セリ口下石曾路ニ在ク歸還者ノ許登録迄ノ朝鮮人ハ八月三十日迄、中國人ハ五
月十二日迄、臺灣人ハ五月十一日迄)元送ニ効力シツツアリ

保 險 院

『華人及朝鮮人勞務奉ニ武ル損失而領ニ向スル件

終戰ニ付ヒ華人文ハ朝鮮人ナル刀劍ニ「ムラ付ス」其主ニ於ア貰ヒセル休業于前共
ノ犯ノ傷矢ニ付アハ貢府の臺ノ上以府ニ於ア必娶ナル而其ノ考據スルモノトスルノ
時生十二月十日ノ開誠決定ニ為キ土產開採ノ傷矢而減トシアニヨ〇〇〇〇〇〇〇〇〇
而サレタルフ以ア口下建設工事就業會、石灰就業會、鐵道就業會、鐵鋼就業會、
國土建調係以外ノ鐵山就業會、石灰就業會、鐵道就業會、鐵鋼就業會、
セメント就業會、日本通運、陸金屬就業會關係ノ諸事業ニ付アモ同種傷矢ノ安アル

ニ付日本之方予算トシアリハ三歳ノ間隔ニ通フ安手中ナリ

一、公金實施期ニ公共福利施設ニ關スル件

公金實施期ニ公共浴場・公共便所・公共貢金・委託書・公共福利施設ハ取扱ニ依リ
失職者セルモノ多キノミナラズ終駆後之力運営ニ多大ノ困難ヲ承タシ居ルモ虞下
浴場生泊ノ貢金ニ關シ今後ノ新規想ニ即席セル之等構造施設ヲ擴充スペク日下共ノ
具體的措置ニ付キ考究中ナリ

一、非日本人ノ生活扶助ニ關スル件

紗那日本ニ居住セルドイツ國人及臺灣省民ニシテナ實證封頭又ハ送金社總等ノ理由
ニ依リ生泊凶難ヲ來セル者ニ對シ馬鹿の事務司令部ノ指令ニ基キ昭和二十一年度ニ於
アヘドイツ人生泊扶助費ニ二〇〇〇〇〇圓及臺灣省民生泊扶助費ニ二〇〇〇〇圓
ヲ夫々計上支給シ來レルカ昭和二十一年度ニ於アヘドイツ人生泊扶助費ニ二〇〇
〇圓(一人月一五〇圓)ノ六ヶ月(一〇〇人分)・臺灣省民生泊扶助費ニ二〇〇〇〇〇
圓(学生)ニ二〇〇人一人月一五〇圓(二ヶ月分)ヲ夫々計上日下右ニ依リ該款ヲ
貢施シアルモ社員ニ小計ノ生ズル額共ニ於アヘ更ニ増額安手中考究中ナリ

一、教育用機器ニ關スル件

御質原ヨリ遅延ヲ受ケタル元軍用機器中乾パン・駆逐及公取類ノ一部ヲ御質車御司
官配ノ指令ニ依リ一枚失示者・破損者・引揚者共ノ心王由國納者ニシテ算定ノ不足

ニ依リ物資入手困難ナル者ニ對シ撫恤配給スルコトトナリ目下各都道府縣共理地軍
ト運輸ノ上倉送其ノ餉ノ臺路ヲ克服シ各保有府縣ヨリ該物資ノ取得ニ極力努メツツ
アルモ冬期用衣料ニ何フハ二月二十一日給與開始ノ指令アリタルヲ以フ既ニ一部ノ
取扱濟ナル東京都外十二都道府及ビ休有職ニ於フハ給與ヲ開始セリ其ノ餉ノ府縣ニ
於フモ現地車ノ馬力ヲ供取扱ト同時ニ給與開始ノ草履ヲ運メツツアリ
御元バン・諸君ニ付フハ近々給與開始ノ指令アル見込ナリ

厚生省發社第五六號

昭和二十一年三月三十日

厚生省社會局長

軍人援護事業實施ニ關スル件

軍人援護事業ニ關シテハ官民一致克ク其ノ遂行ニ盡力セラレタル處ナ
ルモ現下ノ狀勢ニ於テハ其ノ繼續實施ハ不可能ニ立至リタルヲ以テ現ニ
實施中ノ事業ニシテ其ノ性質上又ハ個々ノ内容ニ於テ尚存續フ要ス
ルモノニ付テハ之ヲ國民一般ヲ對象トシタル枚濟福祉事業ニ止楊吸收
ンセハ概不廢止スルコトニ相成候條利記御了知、上可然指置相成ト共ニ
キニ後援護者ノ取扱ニ付テハ慎重ヲ期シ徒ニ悲萎落膽セシムル如キコト

ナク自立邁進ノ氣風ヲ振起シムル様之が指導ニ努メラレ度依命此段及
通牒候也

会

事務局在席

実施方全

一軍事扶助法

當今乍然於テハ該設算下キヲ以テ其間之存續が扶助生活困窮者緊急生活援助護西納ニリ與施入

二軍事扶助法

當今乍然於テハ該設設三付テハ新社會法令ニ吸收せラル見込

般

三軍事扶助法

當今乍然於テハ該設設三付テハ新社會法令ニ吸收せラル見込

人援

四軍事扶助法

當今乍然於テハ該設設三付テハ新社會法令ニ吸收せラル見込

護

五軍事扶助法

當今乍然於テハ該設設三付テハ新社會法令ニ吸收せラル見込

六軍事扶助法

當今乍然於テハ該設設三付テハ新社會法令ニ吸收せラル見込

七軍事扶助法

當今乍然於テハ該設設三付テハ新社會法令ニ吸收せラル見込

八軍事扶助法

當今乍然於テハ該設設三付テハ新社會法令ニ吸收せラル見込

軍

九軍事扶助法

當今乍然於テハ該設設三付テハ新社會法令ニ吸收せラル見込

族

十軍事扶助法

當今乍然於テハ該設設三付テハ新社會法令ニ吸收せラル見込

援

十一軍事扶助法

當今乍然於テハ該設設三付テハ新社會法令ニ吸收せラル見込

護

十二軍事扶助法

當今乍然於テハ該設設三付テハ新社會法令ニ吸收せラル見込

昭和三十年度限り廃止

昭和三十年度限り廃止

昭和三十一年度限り廃止

三、遺族、永族扶助法廃止

但シ貴家族、精神一指導ニ關シテハ方面

四、市町村婦人相談所廃止

母子人方面的委員会にシルモ全體ハ不可能(見込)

五、特別攻撃隊員慰労金及

高官内省及議院及御下賜品内御歌謡

六、下賜

本下賜ハ續行ス

裏面白細

社發第三八七號

昭和三十一年四月十五日

厚生省社會局長

各地長官殿

浮浪児其、他児童保護等、應急措置実施

二關スル件

児童保護等、施策三行テハ夫々配意実施中、コトト被存候處、或孤児其、他ニシテ停車場、公園等ニ浮浪スルモノ不勘之ガ保護不徹底、向有之付テハ概々左記ニ依リ至急其、應急保護對策、講セシ度

追而本件三行テハ内務省警保局トモ打合清ナル行爲念

記

一、都廳府縣ニ在リテハ社會事業主務官公吏、他少年教養院職

員、少子教護委員、方面委員、社會事業團體職員、警察官等ヲモ活用シテ停車場、公園其、他浮浪児、徘徊スル處アリタル隨時巡察シテ浮浪児等、發見ニ奴カメシメ之ヲ保護者ニ引渡シ又ハ児童保護施設等ニ收容スル等適切ナル措置ヲ講ジ爾後指導、徹底ヲモ圖ルニト

尚停車場、公園等必要ナル場所ニ公立又ハ團體經營ニ依リ「児童保護相談所」ヲ設置シ児童保護、相談ニ應セシムルト共ニ警察官吏、鐵道職員、少年教護委員、方面委員、町内會長其、他一般民衆、協力ニ依リ浮浪児等、發見ニ奴カメ夫々保護措置ヲ講セシムルコト

二、都廳府縣児童保護主管課ニ児童保護相談所「ヲ設ケ督為、児童保護相談所」市區町村、發言處官署等児童保護現地機關、連絡ニ任セシメ併セテ自ラ浮浪児等、發見及保護ニ當ラシムルコト

右、「児童保護相談所」、職務ハ市町村業界關係官公吏、シテ之ニ當ラルノ他必專ニ應じ少年教護委員、方面委員、教育委員、貿賣、兒童保護團体其他、社會事業團體役職員ヲ參ノ畫工ノ件三、前項「児童保護相談所」ハ都廳存釋、他必專ナル地方事務所、市役所、区役所及町村役場ニモ之ヲ設置シムルコト

四、前二項ニ於ク見シタル浮浪兒ニ付テハ別紙様式第一號ニ依ル令狀、記入セシメ児童保護對策、参考資料スルト共ニ附後保、護指導ニ活用セシハルコト

五、警察官吏ニ於テ懲見シタル浮浪兒等ハ直ニ児童保護相談所其、他市町村、兒童保護關係者等ニ連絡セシムルコト、犯罪ノ容疑ナメニ不拘單ニ浮浪兒ナルノ故ヲ以テ警察官署ニ留置スルコトナカニシハルコト

犯罪、容疑アルニ由リ警察官署ニ留置スル場合ト雖モ年少者ハ他、容疑者ト區別シテ其ノ特性ニ基キ處遇上特ニ

セシムルコト

ハ内務省警保局長ヨリ別紙四月十日付、保育院

発甲第二号浮浪兒ノ取扱ニ関スル件「以テ通牒マ」

六、兒童保護施設ニ於ケル必要物資、整備並ニ施設公署及増設ニ努ムルト共ニ都廳府縣ニ在リテハ管内ノ某種施設ノ狀況ヲ常時知悉シ置クコト「都廳府縣ニ在リテハ管内ノ某種施設ノ兒童保護施設」收容餘力其ノ他兒童保護ニ必要ナル事項ヲ管内地方事務所市町村、兒童保護相談所等連絡シ置クコト、都廳府縣ハ別紙様式第二号ニ依ル兒童保護施設調査本年五月十日迄ニ當省ニ以着ノ見込ヲ以テ報告スルコト

七、都廳府縣ハ概ね左ノ各號ニ留意、上児童保護施設ニ對スル指導助成及監督ヲ徹底スルコト
(小) 関係職員ノ資質、向上ニ努ムルコト

(2) 施設ノ清潔整頓ヲ図ルコト 尚傳染病予防ノ措置ニ付テモ配意スルコト

(3) 必要物資ノ斡旋ニ努ムルコト

(4) 養老院ニ兒童ヲ收容スル向アルモスルコトハ成ル可ク之ヲ避ケ止ムヲ得ザル場合ト雖モ老者ト兒童トハ之ヲ区分スルコト

(5) 其ノ他施設ノ活動ヲ積極的ナラシム兒童保護、熱意ヲ振起セシムルコト

(6) 前各號ノ當項ヲ徹底スル為隨時公私ノ施設ヲ視察シテ其ノ指導、助成及監督ニ努ムルコト

右ノ兒童保護施設ニ要スル物資其ノ他浮浪兒等ノ保護ニ要スル物資ノ確保ニ付テハ經濟部ト兒童保護主管部局トノ連絡ヲ緊密ナラシメ遺漏ナキヲ期スルコト 尚其ノ計画ノミナラズ末端配給ノ實相ニ付テモ常ニ配意シ過誤ナカラシムルコト

（7）兒童保護其ノ他教育關係者
（8）學校長其ノ他教育關係者
（9）兒童保護施設ノ責任者

（10）其ノ他兒童保護ニ熱意ト能力ト有スル者

九前各項ノ措置ヲ講スルニ當リテ公徒ナル形式的措置ヲ廢シ真

(6) 少年教護委員

(7) 方面委員其ノ他社會事業ニ熱意ヲ有スル者

(8) 醫師

(9) 兒童保護施設ノ責任者

(10) 其ノ他兒童保護ニ熱意ト能力ト有スル者

体的問題ヲ着々解決スル様努力コト特ニ直接関與スル官
公吏其、他、職員が熱意ヲ以テ積極的ニ事ニ當ル様指導ス
ル如キコトナク進ンデ保護指導ヲ為ス様努メシムコト
一前各項ノ實施ニ要スル經費ニ付テハ本省ニ於テモ配意
中ナル正事急ラ要スルニ付地方費其ノ他ニ依リ適宜措
置スルコト

一都廳府縣八別紙様式第三號ニ依ル浮浪兒保護狀況調ヲ毎月
調査シ翌月十五日迄ニ當省へ報告スルコト

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

裏面白紙

国立公文書館 National Archives of Japan

一本謂之兒童保育施設設置規範。三月二十日頒布。
二、開設數：事務員、教師、醫師、保育員、幼稚園師、
三、二個年度全費：兒童保育費半費。各項支費：
四、從宜人數：每班人數以十八人至二十人為宜。其餘半費
五、教導：應列於育兒化兒童保育會會長設立。
六、期滿後會文三十天，主事者統制兩處，定期總結會事。
七、會計：總會事務由某二名擔任，由本人公派，不應酬勞。

様式第三號(一) 孕浪児保護狀況調(月分)

新潟府縣

性別	本月中出生數	本月中死亡數	本月中保育院數	本月中其她數	本月中總數	前年同期數	本月中增加數	本月中減少數	本月中計數	本月中計數	本月中減數	本月中計數
孕浪児												
運動狀況												
孕浪児												
孕浪児保護上												
御座セラルト												
西清及施築上												
改進上												

本月中二於子
孕浪児保護
御座セラルト
施築
改進
孕浪児保護上
御座セラルト
西清及施築上
改進
孕浪児保護上
御座セラルト
西清及施築上
改進

本月中出生數十八期間中新規之發生之孕浪児數
之次兒自之歲數百華三歲半以上者、狀況之
移動ノ名有者、計記入又二十
三十五六既往二於子保育院ノ十九半歲者數再

本月中出生數十八期間中新規之發生之孕浪児數
之次兒自之歲數百華三歲半以上者、狀況之
移動ノ名有者、計記入又二十
三十五六既往二於子保育院ノ十九半歲者數再

勞政局所管事項

- 一、労働組合法施行ニ關スル件
- 二、労働委員會ニ關スル件
- 三、労務法制審議會ニ關スル件
- 四、労動關係調整法（假稱）制定ニ關スル件
- 五、労働保護法（假稱）ノ制定準備ニ關スル件
- 六、國立労働問題研究所（假稱）設置準備ニ關スル件
- 七、給與就酬ノ改善ニ關スル件
- 八、生産管理オル爭議行爲ニ對スル万式ニ備スル件
- 九、労働省設置ニ關スル件

保
險
院

一、労働組合法施行ニ關スル件

昭和二十年十二月二十一日法律第五十一號ヲ以テ労働組合法、本年二月二十六日勅令第百八號ヲ以テ同勅令公布セラレ本年三月一日ヨリ之ガ施行ヲ見タリ、而シテ今後ニ於ケル労働運動ノ態勢ト現下ノ労働事情ニ鑑ミ労働組合ノ健全ナル發達ヲ期スルタメ積極的ニ之ガ指導育成ヲ講ジツツアリ

二、労働委員會ニ關スル件

労働委員會ハ組合法第二十六條ニ基キ使用者代表、労働者代表、第三者代表ノ各同數ニヨリ構成スルコトトナレリ、而シテ中央労

保 - 險 - 院

労委員會ハ組合法施行令第二十四條ニ基キ事務局ヲ當初厚生省内ニ設置シタルモ四月十七日芝園芝公園協調會館内ニ移転シ事務局開始セリ、地方労働委員會ハ三月一日ヲ期シ夫々府県ニ結成設置ヲ見、事務局ニハ教育民生部長、教育民生部設置ナキ府縣ニ於テハ内務部長、幹事ニハ労政課長、労働課長、及地方事務官タル労務官夫々兼任シ記ハ労政課員之ニ當ル

三、労働法制審議會ニ關スル件

終戰ニ依リ労働情勢ノ客觀的大轉換ニ基キ新ナル労働法制ノ制定ニ關シ官製的ナ色彩ヲ拂拭シ民間有識者ノ意見ヲ參酌スルタメ開

議諒解ノ下ニ労務法制審議會ヲ設置シ專ラ労働組合法案ヲ審議之ヲ成文化シ第八十九帝國議會ニ於テ通過ラ見ルニ至レリ、而シテ今後向本委員會ニ於テ重要な労働法制ノ審議ヲ必要トスベク目下之方估議ナル運營ヲ爲シツツアリ

一、労働關係調整法（假稱）制定ニ關スル件

第八十九帝國議會ニ於ケル政府聲明ニ基キ労働総合法ノ施行ト相模ソテ労働關係ノ公正ナル調整ヲ圖ル爲労働關係調整法（假稱）ノ制定ヲ企圖シ昨年末労務法制審議會ニ之ガ立案ヲ請問シ爾來同小委員會ニ於テ策案中ノ處今般石小委員會ノ一職ノ成案ヲ得目下

保 險 院

更ニ被討ヲ加ヘツツアリ右法案ハ之ヲ來ル特別講會ニ提出スベキ

日遂ヲ以テ銳意取進中ナリ

二、労働保護法（假稱）ノ制定準備ニ關スル件

終戰後労働情勢ハ急激ニ變化シツアリ労働問題ハ現下ノ重要政策タルニ鑑ミ此ノ際一般ノ民主的傾向ニ勘應シ工場法、商店法、銀團法等從來ノ労働保護法規ニ根本的飯討ヲ加ヘ婦人、年少者等所謂要保護労働者ニ對スル保護ノ徹底ヲ期スルト共ニ保護ノ對象ヲ労働者一般ニ擴張スルノ要アリト認メ新ニ労働保護法（假稱）ノ制定スヘク目下調査研究中ナリ

一、國立労働問題研究所（假稱）設置準備ニ關スル件

労働問題ノ重要性ニ鑑ミ之ガ基本的、科學的調査研究機關ヲ確立シ我ガ國労働政策遂行ノ完全ヲ期スルノ要アリト認メ新ニ國立労働問題研究所（假稱）ヲ設置スヘク、目下之ガ計畫中ナリ

二、給與統制ノ改善ニ關スル件

現在労働者ノ賃金及社員ノ給與ハ國家鍼動員法ニ基ク賃金統制令及會社鍼動員統制令中社員給與ニ關スル規定ニ據り統制セラルルトコロナルモ本法及之ニ基ク諸統制法令ヘ來ル六月ヲ以テ失效トナ

保 險 院

ルヲ以テ之ニ代ルベキ労働者給與ト社員給與ノ指導監督ヲ一元化シタル「労働者給與法（假稱）」ヲ企圖シ目下夫々準備中ナリ

三、生産管理ナル争議行為ニ對スル万針ニ關スル件

戰後勞團爭議ノ增加ニ伴ニ随々ノ争議行為ノ發生ヲ見ルニ至リ去ル二月二日内務・司法・同工・學生ノ四相聲明該表セラレ争議ニ係シ奉行、胥追、所有權侵害等ノコトナ干係告スル所アリタルセ生産管理ニ關シアハ別途之ガ合法ト認ムベキヤ否ヤニ付懲罰スルコトトナリ内閣會議至中心トオリ内務・司法・同工・學生・経営運営の局ノ事務局ニ於ア協議ヲ行ヒ、更ニ關係

開港ニヨリ始成セラレタル後四月初メ開港ニ於ア一端ノ結果決定セラタルセ遠奉成ノ貿易等四國ノ物語ヨリ被表セラルニ至ラサル誕今日ニ及ベリ

一、臺灣省設置ニ關スル件

前議會ニ於ア政府ハ臺灣省ノ設置ニ付日下ノ施設直ノ意念ナ干舌表明セルセ其ノ後勢力問題ハ對內的ニセ對外的ニセ急徵ニ其ノ重要性ヲ加フルニ至リ臺灣省設置ニ付遠急研究スルノ必要ヲ認メ場合軍司令部トセ運治ノ上日下官房及諭示局ト共ニ切請候元申ナリ

保 險 院

勵勞局所管事項

- 一緊急就業對策ノ實施ニ關スル件
- 一職業紹介ノ充足ニ關スル件
- 一炭礦労務ノ充足ニ關スル件
- 一勞務供給事業廃止ニ關スル件
- 一職業相専實施計畫ニ關スル件

保
險
院

「緊急施策策定ノ實施ニ關スル件」

規下ノ學思ニ過激シ經濟危機緊急對策ノ一環トシア本年二月十四日「緊急施策策定委員會」ヲ開キニ於テ決定セフレ之ニ關キ内閣、各官ト緊密ナル連絡ノ下ニ右ニ開スル其最期的計畫ヲ策定スル事前試ノ準備ヲ無メタル威之力謀矣。總額ハ四百億六千萬ニ達シテノ収済人員ハ四百一ヘ、萬人ヲ日心トセリ、無シ乍ラ石炭等ハ既定計畫カラクノハ大藏省ニ於テ示不開示セフレタリ。

既定計畫ニ依ルモノハ政府參議ニ於テ採算書ニ一括ニニセ高宗圖之ニ依ル收済分額一萬一千六人ニシテ氏國事務ニ於テハ本年度所長分額一萬八千人ナリ新規計畫ノ内大藏省ニ於テ承

保 險 院

既得タルモノハ賄賂賄款大藏廳急學未トシテ諒異額ニセベ」
而後經濟人員六千六百人ニシテ之ニ付アハ夫々實施中ニ在り
同年四月一日現在ニ於ケル矢木右三郎コロ萬人ト正定シタル
セナ、府庫下ノ四五」通直ニ於ケル矢木右三郎コロ萬人トコロ
ク記ルニ可謂半端者也。石塁ノ半ハ秀才也。六女十男四
ハ、右三郎ニシテ之ヲ同年三月未嘗仕ニ於ケル万十十二歲
以上六十一年也ノ人口一萬四千」。男ベ二人女十三歲以上四十
丁、女三十、士女タムク一反往來不明ノ引場石該兩年齡者以四
八百八人ニ相稱ノ比半ラ示ズルトキハ男女合計アルの萬人ニシテ

之ハ正身正木ノ矢樂省ト現フレコノ外萬年者及不復ニ職
業一國人・プロウカーリニ仕ル者並雨ノ成行ヲ見守リ就職
フ待ト申ノ旨等清社的矢樂省ガ相富多ク付任スルモノト認フル

一、被紛糾ノ心足ニ圖スル件

就業労働機保ノ緊急状ニ鑑ミ特ニ職業規制ヲ制定、且財團法人
職業協會ニ民間人ヲ中心トシタル職業労働顧慮(中央・地方・
地區)委員會ヲ設ケ職業機團一體トナリテ差審リ緊急元足スヘ
チ本年夏第一、二期所要費拾萬一千人ノ絕對職保ニ遺憾ナキヲ
期シツツアリ。

保 險 院

一、被職労働ノ元足ニ圖スル件

就業労働ノ元足ニ圖シアハ、谷午十月二十六日右就業委員會策ニ圖
スル國議決定ニ基キ職業紹介機團ノ實地的活動ヲ實施シ、谷午十
一月以降本年三月迄ノ間ニ於ケル元足目録、十三萬人ニ及シテ
萬八千人ノ足目録メタリ

本年度第一四半期(四月一ヶ月間)ハ今期ノ生産目標其額ノ
前半期ヲ勘定ノ上元足目標(四月一ヶ月)名ト算定目下就業努力
中ニシテ内ニハ元全元足ノ見込ナルモ此マ労務省ノ文入憑
ノニ付不滿ナル點不難早急並ノ要アリ

一 勞務供給事業廃止ニ關スル件

勞務供給事業ニ關シアハ現トノ國情ニ近ミ逐次之ヲ廢止スヘク、
新規ノ労務供給事業ノ許可ハ之ヲ行ハザルト共ニ從來ノモノニ
何アモ監督ヲ廢ニシ不適當ナルモノニ付アハ許可ヲ取消ス万
才ノ下ニ旨直シツツアリ

ニ直チニ取扱事務介法ヲ改正シ全面的ニ禁止スルコトハ諸般ノ學
前ヨリシア相輔幽姦ナル事例ニアルヲ以テ取り敢ヘズ行政指置
ニ依リ差當り退院車輛係勞務ノ供出ニ何業者ノ介入ヲ許サズ専
フ日嘗勵労署ニ於ア一元的ニ取扱ハシムヘク必要ナル方途ヲ考

保 險 院

完申ナリ

一 職業福利計画ニ關スル件

現下ノ失業状況ニ鑑ミ之ガ對策ノ一環トシア職業福利計画ノ強
化擴充ヲ圖ルヘク三月十二日ノ閣議ニ於ア「職業福利計画」
委員」ノ原井タケタリ仍ア之ヲ詳説算ニ關シ大飯省ト接衝中
ノ兩元政相二十一年度算トシア総額貳千九百九拾八萬四千
圓ノ承認ヲ待タリ

右限外ニ本キ職業福利計画ノ強化擴充圖ルト共ニ「財團法人
職業指導團體」ヲ設立スルコトトシ目下審議ノ事項並行申ニシ

ア五月下旬綱立發足ノ見込ナリ

保
險
院

保險局所管事項

一、社會保險制度調査會ニ關スル件

二、軍人軍属等ニ對スル恩給ニ關スル件

保
險
院

一、社會保險制度調査會ニ關スル件

引會休職制度ニ關スル調査研究ヲ爲スター三月二十九日勅令第一

六七號ヲ以テ社會保險制度調査會官制公布セラレ日下委員任命万

手續中ナリ不收取本月二十四日舉行會ノ形式ニ依リ會合ヲ行ケル

知り。

保 險 院

一、車人車駕第二對スル恩給ニ關スル件

昭和二十一年十一月二十四日附聯合國最高司令官ノ指令ニ基キ始

和二十一年一月三十一日附勅令第六八號恩給法ノ特例ニ關スル件

ニ依リ車人車駕又ハ其ノ者ノ遺族ニ對スル恩給ノ廢止ニ伴フ善後

措置トシテ厚生年金保險法ノ特例ニ關スル法律案ヲ今特別議會ニ

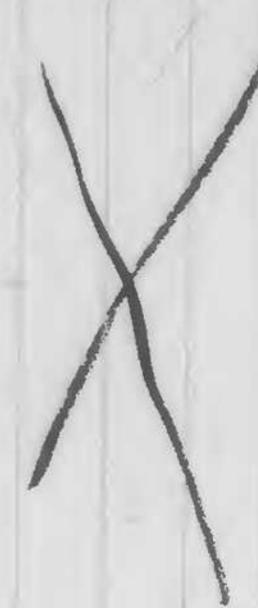
提出ノ上教済ヲ計ルベク草中ナリシ處昭和二十一年四月二十日附

ヲ以テ右ノ措置ヲ認メザル旨指令シ來リタルヲ以テ政府首腦部ニ於

テ司令部ニ封シ再考方懇請中ナリ

保 險 院

提出ノ上級層ラ司ラン・ス。



保
險
院

醫療局所管事項

一、國立病院及國立療養所運營ニ關スル件

一、傷兵院ニ關スル件

厚生省

一、國立病院及國立療養所運營ニ關スル件

國立病院及國立療養所運營ニ關シテハ聯合軍總司令部ノ指令ニ従ミ引揚^者其ノ他一般市民ヘ廣々開放スルト共ニ之ガ趣旨ノ徹底フ圖リツタルモ就中元陸海軍病院タリシ國立病院ワ一般國民ニ親シマレル病院タラシムベク萬全ノ措置フ講ジツアリ

一、傷兵院ニ關スル件

傷兵院ハ聯合軍總司令部指令（昭二〇、一一、一三軍事保護院院ニ關スル件）ノ趣旨ニ従シ之フ廢止スルヲ適當ト認メ日下之ガ具體的處置フ取進中ナリ

保
險
院

引揚援護院所管事項

援護局所管事項

一、假游ニ關スル件

二、詐算ニ關スル件

三、在外邦人ノ引揚ニ關スル件

四、非日本人送還ニ關スル件

五、海外引揚者扶護ニ關スル件

六、引揚者扶運用物資ニ關スル件

醫務局所管事項

一、引揚船送船内ニ於ケル婦孺救護ニ關スル件

保
險
院

一、通商引揚婦女子ノ特殊救護相談所設置ニ關スル件

二、海外同胞救護用藥品及衛生材料ノ發送ニ關スル件

四、引揚船中「コレフ」發生狀況ニ關スル件

援護局所管事項

一、機構ニ關スル件

(1) 本院ハ海外ヨリノ引揚邦人並ニ國內在住ノ効勞人、中華人等ノ遣還ニ關スル接護關係中大機關トシテ今年三月十三日設立ヲ見、從來社會局（引揚接護課）及臨時防疫局（板垣）ニ於テ所管シ居リタル國旅團員ノ移管ヲ受クルト共ニ之ヲ綜合調整シ現任左ノ二局六課ノ構成ニ依リ織物ヲ處理シツツアリ

援護局 府勞課

業務課

指導課

物資課

保 險 院

醫務局 醫療課

檢疫課

尙引舉援護ニ關スル各省連絡ヲ圖ル爲本院ニ關係各廳局長被ヲ委員トスル引揚接護連絡委員會（官制ニ依ル）ヲ設置スルト共ニ終戰連絡中央醫務局管理部内ニ各省連絡至ヲ設ケ當時關係各廳局長同名ノ合団ヲ求メ醫務遂行ニ關スル緊急ナル連絡ヲ圖リツキアリ

(2) 援護ノ貢獻ニ關スル地万機關トシテハ浦賀、名古屋、舞鶴、田邊、宇品、下關、博多、鹿児島、佐世保、鹿兒島、函館、ノ十一ヶ所ニ引揚接護局ヲ設クルト共ニ大竹、仙崎、戸畠、ノ三ヶ所ニ引揚接護局出張所ヲ置キ夫々受入（返出）港ニ於ケル引揚者ノ應對援護及倉庫ノ貯藏ニ當ラシメツアリ、（但シ下關、戸畠、唐津、函館ニ於テハ未だ引揚

船ノ入港ナキ需本始的騒動ヲ遂行シ居ラズ

尚本艦樂ノ遂行ニ付テハマ司令部及境地本軍ノ廣汎且候福ナル指導監督ヲ加ヘアレ、各
種舉報ニ付述次具体的指令ヲ受ケツ、アル現状ナリ

三、豫算ニ付スル件

昭和二十一年度豫算ハ引揚者總額五〇〇,〇〇〇人ト概定シ總額六八六八九八〇〇一圓ニ
シテ其ノ内肆ハ本院ニ要スル經費ニ五〇,六〇一、一四六圓連絡事務所（米第八軍トノ連絡ノ
爲横濱及京都市役所）ニ要スル經費六七二八圓地方引揚搬運局ノ應急接護ニ要スル經費
四二三七ニづ二七九圓臨時被疫ニ要スル經費一、四五二、八四七圓ナリ同昭和二十一年度ニ於
ケル豫算額ハ一、九〇〇〇〇人引揚タルモノト推定シ二九四七五二〇〇九圓支出セリ

三、在外邦人ノ引揚ニ關スル件

保 險 院

(1) 在外邦人ノ引揚狀況

在外邦人ハ終戰時約六百九拾萬名ニシテ各年九月ヨリ之ガ引揚ヲ開始シ本年三月末現在
ノ引揚者總數二百二萬五千余名ナリ

(2) 方面別引揚完了見込

在外邦人ノ引揚ハ現在華北、華南、上海等々終了シ支那方面モ四月中旬華南、五月下旬華北ト順次
終了シ華中モ六月末乃至遲クモ七月半ニハ完了ノ豫定ナリ

又南方地域セ即ち、フボル等ハ丑月中ニハ完了ヲ見ルベク新嘉坡ヲ中心トスル南万諸
地域モ漸次大型船ノ全面的出動ニ依リ七月半ニハ終了ヲ見ルモノト思科セラル
瀋洲、北洋、千島、津太ノ所謂ソ聯勢力下在庄邦人二百七十萬ノ引揚ガ最大ノ關心事ナ
モ兩洲ハ四月末頃ヨリ一即引揚ヲ開始スルモ全面的引揚ハ未定ナリ

(3) 引揚輸送ニ使用ヤル船艇

リベテイー型

100隻

輸送能力合計

三五〇、〇〇〇人

LST(上陸用舟艇)

八五隻

一〇一、〇〇〇人

日本商船

四三隻

八三、三〇〇人

日本艦船

三五九隻

一〇八、五〇〇人

外國軍運船舶二隻

病院船一〇隻アリ

保 險 院

四 非日本人送還ニ關スル件

終戦時内地在住ノ非日本人ハ中華民國人約二〇〇〇名、台灣省民約六〇〇〇名、

朝鮮人約二〇〇〇〇名ニシテ昨年九月ヨリ之ガ送還ヲ實施シ來リシガ三月十八日

全國一齊登録ノ結果

中華民國人 一四九二四名（内歸還希望者 二二七二名）

朝鮮人 六四六七一名（内歸還希望者 五一三九〇〇名）

台灣省民 一五八八三名（内歸還希望者 一四一三六九名）

南西諸島 二〇〇七八四名（内歸還希望者 一四一三六九名）

ノ露國希望者ヲ確認シ得タルヲ以テ南西諸島ヲ除キ朝鮮人ハ九月末日迄、中華民國人
ハ五月十三日迄、台灣省民ハ五月五日ヨリ五月十一日迄ノ間ニ夫々送還ヲ完了スベク

保 險 院

運輸省其ノ他關係方面ト協力シ輸送計畫ヲ樹立實施シツ、アリ

五 海外引揚者援護ニ關スル件

(1) 家財給與

海外引揚者中特ニ生活困難ナルモノニ對シ昭和二十年度豫算ヘ一一千〇〇〇圓ヲ
以テ生活再建ノ促進並生活援護ヲ期スル爲一世帶當五〇〇圓ヲ限慶トシテ一六〇ニ
二〇世帶ニ對シ鍋、釜、コンロ、毛布等家財ヲ無償配給フナスペク財團 同胞援護會
フシテ之ガ實施ニ當ラシメツ、アリ

尙昭和二十一年度ニ於テハ二千〇〇〇〇〇圓ヲ計上ノ見込ナリ

(2) 引揚者ノ慰問激励並ニ指導

六 海外引揚者ヲ慰問激励シテ自立精神ノ昂揚ヲ圖リ又懇談會ヲ開催シテ各般ノ指導

ヲ爲ス爲昭和二十年度豫算ニ於テ國庫補助金二九四九八〇圓ヲ恩賜同胞援護會ニ
補助シ同會ヲシテ之ヲ實施セシメツ、アリ

(4) 四月二十日引揚者相談所ヲ本院内ニ設ケ海外引揚者ノ生活相談ニ應シ適當ナル指
導ヲナシツ、アリ

(5) 海外引揚者ノ定着地ニ於ケル生活狀況ニ鑑ミ之ガ緊急援護ノ方途ヲ講ズルノ要緊切
ナルモノアルニ鑑ミ「定着地ニ於ケル海外引揚者援護要綱案」ヲ作製シ四月二十二
日内閣審議室ニ於テ關係各省ノ參會ヲ求メ審議シ更ニ次官會議並閣議ノ決定ヲ經ベ
ク進歩セシメツ、アリ

六引揚者援護用物資ニ關スル件

(1) 被 服

現下ノ生產事情ニ鑑ミ十分ナル給與ハ困難ナル狀況ニ在ルモ元陸海軍被服類ノ引継
ア受ケタルト關係方面ノ特別ナル協力ヲ得最低限ハ確保シツツアリ

(2) 食 糧

現下ノ食糧事情ハ主食、副食共ニ極メテ緊迫セル狀況ニアルモ各地方引揚援護局ニ
於ケル主食糧ノ取得ニ關シテハ農林、厚生兩省ニ於テ決定セル「引揚者ニ對ス
ル主要食糧配給要綱」ニ依リ現在迄ノ處配給量引揚者ハ一人一日四〇〇瓦ノ配給ヲ
受ケ、現物ノ取得狀況ハ概シテ圓滑ニ運ビツ、アリ

副食品ニ付テハ味噌、醬油等概々確保シアルモ充足ニハ必然的ニ當該府縣保有分中
ヨリ供給ヲ受クルコトナルヲ以テ現地ニ於ケル入手ハ極メテ困難シツツアル現況ナリ
(3) 日用品類、燃料其ノ他ノ物資ニ付テモ概々最少限度ノ所要量確保シツ、アリ

保 險 院

醫務局所醫事項

「引揚船送船内ニ於ケル醫務取扱ニ關スル件」

海外ヨリノ引揚船送船内ニ於テハ多數ノ醫務取扱ヲ要スル、音
アル場次ニミ之ガ船内ニ船艤及ビ看護手ヲ乗船セシメ醫業

費⁵²ノ萬全ヲ期スル爲「引揚船内衛生員ノ記示安瀬」及「引

揚船内衛生員細妙要領」ヲ目下立示中ナリ

二、蒸鮮引揚⁵³女子ノ特赤板⁵⁴相談所設置ニ付スル件

浦原ヨリ引揚⁵⁵グル婦女子ニシテヘ患難ナル狀況ニ鑑ミ機縛
局ト密接ナル連絡ノ下ニ機紀相談所ノ開設ヲ目下急豫準備中

ナリ

保 險 院

一、海外同袍救護用⁵⁶藥品及衛生材料ノ貯込ニ關スル件

聯合國收容司事⁵⁷ヨリ海外ニ公留シ居ル同袍ニ多數ノ醫藥品
及衛生材料ヲ蓄積スベキ指令ヲ受ケ本院ヨリ各地万引揚⁵⁸設
局宛速送シ引揚用輸送船ノ便ヲ利用シテ海外ノ境地ニ發送ス
ベク目下金刀ヲ舉ゲテ之ガ迅速ナル完送ニ努メツツアリ

二、引揚船中「コレラ」⁵⁹衛生狀況ニ付スル件

四月五日辰東ヨリ浦賀港ニ入港セル引揚船ヤ七五號ノ乘員中
ヨリ「コレラ」患者多數度主シ引揚半日未滿而數下六九號⁶⁰
八一號⁶¹ハ〇號⁶²ハ四號⁶³十七七號⁶⁴マ七一號⁶⁵ハ八七號⁶⁶ハ二號

七八號ノ乘員中ヨリモ「コレラ」患者多數度生セルタ以テ

マ指令部ノ指導ノモトニ目下刃ナル防護封東ヲ禦シツツア
リ慰音ヘ之ヲ樹立入是滅病院ニ收容シ其ノ數二十日現在合計
九四四名ニ通シ又國會院ノ結果深國容疑者一、八七三名ヲ收
見之ヲ懷友所ニ收容而離シ、國微寒ヲ進行中ニシテ健狀首ヘ
之ヲ船内ニ每留シ其ノ被病ヲ監視シツツアルモ之ニ斯ル防
疫措置トシテハ各船ニシテ及助手ヲ被名ヨリ成ル難船ヲ制
尼尼モ手本以止同様、松原ニ努メ船内防護ニ最大ノ努力ヲ
演ヒツツアリ

尚且上ニ於ケル慰音ノ販賣、患者及停留者ノ細胞學的の並等
ニ因シテハム貿售精打ヲ極め確法シ之ヲ成全ヲスルト安ニ
ナキヲ期シツツアリ

保 險 院

裏面白紙

裏面白紙

128

昭和二十二年五月日

參與官

祕書課長

事務官

大臣

信

大臣事務引廻事項に關する件
標記の件別紙ウとヨリ決定してよろしいで
すか

昭和二十二年九月

日

厚生大臣事務局編纂項

129

裏面白紙

- 一大臣宣房所管事項
二公衆保健局所管事項
三醫務局所管事項
四消防局所管事項
五社會局所管事項
六兒童局所管事項
七勞政局所管事項
八勞動基準局所管事項
九職業安定局所管事項
一〇保險局所管事項
一一引導接護院所管事項

目次

大臣官房所管事項

- 一 人事の運用に關する件
- 一 厚生省職員數
- 一 勞働省設置に關する件
- 一 豊算に關する件

厚 生 省

「人事の連用に關する件」

厚生省に於ける有資格者の人事に關しては厚生内務兩省間の協定に依り交流の建前を採りつつあり

「富省所管職員數概ね左の如し」

一級官	二六人
二級官	三、七二〇
三級官	八、五一二
其ノ他	八八、三六五
計	一〇〇、六一三

厚 生 省

厚生本省

一級官	一一八
二級官	二、五三五 <small>(出張所 病院 一九三七人ヲ含ム)</small>
三級官	二、一八一 <small>(一〇九五 人)</small>
其の他	二六、二七八 <small>(二六二九四 人)</small>
計	三一、〇〇五 <small>(二九三二六 人)</small>

引揚援護院

一級官	三人
-----	----

二級官	一一一
三級官	一〇一〇
其の他	二、〇八七
計	二、四二一
關係官衛	
一級官	一二人
二級官	一、〇六四
三級官	六、一二一
其の他	六〇〇〇、

厚生省

六七、一九七人

計

一、労働省設置に関する件

昨年三月下旬非公式に連合國軍總司令部から厚生省に対し労働省設置について研究してはどうかとの申入れがあり、前來厚生省において非公式に研究を續け、五月十九日閣議において労働省設置に關し内閣法調局と厚生省を中心としてこの件に關する研究を進める旨を申し合せ、新聞にも發表した。

本年一月に入り内閣から正式に連合國軍總司令部に対し労働省設置したい旨を申し入れたのに対し、カバアメント・セクションから内閣の代表に対し、労働省は大体次の線にそつて設置されることを希望するとして、別紙第一の如き試案の提示があつた。

内閣は、右の試案に対し司令部と折衝の結果次の了解に達した。

一、船員労働行政は、運輸省に残すが労働省が一般労働行政の一

事 事 保 護 院

として船員労働をも把握できるように調整の措置を講ずること。

二、労災保険は、厚生省に一體化するが、細目について具体的に調整の措置を講ずること。

三、内閣統計局から労働省への労働統計の移管については、中央統計委員会の意見をも聽いて具体的に決定すること。

よつて厚生省では右の線にそつて、レーバー・セクションと折衝研究の結果、別紙第二の如き労働省官制案を作製して、レーバー・セクションの了解を得た。

但し、その設置の時期については、内閣と司令部と折衝の結果、第一回の国会に労働省設置法案を提出することとし、四月二十八日別紙第三の如き新聞発表を行つた。

厚生省では、左の予定にそつて準備を進めて居るが、労働省設置法案と労働省分課案は夫々別紙第四と第五の通り一應予定して

居る。

年事依進院

方略卷設置仁閣下
法律案

卷之三

所屬大臣は、労働組合、労働院係の調整、労働條件及公勞
働者公保護に關する事務、職業の紹介、指導、福澤その他労
務顧念の調整に關する事務、失業対策に關する事務、労働院
計画、共に整する事務を力の他労働に關する事務を管理する。
前項の事務は、各労働省にこれを所掌する。

一、沿岸の航行規則は、政令で、これに定めろ
零玉を割く一部を、次の本件に改正する。

方略稿草法の一節を、次の本に改正する
年　　月　　日　　勤房に封す。

方正華準局及以降入元臺局者，一、荷塔斯三塔中，一、勞勃基連

卷之三

第一場午一聲鐘響，上刀，二一婦人哭喪局。

方傳曰賊有主務大臣為指揮監督之受付

行之以誠，安撫其民，勿使輕舉妄動。」乃勞勸

「一枝也。」酒燭在盤中，「分得蠟，共受光。」

勞勸二司令主客，以七庫盡取之。及

蓋耳。二國不一。六今十女子。又以軍少。一時採而用之。定以爲法。

裏面白紙

改廢及ぶこの法律甲女子及次年少者に特務の規定の施行に關
する事務を掌り 所属の官吏を監督監督する

内閣府官報、政令案へ 昭二二、五二四

第一條 勞働大臣は 労働者の福祉と職業の確保を目的とする
ために、労働組合、労働關係の調整、災難修復等の為めに
併せて開拓事業、職業の整備、指導、補助、他方過失
給付、監査に關する事務、失業者奉公金、高齢者奉公金、
第二條 大臣は前二項の外、通則に準じたる外、次の
事務を掌る。
一 所管行政の統合調整に関する事務
二 官公署の開拓、調查及び審議、第一項に定める外
の事務
三 行政の監査、統計調査等の事務
第四条 大臣は、左の五号を置く。
一 及第

内閣府官報、政令案へ 昭二二、五二四

第一條 勞働大臣は 労働組合、労働關係の調整、災難修復等の
併せて開拓事業、職業の整備、指導、補助、他方過失
給付、監査に關する事務、失業者奉公金、高齢者奉公金、
第二條 大臣は前二項の外、通則に準じたる外、次の
事務を掌る。
一 所管行政の統合調整に関する事務
二 官公署の開拓、調査及び審議、第一項に定める外
の事務
三 行政の監査、統計調査等の事務
第四条 大臣は、左の五号を置く。

内閣府官報、政令案へ 昭二二、五二四

第一條 勞働大臣は 労働組合、労働關係の調整、災難修復等の
併せて開拓事業、職業の整備、指導、補助、他方過失
給付、監査に關する事務、失業者奉公金、高齢者奉公金、
第二條 大臣は前二項の外、通則に準じたる外、次の
事務を掌る。

公保険に關する事項であつて厚生省の所管に属するもの
を除く。

三 守衛衛主に關する事項

労働能率の増進に關する事項

四 労働能率の福利厚生に關する事項

工場、鉱山その他の場所における労働條件及び労働者
の保護に関する監督に關する事項

五 労働衛生に關する事項

労働衛生の改善、監督に關する事項

六 労働衛生に關する事項

労働衛生の改善、監督に關する事項

七 労働衛生に關する事項

労働衛生の改善、監督に關する事項

八 労働衛生に關する事項

労働衛生の改善、監督に關する事項

九 労働衛生に關する事項

労働衛生の改善、監督に關する事項

十 労働衛生に關する事項

労働衛生の改善、監督に關する事項

十一 労働衛生に關する事項

労働衛生の改善、監督に關する事項

十二 労働衛生に關する事項

労働衛生の改善、監督に關する事項

十三 労働衛生に關する事項

労働衛生の改善、監督に關する事項

六 内外労働事情に関する資料、蒐集整理分析及び刊行
七 労働者入籍登記生、給與及生活津浦本二種の経済調査に關する調査及加刊行

第八條 勞働者に左の職業を覆く

次、官
政務次官

太共官
局長
鉄道官
安能事務官

車三
人五
方衛校官

人八
人三

車一
人二
人二

車二
人二

九月、内閣は國民の被災、所蒙蒙害、補助その他必要な事項

十、十一、各府縣政府、各市町村、各團體は、前項の事項の外、勞働人民の和生より、關係各該

十二、取扱い二段の審査の由から、内閣總理大臣が事務官

十三、令第ニ大共官、次に左の如きに、之の實に參照せしむ

十四、内閣は、左の如きに、之の實に參照せしむ

十五、内閣は、左の如きに、之の實に參照せしむ

十六、内閣は、左の如きに、之の實に參照せしむ

十七、内閣は、左の如きに、之の實に參照せしむ

十八、内閣は、左の如きに、之の實に參照せしむ

学識経験ある者の中から命ぜられた参共の任期は二年とする。但し事由ある場合は任期中に解任するこを妨げない。

参共は一般官の待遇とす。但し本官を有する者については本官の受け方待遇による。

第十二条 車両の事項を調査せられたるに、労働省に車両委員を置くことができる。

車両委員は、労働大臣の申出により、学識経験ある者の中から内閣總理大臣がこれを命ずる。

車両委員の任期は、二年とする。但し特別の事由がある場合には、任期中これを解任することを妨げない。

第十三条 勤労省は、産業安全研究所を置き、工場等の災害や消防の方調查研究及び上級監査官、監査官等の二種ある技術者の養成等を司る。

産業安全研究所の所長を置き、一般又は一級の官吏を以て之に充てられる。

第十四条 軍員の労働に関する重要な事項について、労働省と内閣行政との連絡統一を図るために、労働省に、労働省及び運輸省の開設を以て組織する軍員労働連絡会議を置く。

連絡会議は大臣と協議して、これに定める。

第十五条 この政令は、公布の日から、これの施行する。

第六條 労働基準局又は婦人兒童局は、独立した労働基準法の施行及び労働基準官署の設置に関する準備を掌る。

第十七条 第三章三款の一項を次のよう改正する。

第三條 健生街一丁目六番一至六

公衆保健局

医務局

予防局

社会局

衛生局

勞災局

徐除

第七条 人二反民等之終ノ三を削る

第八条 第一段分次に、次乃一項を加へる。

労働者災害補償保険法、規定、然れど行險給付、認定及其審査、請チニ開スル事原、不、保險局長、労働大臣、指揮監督ヲ受クレバ、不

第十條 学生省ニ左ノ職員、置

學生傷疹言

五位一級、人二級、人一級

車工、人二級

車工、人三級

車工

第十九條 二八政令施行の際現に学生省職員の職にある者で

第二十條 刪除

第二十一條 家系

第二十二條 上記

第二十三條 家系

第二十四條 刪除

第二十五條 厚生部内臓官職員の職を、次乃ナニに改

かつて 厚生省分勞政局、勞働基準局、職業安定局又は
産業安全研究所に属する者は、別に辞令を發せられないと
きは、厚生事務官は労働事務官に、厚生技官は労働技官に、
同級又は同俸給を以て、任せられたものとする。

第二十條 この政令施行の際現に休職中の厚生職員で休職と
なつた除厚生省の勞政局、勞働基準局、職業安定局又は産
業安全研究所に屬していた者は、別に辭令を發せられないと
きは、休職の半額、前項の例により、労働省職員に、同
級又は同俸級を以て、任せられたものとする。

労働省分譲規程（案）（昭二二、五、二十四）

大臣官房

秘書課

- 一 寶吏の進退身分及び賞罰に関する事項
- 二 寶吏の服務に関する事項
- 三 職給に関する事項
- 四 級位級勤及び褒章に関する事項
- 五 儀式勵典に関する事項
- 六 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- 七 機密に関する事項

総務課

- 一 所管行政の綜合調整に関する事項
- 二 所管行政に関する調査審議立案一般に関する事項
- 三 所管行政に必要な資材に関する事項

- 四 所管行政の考査一般に関する事項
- 五 文書の接受、発送、調査及び保存に関する事項
- 六 成案文書の審査及び送達に関する事項
- 七 官報掲載に関する事項
- 八 図書の分類及び管理に関する事項
- 九 各局課の主管に属しない事項

会計課

- 一 会計に関する経費及び諸收入の予算決算並びに会計に関する事項
- 二 本省所管会計の監査に関する事項
- 三 國有財産及び物品に関する事項
- 四 省中取締に関する事項
- 五 借人の返還及び監督に関する事項
- 六 営繕に関する事項

七 労働省職員組合に関する事項

劳 政 部

劳 政 枝

- 一 労働関係調整に因する一般政策に関する事項
- 二 労動關係調整法の施行に関する事項
- 三 労働委員会に関する事項
- 四 他の主旨に属しない労働に関する事項

劳 动 组 合 部

劳 动 組 合 に 因 す る 事 項

- 一 劳動組合に因する事項
- 二 劳動組合に因する事項
- 三 劳動者団体及び使用者団体に因する事項
- 四 劳動争議に因する情報資料の蒐集及び調査に関する事項

劳 动 教 育 部

劳 动 教 育 に 因 す る 事 項

- 一 劳動教育に関する事項
- 二 劳動局所管の行政に從事する職員の被教訓練に関する事項
- 三 一般労働法律に因する講習研究に関する事項

劳 动 基 本 法 部

劳 动 基 本 法 に 因 す る 事 項

- 一 工場その他の施設の監督に関する事項
- 二 一般労働者の労動條件に関する事項
- 三 劳働者災害補償に関する事項
- 四 但し、社会保険に因する事項であつて厚生省の所管に属するものを除く。
- 五 劳働者の福利厚生に関する事項
- 六 劳動基準官署の底辯に因する事項
- 七 他の主管に属しない労動條件及び労働者の保護に関する事項

安 全 課

- 一 産業安全及び災害予防に関する事項
- 二 労働能率の増進に関する事項
- 三 公害の防止に関する事項
- 四 産業安全研究所に関する事項

衛 生 課

- 一 労働環境衛生に関する事項
- 二 職業病その他職業疾患に関する事項
- 三 労働者の保健に関する事項
- 四 その他労働衛生に関する事項

給 興 課

- 一 賃金、給料その他給興に関する事項
- 二 労働者用物資に関する事項

鉱 山 課

- 一 鉱山の監督及び鉱山労働者に特殊の労働條件に関する事項

項

- 一 鉱山における産業安全、災害予防、労働能率の増進及び公害の防止に関する事項
- 二 鉱山労働者用物資に関する事項

婦人労働問題局

底 山 課

- 一 底山の監督及び底山労働者に特殊の労働條件に関する事項

項

- 一 婦人労働者の家族問題に関する事項
- 二 家族労働問題及び家事使用人に関する事項
- 三 婦人の経済的及び法的地位の向上に関する調査に関する事項

婦 人 課

- 一 婦人労働者に特殊の労働條件に関する事項
- 二 婦人労働者に特殊の保護に関する事項
- 三 婦人労働者に特殊の労働問題に関する事項

兒 童 課

- 一 年少労働者に特徴の労働條件に関する事項
- 二 年少労働者に特徴の保険に関する事項
- 三 年少労働者に特徴の労働問題に関する事項
- 四 児童の使用禁止に関する事項

職業安定局

庶務課

- 一 職業政策及び職業開拓法の調査に関する事項
- 二 職業関係官署の庶務に関する事項
- 三 職業開拓員の収容に関する事項
- 四 他の主官に属しない職業に関する事項

失業対策課

- 一 失業対策に関する事項
- 二 公共事業の労務配達に関する事項
- 三 公共事業の労務监察に関する事項

雇用安定期

- 一 職業紹介その他雇用安定に関する事項
- 二 方言者の移籍に関する事項
- 三 労務供給事業に関する事項
- 四 職業指導及び職業適性に関する事項

指導課

- 一 職業指導に関する事項
- 二 失業救済受取その他共同作業施設に関する事項

労働統計調査局

庶務課

- 一 労働統計調査に関する企画及び運営に関する事項

- 二 労働統計調査に因する刊行に因する事項
- 三 労働統計調査事務に従事する職員の教養訓練に因する事項
- 四 他の主管に属しない労働統計調査に因する事項

労働統計課

- 一 賃金、給料その他の賃與に因する定期統計に因する事項
- 二 労働條件に因する定期統計に因する事項
- 三 労働組合、労働争議その他の労働關係に因する定期統計に因する事項

雇傭統計課

- 一 雇傭に関する定期統計に因する事項
- 二 失業に関する定期統計に因する事項
- 三 職業に関する定期統計に因する事項

調査課

- 一 内外労働事情の調査研究に因する事項

- 二 労働者生計費に因する定期統計に因する事項
- 三 労働者の福利、給與及び職業安定に因する経済問題に因する調査研究に因する事項

豫算ニ關スル學項

一 厚生省所管昭和二十二年度豫算

(一) 一般會計歳出豫算

六、九八九、七八七、〇〇〇 圓

(二) 特別會計歳入歳出豫定額

(1) 厚生保險特別會計

健康勘定

歳入歳出共

年金勘定

歳入

歳出

差引歳入超過

船員勘定

軍事保護院

二、七四、〇五五、〇〇〇

九九、一七九、〇〇〇

一七四、八七六、〇〇〇

業務勘定

歳入歳出共

二一〇、八三四、〇〇〇

(四) 勞働者災害扶助責任保險特別會計(但三ヶ月分)

歳入歳出共

七、三九七、〇〇〇

(八) 勞働者灾害補償保險特別會計(但九ヶ月分)

歳入歳出共

三二九、二六九、〇〇〇

六、其の他

(一) 豊備費支出關係

(イ) 支出決定分

発疹チフス研究に必要な経費	四一五、〇〇〇
花柳病豫防對策に必要な経費	四、五六〇、〇〇〇
狂犬病豫防對策に必要な経費	二四八、〇〇〇
大麻の栽培取締に必要な経費	三一五、〇〇〇
日本醫療國補助に必要な経費	四、一六八、〇〇〇
細菌製劑の検定強化に必要な経費	三一六、〇〇〇
保健衛生調査並びに企畫に必要な経費	一九、一五二、〇〇〇
衛疫所設置に必要な経費	八、六九六、〇〇〇
(四) 物資及物價調整事務取扱費(安定本部主管)	
生産資材の割當及生産促進の分	五、一六〇、〇〇〇
配給關係	四、七七九、〇〇〇
(ハ) 文部省より所管替を要する分	

(二) 経済安定本部主管の経費中厚生省關係経費

三七八、八〇九、〇〇〇

軍事保護院

三、其他 懸案事項なし

第一回 同今櫻おとての待合の夜
木、同今櫻おとての待合の夜
事は、本委員会付に付、船員付の
内郵便局付事一巡御令付に付
医務局の船員付事、以拿松助の事
仕事の事、以拿松助の事
事付に付事、以拿松助の事
以下同今櫻おとての待合の夜

公衆保健局所管事項目次

- 一、衛生統計整備に関する件
- 二、國立公園に関する件
- 三、國立公園委員會に關する件
- 四、國立公園法改正に關する件
- 五、國立公園研究會に關する件
- 六、保健所に関する件
- 七、保健所に關する件
- 八、營業に関する件
- 九、營養改善指導及び調査に關する件
- 十、食品衛生指導取締に關する件
- 十一、乳肉衛生指導取締に關する件

厚生省

衛生統計整備に関する件

戰時中厚生省報告例の簡略化又は戰災等のため資料の整備に甚だ遺憾の點があつたが終戰後連合軍最高司令部の指導の下観意整備に努め報告例を全面改正すると共に、局内に別に一課を新設し、これを衛生統計課として衛生圖係統計は趣して當事をして奉事せしめると同時に地方に於ける現地指導機關として都道府縣及び保健所に専門の統計係員を設置する等中央地方の統計機構を速かに整備して、衛生統計の完備を期するに必要な豫算的措置を了したので、その實施に観意努力中である。

軍事保護院

國立公園に關する件

現在國立公園として指定されているものは阿寒、大雪山、十和田、
日光、富士箱根、中部川岳、伊勢志摩、吉野熊野、瀬戸内海、大川
阿蘇、雲仙、霧島、の十三であるが、現下諸般の情勢に鑑みて國立
公園施策を積極的に促進するは喫緊の要務であると認められるので、
新たに左記(一)の地域を國立公園に指定すると共に、左記(二)の區域を新
に既存國立公園の區域に追加編入する豫定である。

記

(一) 1 北海道南部(洞爺湖、登別、定山溪一帯)

2 八幡平、田澤湖一帯

3 磐梯山、吾妻山一帯

4 恩秩父一帯

5 伊豆半島、伊豆七島一帯

軍事保護院

6 三國山脈一帯

7 天草一帶

1 日光國立公園(鬼怒川、鹽原、那須山方面)

2 吉野熊野(一潮岬、高野山、金剛山方面)

3 瀬戸内海(鳴門海峡、藝予諸島、石槌山方面)

4 大山(宍道湖、隠岐方面)

5 阿蘇(英彦山、耶馬溪、別府裏山方面)

6 霧島(櫻島、指宿方面)

國立公園委員會に関する件
國立公園委員會官制に基き中央、並びに地方に夫々委員會が設置さ
れる事になつたので日下人達を終へ調査表其の類の手續を取進め
中である。

軍事保護院

5

156

「國立公園法改正に関する件」

國立公園に次ぐ景勝地の保護及利用の爲全を期する爲かかる保護休
養観光地に國立公園法を準用すべく、國立公園法の改正法草案を兩
議會に提出する旨であつたが、提出法案が特に緊急を要するものに
修正された爲提出されるに至らなかつたので次初議會には是非提出
したいと考へてゐる。

軍事保護院

一、國立公園研究會に關する件

國立公園の外郭團体として從來あつた櫻土變民會を解散し、先般新に國立公園研究會の設立を見たのであるが、之が資金、事業内容等につき全日本觀光連盟との關係を調整し、速かに積極的活動に入るべく目下考究中である。

軍事保護院

一、保健所に関する件

保健所は昭和十二年制定の保健所法に基いて各都道府県及五大市によつて設置され、現在六七箇所が地方住民の保健指導に當つてゐる。

日下連合軍司部四月七日附の覚書によりその機能の擴充強化を圖るために、より廣汎な事務につき行政事務並にその實施上必要な豫算施設、人手及機械にわたりその整備を策定中である。

件往行済一切を以てす。付手書
企保建所法の改正は、現下の公衆衛生状態及び日本国憲法等
本案

二十五條の趣旨に鑑み、保健所機能を拡充強化するためである。
保健所機能拡充強化に関する覚書(青年四月七日附)により大き
要點と定め、
要點と定め。

本改正案は、覚書に掲げられた公衆衛生事業の執行を便にする
ため、第百三十条、指導業務の改善と拡張、
更に、保健所の、
保健所の職務の執行の権限の一部を分掌する二点を
厚 生 省

事業の執行を便ならしめるにあつて、保健所は
指導を行ふ農産物と都道府県知事の管理に属する
行政廳の性格を兼ねてゐることになる。これは、警察制度
の改正によって、第百三十七条が警察事務と警察署より分離し、衛
生部局は移管され、専門の行政廳として行政廳の資格に於て從來
統括予防法、駕籠、其他の物品取締りに関する法律等に
基く事務を處理せらるる便とも考案されたものである。

本年四月一日令葉衛生上必要あるときは、結核性病、歯科疾患等は厚生大臣の指定する療病の治療を行つて、又施設を直営する公團・医療費の軽減を図る事に着手しりてあります。

△し、衛生むせり年々向ひ、衛生改叶、革毛の改善及び公物衛生、住宅、水道の衛生化等並行しては併存する者、既存施設等の指揮、運営、私印定の結果、部門主、衛生試行未だ。厚生省

疾病の予防より代へる衛生全般の開拓を

行つております。

一、保健婦に関する件

保健婦は保健婦規則に基くもので現在全額約一萬七千名が保健所、
国民健康保険組合、農業会、都道府県市等に所属して保健指導に當
つてゐる。

保健婦の活動は大衆衛生衛生上重要なのでその資質の向上に努める
と共に自下保健婦会の創立を取計ひ中である

人材育成へある。

一、營業に関する件

沿場、駅、旅館等の營業取締並に其の指導については内務省より全面的移管をうけて之に當つてゐるが就中沿場については燃料の不足、沿場數の激減等のため極めて深刻な問題になりつゝあるに鑑みて目下燃料の確保復興計畫の促進等について努力中である。

軍事保護院

一、栄養改善指導及び調査に關する件

栄養の改善は、国民の保健衛生及び生活の充實向上を圖る上に於て極めて重要であるが、特に終戦以來の我國食糧事情は国民栄養を危殆に瀕せしむるに至つたので聯合軍司令部よりの指令もあり、昭和二十年十一月より國民栄養調査を実施しその結果に基き適時適切なる指導を行ふと共に其種輸入の懇請並に關係方面に對し食糧の栄養的生産配給信託に關し連絡協議を行つて居る。

栄養改善指導の第一線機關である栄養士に關しては昭和二十年栄養士規則を制定したがその急速配置と資質の向上は益々緊要であるので目下これが具體策につき研究中である。

尙貧生活全般にわたる科學的研究を行ひ栄養調査樹立に資する爲本年五月國立栄養研究所を設置し豫算約一千三百五十萬圓を以て目下これが終に努力中である。

軍事保護院

一、軍船衛生指導取締に關する件

真糧の不足と一般的漬物の低下に伴ひ終戰來粗悪有害飲食食物による中毒事件著増する傾向にあり、特にメテールによる中毒事件は枚舉にいとまない状態であつたので聯合軍司令部の指令もあり昨年一月有毒飲食物取締令を訓定すると共に米袋封鎖による公衆衛生監視員を設置しこれが指導取締の徹底を期したが、今般衛生警察制度の移管に伴ひ更にこれが徹底を期するため新たに食品衛生監視機制を定めると共に關係法令の改駁を行つた。

尙新憲法施行に伴ひ現行飲食物關係諸法令は當然改駁を要するもの多くあるのでこれが委員會を設置し日下改正案を研究中である。

一、乳肉衛生指導取締に關する件

乳幼児虚弱者の主食としかつ動物性蛋白質給源として乳肉の占める地位は極めて重要であるが近時一般飲食物と同様牛乳の如水獣畜の審査等による粗悪品市場に氾濫する現状に鑑み昨秋來食品衛生監視官制度を活用しこれが指導取締の徹底を期しつゝある。

尙乳肉關係法令も新憲法施行に伴ひ改廢すべき事項が多いので目下これが研究を実施中である。

衛務局所管事項目次

- 一、國民衛生法の改正に關する件
- 一、日本醫療團解散に關する件
- 一、衛療制度審議會に關する件
- 一、醫療關係者の資質向上に關する件
- 一、醫師會・齒科醫師會の改組に關する件
- 一、醫藥品の配給に關する件
- 一、指定生產資材割當に關する件
- 一、航樂及び大輸の取扱に關する件
- 一、國立病院運営に關する件
- 一、國立療養所運営に關する件

厚

生

省

一國民醫療法の改正に關する件

國民醫療法については現下諸般の情勢特に日本婦壠團の解散及び醫師會・歯科醫師會の改組問題等と關連して同法の一部改正は亟かに解決の要あるものなり。

厚生省

日本臨床團解散に關する件

日本臨床團は一月二十四日の閣議決定を以つてこれを解散することとし右閣議決定に基き同團經營の結核療養施設の適切なものは四月一日より國營移管の處置を探りその他的一般臨床施設の處置については目下醫療制度審議會において審議中にして近くこれが結論を得て決定の見込なり。

同四月一日よりの解散は一般臨床施設の處理方針が未決定の爲、
延期中なるも同團解散に關する法律案は今國會に提出の豫定等
で目下準備中なり。

厚生省

厚 生 省

一、醫療制度審議會に關する件

醫療制度の改善整備を圖る事は目下の重要問題にして特に日本
諸療團解散との關係において此の際具體の方策を確立の要ある
爲醫療制度審議會を設け日本醫療團の一般醫療施設處理方針と
共に醫療機關の整備改善方策についても諮問し目下審議中なり。

紙 洋紙 全面野紙

医療制度

國民医療は第一に自らの医療制度に無く、うなづいことは申すまでもないことをおもつておられ、こう問題が生じたる

実態ハアーテ

リニ相應、國難全般がオノモト厚生省ノモレしてお、

シ問題ハアーテ本慎重に研究を重ねて來る所ノモレ、近頃は

本問題の解釈ミク他ノ事に參照に医療制度を整備する必

要事項ノモレ、厚生省ノモレ、

厚生省

争ひ多る所にて參照する事多々有り、各の面のノモレ、

集大成ノモレ、うべての國一貫し必要にして十分な医療立體

往ち多ニと立大眼目として、その具体的方法につけて幾々

討議立候つて居る。水手

一、医療關係者の資質向上に關する件

医療關係者中、醫師・歯科醫師の資質向上に關しては既に醫育機關の大學生格・醫育機關卒業後一ヶ年間の實地修練の實施並に國家試験等が決定實施せられつゝあるが、保健婦・助産婦・看護婦の資質向上に關しても、連合軍司令部と連絡の下にこれから制度の改正を圖る爲成案を得近く公布の豫定なり。

厚生省

點紙洋紙全面野紙

一西齋内侍有⁹合掌向¹⁰内侍¹¹行

其後又復有事於西夏，而西夏亦屢為之敗。

17

當局之繁，玄妙津終，不以種之辨，究其生殺，先，選師，齒科醫術，既成之年。

助して着う

四年九月一

卷之三

卷之三

の上に化して居る。

神體の御前へ努力すると共にそり質格に陥れこそも、國事の爲めに

卷之三

して厚生省にて一括して試験並びに免許を行つてに制度を
正し、二年後より実施する予定である。

十一

一 藥師會・齒科薬師會の改組に關する件

現在薬師會・齒科薬師會は國民醫療法に基き強制設立強制加入の組織系體であつたが新時代に即しこれを改組することに決定し目下日本薬師會・日本齒科薬師會に於て夫々具體案を考究中なり。

厚 生 省

日本医道の歴史

174

現存の医師会及歯科医師会は國元医師會の
基づき強制的設立された。且は強制的加入
せしもの程度のものである。斯るに即
刻の立派な医師会及歯科医師会の如
の開拓も而りまじて、其の強制設立強制的
の制度に改めよ。医師会、歯科医師会

命 令 書

氏 名

國民醫療法施行令第十六條ノ規定ニ依リ左ノ通命令六

一、左ニ掲タル事項ヲ醫師免許證受領ノ日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ報告スベシ

一、氏名及生年月日

二、卒業學校名

三、醫師免許證受領ノ日ニ於ケル住所並ニ就業スル者ニ在リテハ就業ノ場所及給與ノ額

二、醫師免許登録ノ日ヨリ一年以内ニ前項ニ依リ報告シタル事項ニ變動アリタルトキ又ハ新ニ就業シタルトキハ其ノ都度
變動ノ日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ報告スベシ

昭和 年 月 日

厚生大臣 廣瀬久忠

備 考

- (1) 本命令ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ國民醫療法第十五條ノ規定ニ依リ處分セテアルコトアルベキコト
- (2) 留出ヘ直接厚生省宛ニ提出スルコトシ地方長官、市町村長等ヘ經由セザルコト
- (3) 給與ヘ本俸即チ年俸、月俸又ハ日給ノ何レカヲ記入スルコト
- (4) 賞與、手當等ヘ記入ヲ要セザルコト
- (5) 住所ヲ變更シタルトキハ此ノ題ノ外別ニ地方長官宛ニ國民醫療法施行規則第十二條ノ趣テ要スルヲ以テ通知セザルコト
- (6) 入管又ハ施設シタルトキハ其ノ旨提出ヅルヲ以テ足リ變後住所又ハ給與ノ變更ノ提出ヲ要セザルコト
- (7) 入管又ハ施設シタル者醫師免許登録ノ日ヨリ一年以内ニ召喚ヲ解除セラレタルトキハ更ニ提出ヲ要スルコト

アラシノアヒトニ医師能時、テノ、白内障風

12月22日改定、12月22日(金)。

既往歴、既往歴中、既往歴、既往歴、既往歴

万能病院、万能病院、万能病院、万能病院

(次回)

口唇腫脹、口唇腫脹、口唇腫脹、口唇腫脹

命 令 書

氏 名

國民醫療法施行令第十六條ノ規定ニ依リ左ノ通命令ス

一、左ニ掲タル事項ヲ醫師免許證受領ノ日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ報告スベシ

一、氏名及生年月日

二、卒業學校名

三、醫師免許證受領ノ日ニ於ケル住所並ニ就業スル者ニ在リテハ就業ノ場所及給與ノ額

二、醫師免許登録ノ日ヨリ一年以内ニ前項ニ依リ報告シタル事項ニ變動アリタルトキ又ハ新ニ就業シタルトキハ其ノ都度變動ノ日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ報告スベシ

昭和 年 月 日

厚生大臣 廣瀬久忠

署 者

(1) 本命令ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ヘ國民醫療法第十九條ノ規定ニ依リ處分セラルコトアルベキコト
稻田ヘ直接厚生省宛ニ提出スルコトシ地方長官、市區町村長等ヘ理由セザルコト

(2) (3) 稲田ヘ直接厚生省宛ニ提出スルコトシ地方長官宛ニ國民醫療法施行規則第十二條ノ趣テ要スルヲ以テ混同セザルコト
稻田ヘ本件切子年俸、月俸又ハ日給ノ何レカヲ記入スルコト

(4) 賞與、手當等ヘ記入フ要セザルコト

(5) (6) 住所ヲ變更シタルトキヘ此ノ届ノ外別ニ地方長官宛ニ國民醫療法施行規則第十二條ノ趣テ要スルヲ以テ混同セザルコト
入院又ハ離院シタルトキヘ其ノ旨稻田グルヲ以テ尾り爾後住所又ヘ變更ノ届出ヲ要セザルコト
入院又ヘ離院シタルトキヘ其ノ旨稻田グルヲ以テ尾り爾後住所又ヘ變更ノ届出ヲ要スルコト

おでんを。一晩空氣は静かで、寒い
 おでんを継続せしめども、さすがに冬へ流れます
 本日一日は晴れ。肉桂ルアリテ系を解放する
 二三ヶ月後は二十九度五度。

両山は西高東低の対流気温差が大きくなり、
 大雨は甚しく、煙草

約十度の温湿度と、高下の差の如く、三十六度
 し、二十度の温湿度と、一月の温湿度の内差

命 令 書

氏 名

國民醫療法施行令第十六條ノ規定ニ依リ左ノ通命令ハ

一、左ニ掲タル事項ヲ醫師免許證受領ノ日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ報告スベシ

一、氏名及生年月日

二、卒業學校名

三、醫師免許證受領ノ日ニ於ケル住所並ニ就業スル者ニ在リテハ就業ノ場所及給與ノ額

二、醫師免許登録ノ日ヨリ一年以内ニ前項ニ依リ報告シタル事項ニ變動アリタルトキ又ハ新ニ就業シタルトキハ其ノ都度
變動ノ日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ報告スベシ

昭和 年 月 日

厚生大臣 潤 久 忠

備 考

- (1) 本命令ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ國民醫療法第十五條ノ規定ニ依リ處分セラルコトアルベキコト
届出ヘ直接厚生省宛ニ提出スルコトトシ地方長官、市區町村長等ヘ經由セザルコト
給與ヘ本俸即チ年俸、月俸又ヘ日給ノ何れカヲ記入スルコト
賞與、手當等ヘ記入ヲ要セザルコト
- (2) (3) (4) (5) (6) 住所ヲ變更シタルトキハ此ノ期ノ外別ニ地方長官宛ニ國民醫療法施行規則第十二條ノ届ク爲スツ要スルヲ以テ混同セザルコト
入替又ヘ廳舍シタルトキハ其ノ旨届出ブルフ以テ足リ爾後住所又ヘ給與・變更ノ届出ヲ要セザルコト
入替又ヘ廳舍シタルトキハ其ノ旨届出ブルフ以テ足リ爾後住所又ヘ給與・變更ノ届出ヲ要セザルコト

に付して 便箋を發せ奉候。此の事項は 申す。

近々 終焉にて 善く了拂ひます。

事務用印一枚、小判一枚、手帳二冊、

内中表一枚、外中表一枚、便箋一枚

十枚、皆方一枚、専用紙一枚

以上 便箋を付し、専用紙で印合せを以て、日本在國の
前記各物一式、並行國民政府より一了と致
すことを以て、本件は終焉の措置を終えた
所存。事務取扱いは、平定しておけり矣。

命 令 書

氏 名

國民療法施行令第十六條ノ規定ニ依リ左ノ通命令ス

一、左ニ掲タル事項ヲ醫師免許證受領ノ日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ報告スベシ

一、氏名及生年月日

二、卒業學校名

三、醫師免許證受領ノ日ニ於ケル住所並ニ就業スル者ニ在リテハ就業ノ場所及給與ノ額

二、醫師免許登録ノ日ヨリ一年以内ニ前項ニ依リ報告シタル事項ニ變動アリタルトキ又ハ新ニ就業シタルトキハ其ノ都度
變動ノ日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ報告スベシ

昭和 年 月 日

厚生大臣 廣瀬久忠

備 考

- (1) 本命令ニ依ル報告ヲ怠リ又ヘ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ國民療法第十五條ノ規定ニ依リ處分セヌルコトアルベキコト
- (2) 居出ハ直接厚生省宛ニ提出スルコトシ地方長官、市町村長等ハ理由セザルコト
- (3) 給與ハ本俸即チ年俸、月俸又ハ日給ノ何れかヲ記入スルコト
- (4) 賞與、手當等ヘ記入ヲ要セザルコト
- (5) 住所ヲ變更シタルトキヘ此ノ別ニ地方長官宛ニ國民療法施行規則第十二條ノ趣旨ヲ爲シ要スルヲ以テ當局セザルコト
入院又ヘ應召シタルトキヘ其ノ旨届出アルヲ以テ足リ爾後住所又ヘ給與ノ變更ノ届出ヲ要セザルコト
入院又ヘ應召シタル若醫師免許登録ノ日ヨリ一年以内ニ召集ヲ解除セラレタルトキヘ更ニ届出ヲ要スルコト

一、醫藥品等の配給に関する件

醫藥品等で現在配給統制を實施してゐる品目は醫藥品一二四品目衛生材料七品目及乳幼兒治療剤三品目である。終戦後醫藥品等の生産は一般經濟的條件により依然として増嵩の状態を示さないので、現在從來の醫藥品等統制規則に基いて統制を繼續してゐるのであるが、昨年來連合軍總司令部より一般配給物資に對してその統制方法を改める様指令が發せられたので、本指令に基いて新たなる醫藥品等の配給調製規則を立案し現在經濟安定本部を通じて連合國最高司令部の了解を得るため手續中である。

一 指定生産資材割當に関する件

臨時物資給付整法に基き昭和二十一年第四、四月則分より醫藥品並衛生材料等に於する指定生産資材割當事務は厚生省に於いて實施することとなり、之れに從事する職員を從來の被制會社より採用することとなり目下その手續中である。旨指定生産資材割當は現在第一、四半期分に暫し割當實施中である。

厚生省

一 麻薬及び大麻の取締について

一昨年十月以降眞合卓司令より麻薬製造禁止、ヘロインの没收軍得有麻薬の受託等に關して相次いで指令が發せられ、これに感じて夫々勅令五百四十二號に基く各種省令を制定し麻薬の取締の強化を一層つづめたが昨年一月更に麻薬の取締に関して厳重なる取締の實施方指令が發せられたので麻薬取締規則を制定し六月十九日施行すると共にこれに必要な經費の支を仰ぎ夫々本省及び地方に配備しこゝに吾か國の麻薬取締は新政階に入り諸來司令部と接する連繫を圖りつつ強固なる取締を實施してゐる。次に本年二月大麻の取締について嚴重なる取締の下に叶可する旨の指令が發せられたのでこれ又大麻取締規則を制定し、この取締を行つてゐる。

一 國立病院 始營に關する件

國立病院は舊臨海軍病院より一昨年移管されてより主として公務に基因せる者引揚者被災者中の患者を診療して今日に及んだが、今後は公的醫療機関として指導的地位を保持してきるだけなく國民一般に「正な醫療を施すを目途として整備する方針である。

さうしてこの一觀である限り、いかで見るに、國立病院へしていかれて當直ある事、下りて

一 國立療養所運營に關する件

國立療養所の運營については、第一に國民病たる結核疾患にす
る療養施設として從來の國立療養所三六ヶ所二八、七〇〇床に
本年度において國立醫院より轉換された十三ヶ所五、〇〇〇床
と本年一月開設決定に基き日本療養團より移管された九三ヶ所
一一、七〇〇床とを合て、合計一四二ヶ所四六、四〇〇床を以
て國立各院と協力し結核の適正な治療を施すやう為を期し
つつあります次に右の治療擴張を圖るため全國に一〇ヶ所一萬
床の療養所があり、その他に精神障礙及び甲強症等の療養
施設として四ヶ所一、九〇〇床と四ヶ所四百床の温泉療養所が
あります、これ等施設もそれぞれ設置の目的に關ふやうその經
營に其盡なきを期しております。

厚 生 省

諭防局所管事項

「結核諭防對策の強化に關する件」

「諭防衛生研究所に關する件」

「花柳病諭防對策に關する件」

「細菌製剤、抗菌性物質等の検定強化に關する件」

「衛生工場行政強化に關する件」

「通常海港檢疫に關する件」

軍事保護院

一 結核諭防對策の強化に關する件

以涉結核蔓延の現況に對應して結核諭防對策要綱を作成し結核諭
防治局の強化擴大を計畫三月十七日聯合國政府高司令部の承認を得、
目下追加算要求中（要求額一億六千九百萬圓）

軍事保護院

結核豫防計畫要綱

秘

I. 結核豫防組織網の強化

1. 結核豫防行政機構の強化

中央地方を通じて結核豫防担当職員の増加をはかる。

2. 調査委員會の設置

A. 中央

1. 結核撲滅委員會中央委員會

2. 連絡會

B. 地方

結核撲滅委員會地方委員會

3. 結核豫防巡回衛生所の充実

(1) 保健所の整備

2. 結核豫防專任職員の配置

人口五万に付、結核豫防專任(又は及官)(ニ級)一、事務官(三級)一

保健婦の割合を以て保健所(又は支所)に配置する。
各保健所支所の設置

(2) 結核世論委員會と市町村單位に設置―左の事業の実施に當る

a. 結核豫防思想の普及

b. 結核豫防宣傳活動の指導

c. 療養所に入所の世話

d. 居宅患者の保護及び栄養品等の補助

e. 退所患者の保護

f. 患者の生活援助

(3) 市町村の結核豫防活動の強化

四 保健所、療養所の相互連絡の緊密化及療養所職員の同一標準

への達成活動を圖る

(4) 医師會、歯科医師會、薬剤師會及び保健婦會の活動促進と

開拓

(六) 國民健康保険組合、勞働組合、農民組合等の協力
(七) 農園診訪の実施

1. 对象——ビオドリニ九十九の全青年

2. 檢診方法——ツベルクリン反応検査、問診等、精密検査

3. 資材及器具——保健所レンタル・設備及レンタル・自動車の整備

八 居宅患者の指導管理

9. 患者家族の検診並に指導

10. 患者ノ病状の勵行——栄養品等の贈配と考査する

11. 農業医と保健所との連絡提携を図る——保健所設置の開設

五 痘瘍療養所の整備

病床數

1. 痘瘍療養所入院病床を八千六十

1943年度概算に計上(川村もつ四万八千九百床)

二 菜食

取扱一式へ請進看(官公私立療養所、病院を含む)一人に付
一百二十カロリーを基準とする

1. 普通入の一一ニ割合にて、二つ内食白主、外食は肉三つ丸
ヒヘモとすら

三 食生活の改善

山梨県の輸送

五、農機開拓高の技術の向上

一研究

(一) 基礎的研究

- 二、環境防護の研究
（二）治療の研究
（三）營養の研究
（四）社會的經濟的的研究
（五）結核機防機關施設の研究
（六）營養所運営の研究
（七）預防診斷治療指針の研究

三、講習

一、行政關係

- （A）中央厚生省に於て都道府縣結核專任担当技官の講習を実施する
（B）地方（1）都道府縣の專任担当技官は管内結核機防關係職員の講習を実施する
（2）保健所の結核專任技官は担当区域内の結核機防工作

結核專任技官に對して講習を実施する

二、治療關係

- （A）中央都道府縣の主導なる療養所の職員に對して厚生省に於て実施する
（B）地方（1）各都道府縣所轄療養所医師の講習会
（2）各職員に各都道府縣所轄療養所医師の講習会
（3）開業医の講習会、医师会等に於て実施せしむる講習会
中央より其成績手交

（四）指導地の講義

（五）結核機防策の言及宣傳

一 情報豫防事業圖手の強化並用

(1) 情報豫防會の運営強化

(2) 其の地豫防団行の強化並用

(3) 情報豫防會の今後の構成

1. 組織

中央 地方 联合會

府縣草恵に至る

市町村に支部

2. 目的

情報豫防の思想等及一に実踐

情報豫防委員會の活動援助

二 學校教育による豫防思想の普及、徹底

文部省と連絡結核に関する事項の教科書中へ導入を図り

一方學生、生徒を通じ家庭への思想普及を図る。尚上級生

は情報豫防實習の指導等を行う

B C G 情報豫防委員會

3. 對象

主として農人年八十歳三十歳の青少年

4. B C G の製造

必要以上に製造所の建設を圖る(現在十ヶ所)

5. 情報豫防法の改正

最後結核蔓延の現況に對処して結核豫防
対策要綱を作成し結核豫防活動の強化を
大正新暦三月十七日車谷國最高司令部の承
認を得実効ある施策を実施せんとしてある
水年であります

厚生省

今保健所整備擴充が第一であります
と、全國保健所に結核事務一人と
保健師二人を配置致しました。共に一〇〇ヶ所に
はこれ以外に医師一人と保健師三人を配置し
毎年新規登録者をもつて首轄区域の
巡回相談に当りますこと

養施設は現在五万の病床有ります
すが、食糧事情更に他にトトロ四〇% は
空床であります。これに対するは極力充

全活用を圖り更に將來八万床程度の

公営病床と確保致したい。

思想善友の徹底に關しては社会各

厚生省。

層の十万余支隊の下一大國民運動を展開
して施設の徹底を圖りたい。予定がある。

皆々 我が國の幼稚は 育少年層に大多數會
まれてゐる。そこでこれが対策と致
てはこれまで育少年層に対する積極的と確

厚生省

主計局より平成の賃金の実態調査を回りた。

五日

一、豫防衛生研究所に関する件

豫防衛生研究所は五月二十一日政令第五八號に依り設置され、これが内容は國民保健の保育並びに増進に關し、衛生行政に直接した實際的研究を行うと同時に細菌製劑、抗菌性物質（ペニシリン其の他）等の種或ある國家検定を行うものである。

本研究所は専門へず傳染病研究所内に設置して、将来は左の研究所を包含して総合研究所とする豫定である。

→ 國立研究所

- (一) 國立衛生研究所
(二) 國立衛生研究所
(三) 國立衛生研究所

一 花柳病豫防對策に關する件

戰後道徳の頽敗、社會的經濟的活動に伴う人心の荒廢により著しく性病の蔓延をみて居るがこれが撲滅を計る爲徹底的の治療の方途を講ずるとともに國民の豫防思想の普及宣傳を圖らんとして居る。特に左の四點を早急に實施せんとすべく準備中である。

(1) 花柳病豫防法の改正

從來の花柳病豫防對策の強化を圖るため昭和二十年勅令第五百四十二號に基く花柳病豫防法特令を公布したがこれは暫定的措置であつて花柳病豫防法自体の改正を適當と認めるので日下改正に關し調査準備中である。

(2) 花柳病診療所の擴充

花柳病診療所は從來法二條の設置命令による診療所及代用花柳病診療所のみであつたが今同全國の各保健所で花柳病の治療をすることとした。

本年期において七月一日から三百十八ヶ所の保健所に開設すべく準備中である。

尙闇の女の花柳病患者を入院治療せしめるため本年期において六ヶ所の病院を増設することとしてゐる。

軍事保護院

花柳病診療所は從來法二條の設置命令による診療所及代用花柳病診療所のみであつたが今同全國の各保健所で花柳病の治療をすることとした。

「細菌要劑・抗菌性物質等の検定強化に関する件」
從來デフテリア血清及潔防腐液、破傷風血清のみについて國家検定を
實施してきたが、今般細菌要劑・抗菌性物質（ベニシリソウの他）
等全般に國家検定を實施することとし、厚生省に検定委員會を設置
して之等の標準（最高規格）を定めこの基準に従ひ、衛生研究所
所において檢定せしめる検定である。

同細菌要劑監視員を中心地方に任命し、関係研究所、工場等の監督
を強化しつゝある。

以上の事項並に衛生研究所に因する手續を施すため新に檢定課を設置すべく手續中である。

軍事保護院

一衛生工學行政強化に關する件

上下水道整備、風塵昆蟲驅除除虫、廢物の合理的な處理等に關する行政は、傳染病豫防上甚本的にして重要なものであるが、從來この分野に於ける對策に不充分なものがあり且又聯合國軍總司令部の覺書の大旨もあるので、これが對策を強力に推進すると共に本省に監督課を設置すべく當下謀算要求中である。

軍事保護院

一 通常海港検疫に関する件

従来厚生省・運輸省の共管であつた通常海港検疫業務は厚生省に統一されることとなつたので昭和二十一年十一月官制を改正し検防局に檢疫課が置かれ通常検疫業務を實施することとなり同年十二月連合國總司令部よりの口頭指示によつて小樽・函館・横濱・福須賀・名古屋・神戸・宇品・門司・長崎の九港が外航船舶入港港と指定され、これ等の港に駐在する木合赤團第八軍の檢疫官に協力して檢疫を施行することとなり、これがために、本年四月二十五日勅令即百四拾七號をもつて檢疫所官制を公布し、差區り函館・横濱・名古屋・神戸・宇品・門司・長崎の七港で引揚檢疫以外の通常檢疫を實施すべく五月八日厚生省告示を以つて檢疫所を定め、檢疫を實施することとなつた。

社 會 局 所 管 事 項

- 一 氏生委員の連營指導に關する件
- 一 日本社會學業學校經營に關する件
- 一 社會學法に基く補助に關する件
- 一 婦女被災者の保護のための施設に關する件
- 一 生活保護法の施行に關する件
- 一 婦女被災者の保護のための施設に關する件
- 一 災害救助法、復興一制定に關する件
- 一 ドイツ人の生活保護に關する件
- 一 同和事業に關する件
- 一 複合婦人保護に關する件
- 一 中途失業者保護に關する件
- 一 生活協同組合に關する件
- 一 救濟用資本に關する件
- 一 ララ救撫物資に關する件

厚 生 省

一 民生委員の運営指導に關する件

昨年十月一日民生委員令實施とともに現在全國において十二万四千名の新民生委員が委嘱されたのであるが、これら、國の社會行政の地方における末端機関たる民生委員の職務は眞に重要なものがあるので國としてもその運営指導には裕度の意を用いている。

特に民生委員の本質的性質に適み精神的、技術的方面の指導に意を注いでいる。

尚二十二年度においては指導費として金一一千八百〇〇〇圓を計上している。

一 日本社會學業學校經營に關する件

本校は社會學業從事者及び將來社會學業に從事せんと希望する者の再教育並びに養成を目的として昨年十月設立せられ厚生省よりその經費の全額を交付して財團法人日本社會學業協會に對し委託經營せしめている。向現在文部省に對し専門學校として認可申請中であり近く認可される見込である。

本校は本科一年限三年、定員五〇名一、研究科一年限一年、定員五〇名一、講習科一年間を教プロツクに分ち實施、一ヶ所の開講期間十日間、定員五〇名一の三科である。

現任の假校舎は東京都新宿區原町三ノ八六に在る。

昭和二十二年度においては之に要する經費として金九五六〇〇〇圓を計上している。

一 社會學業法に基く補助に關する件

從來社會學業法に基いて設置されていた私設の社會學業團體又

は施設に對しては同法第十一條に基き國庫から補助金を支出してその舉采の助成を頼つていたのであるが、昭和二十一年二月二十七日聯合軍總司令部からの日本政府に對する覚書「政府の私設社會事業團体に對する補助に關する件」により國又は公共團體は私設の社會事業團体又は施設に對しては補助することが出來ないことになつたのである。その後本件に關して聯合軍當局に對し屢次に亘り折衝の結果又は公共團體が特定の事業又は業務を私設社會事業團體又は施設に委託しそれに要する經費を當該團體又は施設に交付することは差支えないことに了解を得たので右に基いて實施中である。

昭和二十一年度においては兩年度同様委託事業費算として金七五万圓を計上している。

軍事保護院

要援護者の保護のための施設に關する事項

要援護者の保護のための施設の設置に關してはさきに實施の生活困窮者緊急生活援護事業（五〇、四九、四九五號）並に生活保護法（八三、五八三、四二四號）に於て天々豫算を計上し各都道府縣に設置せしめたのであるが一部は資材その他の關係により未完成のため、これが經費を昭和二十一年度に繰越し本事業の實施に道徳なきを期している。

同繰越經費は左の通り

緊急生活援護事業 一二四二二マ一八一號

生活保護法 八三、五八三、四二四號

生活保護法の施行に關する事項

生活保護法の施行に關しては國內の現状に即應した保護をなす

一、災害救助法

案

保護課

199

天災等の他の災害に際する救助の根柢法規として現在は(舊)災害救助基準法があるが、從來の実地の経験を徵すとこれでは不充十分である。新たな災害救助法に附す了效果的有効性を考慮して、第一回国会に提出する。

〔下〕

すと、(草稿中)て本相に呈の直旨眼
月12日、通し、文部省

中央より地方において救助用機関の連絡を密にするため常備的有効性を以て設立することとした。

日本本邦十市社古用

付と併せてお送ります。
松山に氣付く。費用は、一応都道府県が负担
し、それ以外の市町村が補助金として兩者間
の負担を調整する事です。
前
七月二二日午前九時半。

手

手

手

手

手

手

手

手

手

手

手

手

手

手

手

手

べく銳意努力中である。

一 災害救助法（候補）制定に關する事項

聯合軍取扱司令部より勅要の次第もあり災害保護に關する基本法律を制定すべく目下準備中なり。

一 ドイツ人の生活援助に關する旨

ドイツ人にして日本に居住し、賃金過額又は他の馬鹿的無能能力のため生活を極度に困る者に對し、日本政府に於て其の生活を緩和すべき旨の聯合軍取扱司令部发布總政府宛覺書一九四五年一二月一九日「聯合軍ノ政廳タリソノ國民ノ救濟ニ關スル件」に基いて外文官を除く一般ドイツ人並に元ドイツ海軍水兵の西籍者の生活援助を厚生省において行ふこととなり。昭二十年十二月より之を實施し未だたか、本年及においても繼續する。

厚事院
保育院

支那經濟の生活援助として月一人平均六四一圓を見込み六

四八二〇〇圓を計上し生活援助を實施中である。

尚四月現在の大救濟者は六一六人であるが毎月漸増の傾向にある。

一 婦治婦人扶養に關する旨

國民生活の窮迫化に依り、止渴生活から轉治する婦人の發生を見つゝあるので、昨年度において婦人學生扶養施設である婦人寮を六大都市所在都府縣及難向縣において合計十六ヶ所を設置した。

本年度においては之が經營に當する費用の一〇一六五圓を計上し婦人寮において生活訓練、就業、職業指導、就職斡旋等の措置を講じつゝある。

同厚生保護施設である養の敬並に收容期間等について更に考究の要がある。

『同和事務に關する件

當來の慣習に依る小台端な差別的偏見を除に關する同和事務十ヶ年計画は二十年後をもつて一應終了することとなつたが焼下諸般の情勢に鑑み京都の地盤改良事業に要するニベキローロー曲のみを計上し、他は一般化策にて考慮することにした。

『中途失明者保護に關する件

傷痍者等に中途にて光明の世界を奪はれた者の生活訓練及職業指導を受ける試の經營、失明者の職業相手及職業導入、失明者保護恩恵の啓蒙等を行ふため財團法人失明者保護基金を地和

軍事保育院

二十二年三月三十一日設立して塙原光明、大澤元朗式を營営せしむることゝし之に於する費用として四百八〇圓を計上し勘定している。

『生活助同組合に關する件

境下の逼迫した國民生活の危機打開とその合理化を目指して近時消費組合を設立するもの相當增加の傾向にあるか、これ等の所謂「生活助同組合」は經済組合に準據し普及しつゝあるも同法は公布年辰相當に古く且つ生産者等に中小農業者を対象として立法せられたため事宜に適せざるものがある。ので生活助同組合の健全なる發達を企圖するには折なる立法の必要ありとも思はせらるゝ故國民經濟全般の面施東の一環として中小同工社との統合或は既存機関との統合、主に助同組合の現状等各方面に亘

つて目下調査研究中である。

一 救済用物資に關する余稿

終戰以來軍か放出した被服類中約五百九十五萬點を聯合軍收高司令部の指令に基き生活困窮者救濟用として昨年度迄無償借與して不たか本年度においても生活困窮者及び非常災害者の援助に遠慮なきを以ての延長人數約二十八萬九千人に對する救濟用として約千四百四十四萬點の被服類を給與すべく聯合軍收高司令部の取締を以て目下施工者に銷し送水車である。

一 ララ救援物資に關する余稿

アメリカにおける亞細亞經濟公認團體へ
FOR RELIEF IN ASIA

LICENSING AUTHORITY

軍事保護院

を受けてゐるララ救援物資（食糧、被服、衛生品等）は昨年十一月第一加入迄以來云る五月三日第二加入迄までその總計約二、五〇〇屯で聯合軍收高司令部の覺書にて順次全體における生活困窮者を收容してゐる社會善美施設に對し各御道府縣を通じて無償給與し着々成績を以てゐるが今後も月少くとも五〇〇屯に寄贈される見込でありその販賣とともにらみ合せ配分範囲、配分元を嚴選し不正配分、横流し等不祥事件の発生を防し、安政省の改組につとめて奇輸國體の対策に應へるべく努力中である。

救濟用物資配給の現況如何

救済用として配給されておる物資につきましては元軍用衣糧及新規生産衣類とラリ救援物資の三種類があります

(1) 元軍用衣糧

終戦後の社會状勢の急激なる變化特に生活必需物資の不足及それに伴ふ異様な物價騰貴によりまして食糧を申すにおよばず衣類に極端に困難を來しております引揚者、戦災者、未引揚者の、留守家族等の生活困窮者に對しまして元軍用衣糧を運合軍最高司令部より放出の許可を受けまし^テや衣類を昨年の賀寒期二月に約三百十萬點、本年三月に約三百九十九萬點、合計六百萬點を無償給與致し乾パン、■詰の食糧につきましては主食糧の供給、運配が特に著しかつた昨年七月に乾パン約二百八十五萬莊、罐詰約六百萬莊を給與致し更に十二月に穀量の乾パン約二八七萬莊、罐詰約一、一五萬莊の給與を開始して既に四月未遂に配給を完了したのであります

(2) 新規生産衣■

社会局

以上元軍用衣糧にも限らずありましてその全部の放出後の供給と致しまして衣類につきましては織維資材逼迫の中より商工省の協力により二十一年度第四、四半期に於て約百三十萬點を各府縣を通じ配給中であり、二十二年度分に於ても約千九十五萬點の新規生産品を逐次配給する予定になつております

(3) ララ救援物資

「ララ」と云ふますのは *Licensed Agencies for Relief in Asia*

即ち亞細亞救援公認團体の頭文字をとつた通称でこの團体には米國における十三の民間社會事業團体が加盟して組織されて居りまして之等に關してある人々の厚意を表はすものとして日本の生活困窮者に贈られて来る物資を「ララ」救援物資と稱しております

そして此の物資は政府の行ふ接種と開港を保ちその補助ではなく追加として授はれるもので原則として扶養者なき乳幼児兒童、浮浪兒、結核癆疾患者、引揚者、戦災者等の施設に收

容されてゐる者に對し配分されます。その施設の選衡はララ代表として日本に派遣される米國フレンド奉仕委員會のミス・ローズ、教會世界奉仕團のバット氏、全國キリスト教福音社團のファザー・マツキップの三氏を中心として日本の社會事務官及厚生省の同僚官等からなる中央委員會の選衡の上重點的に配分されるものであります。

配分される物資は食糧品、衣料品、醫藥品で昨年十月第一船入港以來六月一船現在に於きまして第十船入港しであります。

内海航	食糧品	約一、九五九トン
	衣料品	約五三一トン
	醫藥品	四〇トン
計		二、五三〇トン

であります東京都外三十六ヶ所は配分完了し日下岩手縣外八ヶ所の比較的難災を蒙らなかつた縣に對しては配分中であります。

社会局

尚此の他に全體十三の療養所、東京、千葉、神奈川の學校給食用として配分された他、特に南海地方の難災罹災者及青森、飯田、那珂湊の火災罹災者にも大々物資を急送致し最近は大府縣の女學校、女子専門學校在學中の引揚者、難災者の學生に迄及ぼしておりますが、今日迄に配給を受けた施設數は約一、二〇〇ヶ所、施設始興を受けた總人員確約一二萬人に達して居る状況であります。

天皇、皇后兩陛下に於かれでも此の物資につきましては特に心をお寄せになり五月十五日に社会局長をお召の上概況を聞し召されたのであります。が其の際特に右に對する感謝の方法に付特に御下問を拝しためであります。が更に五月十九日に米國派遣の三委員に拜謁を賜り感謝のお言葉を親しく述べられた次第であります。が日本政府としても此の厚意にそむかぬ譲り物資の保管、輸送等に至る警戒を嚴にし萬遺憾なきを期しております特に配分状況、消費の状況等は文書、眞實を以て米國派遣の三委員を通じ寄贈團体へ報告しております。

裏面白紙

引揚援護院

まずが更に詳細を映像によつて報告すべくその映像も仕上完了致しましたので近く米國向送出し又國內に於ても上映される予定になつております

社合局

兒 童 局 所 管 事 項

- 「兒童福祉法案に關する件」
- 「浮浪兒、孤兒、不良兒等の要保護兒童の保護に關する件」
- 「母子保健に關する件」

軍 事 保 護 院

一児童福祉法案に關する件

現下の社會状勢下においては、児童の福祉を一段と増進することは、喫緊の要務でありこれが施策としては現行児童保護單行法規を一元化するとともに更に擴充した總合法規を作成する要があるのに鑑み、政府はこれが具体策について、昨年十二月中央社會事業委員會に諮詢し本年一月二十五日児童福祉法案要綱の答申を得たのである。

政府はこれに基いて去る第九十二帝國議會に提出すべく「児童福祉法案」を準備したのであるが、會期等の都合により提出されると至らなかつたが、更にその内容に研究検討を加へ今次の議會に提出すべく準備中である。

軍事保護院

一浮浪兒、孤兒、不良兒等の要保護児童保護に關する件

現下極めて困難な社會状勢のため浮浪兒、孤兒、不良少年等不幸な児童が少くないので、從來存する少年教護法による少年教護院（全國を通じ五〇ヶ所）の他に六大都市所在都府縣及び福岡縣の主要府縣に重點を置いて浮浪兒保護施設の整備等につとめて来たのであるが、更にこの保護の根本的措置を講ずる必要があるので、この種兒童保護に必要な各種機關及び各種施設の整備等必要な施策を、今次國會に提案準備を急いでゐる「児童福祉法案」に含ませることとしてゐる。

一母子の保健に關する件

(イ) 妊產婦の保健衛生に關する事項

昭和十七年度より妊娠手帳規程（昭和十七年七月十三日厚生省令第三十五號）により妊娠の届出をなさしめ、妊娠手帳を交付し醫師又は助産婦につき診察及保健指導を受けしめると共に必需品の確保其の他特別の保護を行いつつあり。

(2) 死産の届出制に関する事項

一九四六年三月十四日連合軍最高司令部より帝國政府宛「人口動態統計整備案に關する件」他三回の指令に基き母子保健の向上を圖り死産の實情を明かにする目的を以て同年九月三十日厚生省令第四十二號死産の届出に関する規程を公布十月一日より施行せり。

(3) 乳幼兒及未就學兒童の保健衛生に関する事項

昭和十四年度以降全國乳幼兒の診査指導を實施し來りたるも更に十七年度より國民体力法（昭和十五年四月八日法律第一〇五

號）の規定に基き之が義務的体力検査を行い必需栄養品の確保其の他特別の保護育成を加え我國乳幼兒死亡の減少に寄與をなした。而るに國家財政上二十一年度より本件豫算は計上されないが、現下の乳幼兒保健の重要性に鑑み各都道府縣を督勵し、恩賜財團母子愛育會等と協力これが實施を圖りつつあり。

兒童福祉法案

(昭和二十二・二・三)

すべて兒童は、心身ともに健やかに育成されるために必要な生活を保障され、その資質及び環境に應じて、ひとしく教育をほどこされ、愛護されなければならない。

すべて國民は、兒童が心身ともに健やかに生れ、且つ、

育成されるように努めなければならない。

すべて兒童の保護者は、兒童を心身ともに健やかに育成する責任を負い、必要があるときは、國が保護者に代つて

その責任を負う。

國及び公共團體は、保護者の責任遂行を積極的に助長し、そのままたげとなる因子を排除するように努めなければならぬ。

これは兒童福祉の原理であり、この原理は、すべて兒童に關する法律の施行にあたつて常に尊重されなければならない。

第一章 総則

第一節 通則

第一條 この法律において兒童とは、十八歳に満たない者を、乳兒とは一歳に満たない者を、幼兒とは一歳以上國民學校（學校教育法施行後は小學校）就學の始期に

達するまでの者をいう。

第二條 この法律において妊娠婦とは、第十八條の規定により妊娠の届出をした女子及び出産後一年以内の女子をいう。

第三條 この法律において保護者とは、親権者、親権者のないときは、後見人又は後見人の職務をおこなう者をいう。

第二節 兒童福祉委員會

第四條 次の各號の事項を調查審議するため、兒童福祉委員會を置く。

一 兒童福祉の原理を具現するために必要な事項

二 この法律その他の法令の規定で兒童福祉委員會の權限とされた事項

三 兒童福祉に關する關係機の連絡調整に關する事項

四 その他兒童福祉に關し必要な事項

兒童福祉委員會は、兒童福祉に關し行政廳の諮詢に答える又は意見を眞由めることができる。

第五條 兒童福祉委員會は、中央兒童福祉委員會及び地方兒童福祉委員會とする。

兒童福祉委員會に關しては、この法律で定めるもの

外、勅令でこれを定める。

第二節 兒童委員

第六條 次の各號の任務に從事させるため、兒童委員

を置く。

一、児童の健康の増進又は文化の向上に關する事項

二、妊娠婦の保健に關する事項

三、第三十五條第一項各號の一に該當する児童の養育、

・教育又は教諭に關する事項

四、その他妊娠婦及び児童の福祉に關する事項

五、児童委員は、社會事業、醫療、教育又は宗教

關係者、その他適當な者のうちよりこれを委嘱する。

前項の規定による委員の外、民生委員による民生委員は児童委員とする。

第八條 児童委員は、その職務の執行について都道府

縣又は、特別市長（児童相談所長、養育院長、教育院長又は教諭院長が第三十八條の規定により第三十五條第一項第七號の規定による權限を委任されたときは、児童相談所長、養育院長、教育院長又は教諭院長）の指揮監督を受ける。

市區町村長は、児童委員に對して、その職務の執行について必要な指示をすることができる。

第九條 児童委員は、これを名譽職又は有給とする。

第十條 児童委員に關しては、この法律で定めるもの

の外、勅令でこれを定める。

第四節 児童相談所

第十一條 都道府縣又は特別市は、命令の定めるところ

により、児童相談所を設置しなければならない。

第十二條 児童相談所は、次の各號の全部又は一部の事業をおこなう。

一、児童の健康増進及び文化向上の指導に關する事項

二、妊娠婦の保健指導に關する事項

三、第三十三條各號の規定による児童の鑑別に關する事項

四、その他妊娠婦及び児童の福祉に關する事項

五、児童相談所は、命令の定めるところにより、學校、養

育院、教育院、教諭院その他適當と認める施設にこれを附設することができる。

第十四條 児童相談所に關しては、この法律に定めるもの

の外、勅令でこれを定める。

第五節 職員養成

第十五條 國又は公共團體は、勅令の定めるところによ

り、この法律により、児童福祉に關する職務に從事する職員を養成する。

前項の規定による養成のため、勅令の定めるところに

より、職員養成所を設置することができる。

前項の規定による職員養成所は、事情により、命令の

定めるところにより、適當な施設にこれを附設すること

ができる。

第二章 健康及び文化

第一節 通則

第十六條 國及び公共團體は、児童及び妊娠婦に對し、その健康保持のために必要な最低限度の營養を與え、保健施設及び文化施設を利用することができる機会を提供することに努めなければならない。

第十七條 公の機關及び物資配給者は、前條の規定による目的を達成するよう措置しなければならない。

厚生大臣は、前條の規定による目的を達成するため必要があると認めるときは、中央兒童福祉委員會の意見を聞き、勅令の定める公益法人に對し、児童及び妊娠婦の必需物資の生産及び配給をおこなわせることができる。

前項の規定による生産及び配給は、勅令の定めるところにより、厚生大臣の指示に従いこれをしなければならない。

第二節 妊産婦

第十八條 妊娠した女子は、勅令の定めるところにより、都道府縣又は特別市長に妊娠の届出をしなければならない。

第十九條 妊産婦は、命令の定めるところにより、無償で健康診査を受けることができる。

第二十條 都道府縣又は特別市長は、第十八條の規定

による届出をする女子に對して、妊娠婦手帳を交付する。前條の規定により、妊娠婦の健康診査をした者は、命令の定めるところにより、妊娠婦手帳に妊娠婦の保健指導に必要な事項を記載しなければならない。

妊娠婦手帳は、行政廳の定めるところにより、妊娠育児に必要な物資の配給その他の妊娠婦及び乳兒の保護のため必要があるときにこれを使用する。

前三項の規定の外、妊娠婦手帳に關しては、命令でこれを定める。

第二十一條 公共團體又は私人で妊娠婦を收容して出産及びその前後の療養をさせる施設（以下「產院」という。）を設置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

厚生大臣は、中央兒童福祉委員會の意見を聞き、都道府縣又は特別市に對し、都道府縣の長は、地方兒童福祉委員會の意見を聞き、市町村に對し、產院の設置を命令することができる。

第二十二條 公共團體又は私人で、乳兒を收容して晝夜間を通じ、これを保育する施設（以下「乳兒院」という。）を設

置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

乳兒院は、施院にこれを附設することができる。

前條第二項及び第三項の規定は乳兒院についてこれを準用する。

第三十三條 乳兒院は、乳兒の保護者が、その乳兒の收容を願い出るとき、又は第三十五條第一項第六號の規定による保護を受けた乳兒があるとき、その乳兒の收容をこばむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りでない。

第二十四條 公共團體又は私人で、學校教育法の規定による養護學校にも就學することができない虚弱兒を收容して、その心身をともに健やかにする施設（以下健兒院といふ）を設置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

第二十一條 第二項及び第三項の規定は、健兒院についてこれを準用する。

第二十五條 健兒院は、虚弱兒の保護者が、その虚弱兒の收容を願い出るとき、その虚弱兒の收容をこばむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りでない。

第二十六條 健兒院においては、命令の定めるところによてこれを準用する。

いし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、行政廳の認可を受けなければならない。

第二十一條第二項及び第三項の規定は、健康文化施設についてこれを準用する。

第三十一條 何人も次の各號の一に該當する業務又は行為をしてはならない。

一 心身の正當でない兒童を観覽に供する行為

二 兒童にこじき又は淫行をさせる行為

三 児童を用いてこじきをする業務

四 公衆の娛樂を目的として、十四歳に満たない兒童にかかるわざは曲馬をさせる業務

五 戸内について又は道路で、十四歳に満たない兒童に歌謡、遊戯その他の演技をさせる業務

六 十四歳に満たない兒童に、酒者、女給その他酒間の世話をさせる業務

七 兒童に、前各號の規定による業務又は行為をさせるために、兒童を他の監護に移す行爲

八 兒童の隔離増進を目的とせず、その他の目的のみのために、兒童をあずかり又は扱う行為

九 その他の兒童の福祉を阻害し又は阻害するおそれがある行為又は行爲であつて、中央児童看護委員會の意見を聞き、厚生大臣が定めるもの

前項の規定の外、都道府縣又は特別市長は、地方兒

第三章 保護

第三十二條 次の各號の一に該當する兒童を認めた者は、命令の定めるところにより、これを第十二條第三號の規定による事業を行なう兒童相談所に通告しなければならない。

一 精神的欠陥又は身体的著しい機能障害により、正常の生活を営むことができないもの

二 不良行爲をし、又は不良行爲をするおそれがあるもの

三 前二號に該當するものの外、保護者又は現に監護する者（以下保護責任者といふ）のないもの又は保護責任者の監護の適當でないもの

一 学校教育法の規定による兒童相談所の長は、前條の規定による通告のあつたとき又は前條各號の一に該當する兒童を發見したとき、兒童を鑑別して次の各號の一に分類しなければならない。

二 学校教育法の規定により、就學することができないもの

二 前條第一號に該當するもの

り、學校教育法の規定による學校教育に準する教育をほどこし、所定の教科を修めた者に對して、學校教育法の規定による教育を修了した者と認定することができる。

第二十七條 公共團體又は私人で、乳兒又は幼兒の保護者の委託を受けて、その委託する時間中、乳兒又は幼兒を保育する施設（以下保育所といふ）を設置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、行政廳の認可を受けなければならない。

第二十一條第二項及び第三項の規定は、保育所についてこれを準用する。

第二十八條 保育所は、乳兒又は幼兒の保護者が、その乳兒又は幼兒の委託を願い出るときこれをこばむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りでない。

保育所は、乳兒又は幼兒以外の兒童の保護者が、その兒童を保育所に委託することを願い出るとき、その委託を受けることができる。

第二十九條 保育所には、保健を置く外なるべく醫師、歯科醫師又は保健師を置く。

前項の保健の任用條件、教養施設その他の事項に關しては、勅令でこれを定める。

第三十條 公共團體又は私人で兒童の健康を増進し、又是その文化を向上させる兒童遊園、觀覽施設その他の施設（以下健康文化施設といふ）を設置し、第五十一條な

三 少年審判所の審判に付することを適當と認めるもの
四 前條第二號に該當する兒童で、前號に該當しないもの
の
五 前三號に該當しない兒童で、第三十五條の規定によ
る保護を必要とするもの

六 第三十五條の規定による保護を必要としないもの
第三十四條 前條の規定による兒童相談所の長は、前條第
一號に該當する兒童を、その兒童の居住する市町村の市
町村長に、前條第三號に該當する兒童を少年審判所に通
告し、前條第二號、第四號又は第五號に該當する兒童の
鑑別の結果を都道府縣又は特別市の長に報告しなければ
ならない。

第三十五條 都道府縣又は特別市の長は、前條の報告があ
つたとき、兒童相談所長の鑑別にもとづき、兒童に對し
て、次の各號の一の保護を又はこれをあわせてすること
ができる。
一 兒童に訓戒を加え、又は改心の誓約書を提出させる
こと。このときは、なるべく保護責任者もしくは附
添人を立ち合わせ、又は保護責任者に誓約書に連署
させること

二 兒童の保護責任者に訓戒を加え、又は兒童保護改善
の誓約書を提出させること

三 兒童を條件をつけて保護責任者にわたすこと

第三十五條 都道府縣又は特別市の長は、前條の報告があ
つたとき、兒童相談所長の鑑別にもとづき、兒童に對し
て、次の各號の一の保護を又はこれをあわせてすること
ができる。
一 兒童に訓戒を加え、又は改心の誓約書を提出させる
こと。このときは、なるべく保護責任者もしくは附
添人を立ち合わせ、又は保護責任者に誓約書に連署
させること

二 兒童の保護責任者に訓戒を加え、又は兒童保護改善
の誓約書を提出させること

三 兒童を條件をつけて保護責任者にわたすこと

第三十六條 兒童に對して前條第一項第四號ないし第六號
の規定による保護をするときは、その保護責任者の意見
を聞いて、これをおこない、その意見に反して保護する
ときは、地方兒童福祉委員會の意見を聞かなければなら
ない。

第三十七條 第三十五條第一項第三號ないし第八號の規定
による保護は、必要があるときは、第一條の規定にかか
わらず、兒童が二十歳に至るまで（第三十二條第一號の
規定による兒童については、勅令の定める期間の滿了す
るまで）その保護を繼續することができる。

第三十八條 都道府縣又は特別市の長は、第三十五條第一
項第一號ないし第七號の規定による保護をし又は第三十
五條第二項の規定により、これを取り消し、もしくは變
更する権限の全部又は一部を、命令の定めるところによ
り、兒童相談所長、養育院長、療育院長又は教護院長に
委任することができる。

第三十九條 第三十三條第一號又は第六號に該當する兒童
を、第三十三條の規定による分類の決定に至るまで、第
三十三條三號に該當する兒童を、少年法第三十七條の規
定による處分もしくは少年審判所の審判の開始に至るま
で、又は第三十三條第一號、第四號もしくは第五號に該
當する兒童を第三十五條第一項の規定による保護の決
定に至るまで（以下第二十三條各號の一に該當する兒童
を、それぞれの處置の決定に至るまでといふ）一時保護
するため、都道府縣又は特別市は、勅令の定めるところ
により、一時保護所を設置しなければならない。

第四十條 兒童相談所長は、第二十三條各號の一に該當
する兒童を、それぞれの處置の決定に至るまで、事情に從
事する。

第四十一條 公共團體又は私人で、第三十三條第五號に該
當する兒童を收容して、これを養育する施設（以下養育
院という）を設置し、第五十一條ないし第五十三條の規
定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

第二十一條第二項及び第三項の規定は、養育院につい
てこれを準用する。

第四十二條 都道府縣又は特別市の長は、第三十二條第三
號に該當する兒童を養育することを希望する兒童を收
容して、これを養育する施設（以下養育院といふ）を、
及び第三十三條第四號に該當する兒童を收容して、これ
を教護する施設（以下教護院といふ）をそれぞれ必要な

い、命令の定めるところにより、一時保護所その他の適當
な施設において、又は適當な者に委託して、これを一時
保護することができる。

前項の規定による一時保護は、いつでもこれを取り消
し又は變更することができる。一時保護について必要な
事項は、この法律で定めるもの外、命令でこれを定め
る。

第四十三條 國は、第三十三條第二號に該當する兒童を收
容して、これを療育する施設（以下療育院といふ）を、
及び第三十三條第四號に該當する兒童を收容して、これ
を教護する施設（以下教護院といふ）をそれぞれ必要な

第三十七條 第三十五條第一項第三號ないし第八號の規定
による保護は、必要があるときは、第一條の規定にかか
わらず、兒童が二十歳に至るまで（第三十二條第一號の
規定による兒童については、勅令の定める期間の滿了す
るまで）その保護を繼續することができる。

第三十八條 都道府縣又は特別市の長は、第三十五條第一
項第一號ないし第七號の規定による保護をし又は第三十
五條第二項の規定により、これを取り消し、もしくは變
更する権限の全部又は一部を、命令の定めるところによ
り、兒童相談所長、養育院長、療育院長又は教護院長に
委任することができる。

第三十九條 第三十三條第一號又は第六號に該當する兒童
を、第三十三條の規定による分類の決定に至るまで、第
三十三條三號に該當する兒童を、少年法第三十七條の規
定による處分もしくは少年審判所の審判の開始に至るま
で、又は第三十三條第一號、第四號もしくは第五號に該
當する兒童を第三十五條第一項の規定による保護の決
定に至るまで（以下第二十三條各號の一に該當する兒童
を、それぞれの處置の決定に至るまでといふ）一時保護
するため、都道府縣又は特別市は、勅令の定めるところ
により、一時保護所を設置しなければならない。

第四十條 兒童相談所長は、第二十三條各號の一に該當
する兒童を、それぞれの處置の決定に至るまで、事情に從
事する。

場所に設置する。

第二十一條第三項の規定は、療育院及び教護院について、これを準用する。

第四十一条 療育院は、第三十五條第一項第六號の規定により、療育院に送られた兒童の、療育院は、第三十五條

第一項第六號の規定により、療育院に送られた兒童の、又は保護責任者より收容の願出のあつた兒童の、教護院

は、第三十五條第一項第六號の規定により、又は民法第八百八十二條の規定により、教護院に送られた兒童の收容をとばむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りではない。

第四十五條 乳兒院長、養育院長又は教護院長は、勅令の定めるところにより、收容した兒童に對して親権をおこなう。但し、兒童に親権者は後見人があり、且つ、その監護が適當であると認めるときの兒童の財産の管理については、その限りでない。

第四十六條 第二十六條の規定は、療育院及び教護院についてこれを準用する。

第四十七條 公共團體又は私人で、第三十五條第一項第一號ないし第七號の規定による保護を受け終つた者を事後補導する施設（以下事後補導施設といふ）を設置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

第四十八條 中央兒童福祉委員會及び妊娠婦手帳に要する費用は、國庫の負担とする。

第四十九條 地方兒童福祉委員會、兒童委員、第三十五條の規定による保護、第四十條の規定による一時保護及び第四十二條の規定による登録に要する費用は、勅令の定めるところにより、都道府縣又は特別市がこれを負担する。

第五十條 第十五條第一項の規定による養成に要する費用は、これをおこなう者の負担とする。

第五十一條 國庫は、次の費用に對して、勅令の定めるところにより、その十分の五ないし十分の八を補助する。

一 第五十條の規定により、都道府縣又は特別市の負担

可を受けなければならない。

第二十一條第二項及び第三項の規定は事後補導施設について、これを準用する。

第四章 費 用

第五十二条 第二項の規定による養成に要する費用は、國庫の負担とする。

第五十三条 國庫は、次の費用に對して、勅令の定めるところにより、その十分の五ないし十分の八を補助する。

一 第五十條の規定により、都道府縣又は特別市の負担

する費用

二 前條の規定により、公共團體又は私人の負担する費用（但し、設備費を除く）

第五十二條 國庫は、第五十條の規定により、公共團體又は私人の負担する費用のうち、設備費に對して、勅令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

第五十三條 都道府縣又は特別市は、第五十一條第二號の規定による費用に對しては、その十分の一ないし四分の一を、前條の規定による費用に對しては、その四分の一を、勅令の定めるところにより、補助しなければならない。

第五十四條 第四十九條又は第五十條の規定により、次の各號の一の費用を負担する者は、勅令の定めるところにより、その費用の全部又は一部を、兒童もしくは事後補導施設に收容される者又はその保護責任者より、徵收することができる。

一 第三十五條第一項第五號又は第六號の規定による委託に要する費用

二 第四十條の規定による一時保護に要する費用

三 產院、乳兒院、健兒院、保育所、養育院、療育院、教護院又は事後補導施設に收容した者に要する費用

前項の規定による費用の徵收は、兒童もしくは、事後

第五章 雜 則

補導施設に收容される者又はその保護者の居住地又は財產所在地の都道府縣又は特別市の長又は市町村長に、これを嘱託することができる。

第一項の規定により徵收される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅徵收法の例により處分することができる。

第五十五条 この法律又は、この法律にもとづく命令により、行政廳の認可を受けた者が、この法律、この法律によるとづく命令又はこれにもとづいてする處分に違反するときは、行政廳はその認可を取り消すことができる。

第五十六条 次の各號に掲げる土地建物に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、有料でこれらを使用させる者に對してはこの限りでない。

一 主として、この法律による產院、乳兒院、健兒院、保育所、健康文化施設、養育院又は事後補導施設のために用いる土地建物に對してはこの限りでない。

二 前項に掲げる建物の敷地、その他主として、この法律による產院、乳兒院、健兒院、保育所、健康文化施設、養育院又は事後補導施設のため用いる土地建物に對してはこの限りでない。

る者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

児童を使用する者は、児童の年令を知らないことを理由として、前項の規定による处罚を免れることができない。但し、過失のないときはこの限りでない。

第三十一條第一項又は第二項の規定に違反する行為をした者が、事業主のためにした者であるときは、その者を問する外、事業主に對して第一項の規定による罰金刑を科する。但し、事業主義は事業の經營者が違反の防止に必要な措置をしたときは、この限りでない。

事業主義は事業の經營者が、違反の計畫を知り、その防止に必要な措置を講じなかつたとき、もしくは違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときに、事業主又は事業の經營者も行為者として處罰する。

第五十八條 次の各號の一に該當する者が、理由なくその職務上取り扱つたことについて知得した人の秘密を漏したときは、これを六月以下の懲役、又は五千圓以下の罰金に處する。

一 中央児童福祉委員會又は地方児童福祉委員會の委員又は委員であつた者

二 兒童委員又は兒童委員であつた者

三 兒童相談所、乳兒院、一時保護所、養育院、保育

院、又は教護院において児童の保護その他の事務に從事し又は從事した者

四 妊産婦の健康診査に從事し又は從事した者

五 その他この法律施行に從事し又は從事した公務員又は公務員であつた者

前項の罪は、告訴を待つてこれを論ずる。

第五十九條 この法律のうち町村に關する規定は、町村制を施行しない地においては町村に準ずるものに、町村長に關する規定は、町村長に準する者にこれを適用する。

附 則

第六十條 この法律を施行する期日は勅令でこれを定める。

第五十九條 次の各號の一に該當する者が、理由なくその職務上取り扱つたことについて知得した人の秘密を漏したときは、これを六月以下の懲役、又は五千圓以下の罰金に處する。

第六十二條 この法律施行の際、現存する國立少年教護院及び都道府縣立少年教護院は、この法律により、設置する教護院とみなし、その在院者は、これを第四十四條の規定により教護院に收容された兒童とみなす。

勞政局所管事項

(昭二六五)

- 一、中央労働委員會委員の改選に關する件
- 二、労働組合法改正に關する件
- 三、労働問題の啓蒙宣傳に關する件
- 四、分譲教育諮詢委員會の設立に關する件
- 五、分譲行政關係職員の教育訓練に關する件
- 六、内外労働事情の調査に關する件

一、中央労働委員會委員の改選に関する件

中央労働委員會委員の任期は去る二月末日を以て満了してゐる、次期委員については既に労働省代表及び使用者代表の委員候補者の決定を見、第三者委員候補者についても労資双方の同意を得たのであるが、中央公職選否審査委員會の審査が完了しない爲、未だ正式委嘱に到つてゐない。速に委嘱出来るよう目下關係方面と連絡中である。

一、労働組合法改正に關する件

昭和二十年十二月二十一日法甲第五一號を以て制定され翌年三月一日より施行された労働組合法は、連合國最高司令部に招聘された労働諮問委員會の報告もあり、より健全な労働組合運動の進展のために同法中に改正すべき點があると言ふ見地から、廣く輿論に問ひ、目下その改正について準備を取進めてゐる。

二、労働問題の啓蒙宣傳に關する件

労働組合の健全なる發展を圖るため、廣く庶民各層に正確公正な情報を提供し、労働に關する知識を向上せしめると共に政府施策の傾風を期するため、過労労働、労働改善、しきりの發行、ポスター及無新聞の掲示、各都道府縣内外に労働文庫を設置せしめる等の信直を積極的に講じてゐる。

軍事保護院

三、労働教育諮問委員會の設置に關する件

労働に關する教育の普及及促進を圖ることは、素要であるので、労働教育に対する政府の應急方針について、民間關係者の意見を充分に聽いて、これを民主的に決定するため、労働教育諮問委員會設置要綱を定め、この取扱について目下準備中である。

四、労働行政調査員の教育訓練に關する件

労働行政の運営を遂行を圖るため、現役の職員及新規採用職員二、〇〇〇名に對し昭和二十三年二月迄にはその教育を終了すべく目下實施中である。

五、内外労働事情の調査に關する件

勞働組合の動向ならびに近況を圖るため、これか資料の提供を目的として、國內各新聞紙及雑誌より労働に関する報道を摘録し、編成月報を作製して労働行政機関係職員に配付してゐるの外、G.H.Q. 及その他労働方面からの好意による資料を得て既に「アメリカに於ける労働組合の實際」及「民主的労働組合主義とアメリカの労働組合規約」、「ソ連の労働學術」等を發行した外、目下「諸外國に於ける労働者に対する利潤分配」の依託調査を行つており、今後G.H.Q.もその他連合軍當局その他より資料を得て、各國の労働事情について調査研究を取進めの計画である。

- 「労働基準法の施行について
 - 「労働保護官署開設準備について
 - 「給與審議會について
 - 「給與政策について
 - 「労務用物資について
 - 「労働省設置の場合における労働統計機構の擴充について
- 軍事保護院
- 「労働基準法の施行について
 - 「労働基準法は、第九十二回帝國議會で成立したので、これが施行について、七月を目途として目下命令の制定その他の事項について準備中である。
 - 「労働保護官署の開設準備について
 - 「労働基準法の施行は、各都道府縣毎に労働基準局を設け、又これが第一線機關として、労働基準監督署を設置して實施せしめるのであるが、これがため、去る五月二日より本省及び各都道府縣毎に労働基準局を開設して目下職員の採用、建物の整備等に當りつつある。尚労働基準監督署は、本法施行と同時に開設する豫定である。
 - 「給與審議會について

(4)

三月末以來第一及第二小委員會を経け、給與に關する一般方針及給與基準策定計劃につき研究中のところ、去る五月二日成案を得たので之を準備會總會に諮る要あるも、目下司令部關係官と委員會決定案につきその諒解を求めてゐる。

(5)

給與審議會はその第一回會合に於いて中立委員の構成に關し紛糾を生じた爲準備會として開催中であるが、紛糾の中心となつた三名の政黨代表中立委員は議會解散に依り自然罷任のまま現在に及んでゐる。

給與審議會正式開催の爲の中立委員補充の機會に右委員構成問題を改める要がある。

一 紙與政策について

三月七日附マツクアーサー書簡を契機とする物價及賃金に關する
軍事保護院

統制問題については夫々關係當局に於て研究中である

一 勞務用物資について

地方労働基準局の設置に伴ひ從來都道府縣で行つてゐた労務用物資配給事務を移管することになつたので之が關係核算について目下追加核算要求中である

一、労働省設置の場合における労働統計機構の擴充について

現在の労働統計については總理臨時統計局に於て一般的基本的統計調査を以専門的技術的統計調查は労働統計課で行ふ外勞政局、労働監視局、職業安定局の各課で夫々行つてゐるが、労働統計組織の擴充と統一は労働省設置の場合に於ては基本的重要事項として考慮されねばならぬので目下當課に於ては現在の労働統計課を擴充強化したる労働統計調査局の設立に關する所管事項並に豫算的措置について準備中であつて、統計機構等關係資料は別紙の通りである。

向總理臨時統計局よりの労働統計の移管に於いてはまだ具体未決定せず司令部關係において研究中である。

職業安定所請事項

- 一、職業安定法の制定に関する件
- 一、公共職業安定所に関する件
- 一、公共事業実施に関する件
- 一、失業の現況に関する件
- 一、重要産業労務の整備促進に関する件
- 一、巡査車両充足に関する件
- 一、一般職業紹介成績に関する件
- 一、職業指導施設に関する件
- 一、中央職業紹介委員会に関する件
- 一、関係団体に関する件
- 一、中央失業対策委員会に関する件
- 一、職業行政關係職員の研修制度強化拡充に関する件

生省

「戦時安寧法の制定に関する件」

現下の事態に即應し後援紹介事務その他就職事務の簡済なる運営を圖るため現行後援紹介法はこれを廢止し新に戦時安寧法の制定を来る特別国会に提案すべくこれの準備を進めた。あり。

軍事保護院

一公共勵勵安寧財に關する事焉

従業者として心臓紹介事務を取扱つて來たが昭和二十二年四月八日勅令第百十八號により職業の確保と職業の興隆に寄與するよう勞務の公平且つ適正に配付されることを目的として新に公共職業安定所が設置せられた。その概要は左の通りである。

(別紙一)

公共處置安定期間

敬業安定所 本所 四五五 分所 七七

片 生 省

八說賈定徵は左の通り

卷之三

四分

公共驗證
定所

卷之五

安公
共定
所徵

六

卷二

21

二
微

111

卷之三

八八、五二四〇〇〇
三五、三〇六、〇〇〇
一二三、八三〇、〇〇〇

職業安定法草案

第一章　総則

(法律の目的)

(昭二二年五月十九日
職業安定局)

第一條 この法律は、國家にとって尊重される労働力が、最も有效に發揮されるよう、各人に、その有する能力に適當する職業に就く機会を与へることにより、職業の安定を計り、産業の興隆に寄与することを目的とする。

(職業選擇の自由)

第二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、自由に且つ希望して、その有する能力に最も適當する職業を選択する権利を妨げられまい。

(就業強要の禁止)

第三條 何人も、その意に反する職業に就くことを強要されない。

(均等待遇)

第四條 何人も、職業に就く場合、人種、国籍、性別、宗教、信條、社会的身分、從前の職業又は労働組合の組合員たること若しくはその組合活動を理由として、いかなる差別的取扱いも受けまい。

(労働力の配置)

第五條 政府は、労働市場の必要に基いて、労働力を適正に配置せらるよう

一 努めなりればならない。

(事業及び施設による雇傭安定)

第六條 政府は、失業者に対し、その雇傭の一時的安定を計るために必要な

あらとときは、事業及び施設を興し、これに能う限り多數の失業者を使用す

るよう努めなければならない。

(事業又は行為の制限)

第七條 何人も、この法律の定めるところによらずければ、職業紹介等

労働者の募集及び労働者供給事業を行ふことができない。

第二章 公共職業安定所

(公共職業安定所)

第八條 政府は、職業紹介、職業指導、職業補導その他の二の法律の施行に関する事務を専ら一めることために、無料で公共に奉仕する公共職業安定所を設置する。

公共職業安定所は、主務大臣の管理に属する。

公共職業安定所の位置、名稱、管轄区域、事務取扱の範囲及び職員の定員その他公共職業安定所について必要な事項は、政令で二つを定める。

(公共職業安定所の利用促進)

第九條 政府は、公共職業安定所について能う限り多數の者並、自由に且つ希望してこれを利用するよう、その位置、設備、職員の執務態度その他事務執行の方法に關し、たゞす二点が改善、工夫に努力を行はばならぬ。

(職員の責務)

第十條 公共職業安定所の職員は、自己が公共に奉仕する者である責務を自覺し、その利用者に対する態度を寧と旨とし、公正且つ誠実に其の職務を執行する。

支度取扱いをしなりればならぬ。

(一) に付する便益供与施設)

第一條 政府は公職業安定所に、求職者に対する便益供与又は

その就業に必要な施設を設けなければならぬ。

第三章 勲業紹介事業

(定義)

第十三條 この法律で勲業紹介とは求人又は求職の取扱を受け、求人者と求職者との間にあける雇傭關係又は使用關係の成立を斡旋する事である。

無料の原則

第十四條 何人も有料又は營利の勲業紹介事業を行ふことが出来ない。

(公平の原則)

第十五條 勲業紹介を行うにあつては、求人者又は求職者に対する

不正な取扱をとねばならぬ。

(重要産業に対する労働者の充足)

第十六條 政府は、勲業紹介事業を行うにあつて、特に國家にとって重要な産業に対する労働者の充足を努めなければならぬ。
(求人の申込)

第十七條 公共勲業安定所は、かかる求人の申込につけても、これを受理し乍り取扱はならない。但し求人の申込の内容が、法令に違反するときは、人は着るしく不適当であると認めることは、その申込の受理を取消すことを決める。

公営職業安定所が必要であると認めると、求人者に對し、その求人教習用地域、労働條件、起合期銀、その他求人條件について、附言するところが出来る。

(求職の申込)

第十八條 公営職業安定所は、かかる求職の申込につき、これを受理しなければならず。

公営職業安定所が必要であると認りたときは、求職者に對し、その就職先就職條件、就職次、その他求職條件について、助言するところが出来る。

(申込受理・制限)

第十九條 公営職業安定所は、現ニ至るまで發生せり。工場事業、湯もの他の湯所よりの求人の申込、又はその工場事業湯もの他の湯所に被傭者の勞働者の求職の申込は、これを受理してけらる。

(労働條件等の明示)

第二十条 求人者は求人の申込にあたり公営職業安定所は紹介にあり求職者に對し、賃金、労働時間その他労働條件及び求職

者から従事する業務の内容を明示しなければならぬ。

(紹介)

第二十條 公共職業安定所は、求人條件及び求職條件を調査し、
求人者については、その申込の内容に合致する求職者を紹介し、求職者
については、その申込の内容に合致する求人者にこれを紹介するよう努め
なければならない。

求人又は求職の申込を受けた後も、申込に關係ある工場事業場等、
乞の場所において、争議行為が發生した場合は、求人者には、求職

者も、この求職者は求人者を紹介してはならぬ。

(求人及び求職・開拓)

第三十一条 公共職業安定所は、勞働市場、状況を調査し、その必要に
要じ得る所、求人及び求職の開拓に努めなければならぬ。

(政府以外の者が行う職業紹介事業)

第三十二條 政府以外の者が職業紹介事業を行はうとする時は、

主務大臣の許可を受けなければならぬ。前項の職業紹介事業を行
すがる名義においても、報償として手数料其他の財物又は利益を受けはならない。
第十九條乃至第二十條の規定は、この條の職業紹介事業を行

店につひ、これを準用する。前三項に定めあるもの外、この條の職業
紹介事業について必要な事項は、政令でこれを定める。

(一) 禁止行為

第二条第一項 職業紹介事業を行ふ者は、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一、事業に關して誇大又は虚偽、或又は獨裁をなすこと。
- 二、暴行、脅迫、監禁その他の精神又は身体の自由を不法に拘束す。
- 三、風俗を棄る度ある行為をなすり、為に就職を勧誘する。
- 四、不正又は虚偽の條件を呈示して就職を勧誘すること。
- 五、求職者を實在しない業務に斡旋すること。
- 六、勞働條件が法令に違反する工場事業場その他の場所に斡
旋すること。
- 七、使用者の承諾を得ずて、被雇中の勞働者を勧誘し、其の

施し、又は使用者を勧誘して、その使用中の労働者を解雇せしめ、若しくはその意を反してこれを他の斡旋

八職務上聞知する人の身分又は被従事に屬する種類を他人に漏

洩すきこと。

(施行規程)

第二十四条 二の章に規定するもの外、政府の行

業につて必要な事項は、政令でこれを定める。

第四章 職業指導

(定義)

第二十五条 この法律で職業指導とは、職業の就かうとする者に對し、その職業について特別の指導を加えることを必要とする者に対する指導を行ふこととする。

当たる職業の選択を容易にさせたために、必要な指示、助言その他の指導を行ふことをいう。

(職業指導官)

第二十六条 政府は右条の職業指導等を行うため 職業指導官を置く。

職業指導官の資格及び職務については 収令第一條第一項のとおり。

(施行規程)

第二十七条 この章に規定する事項の外、職業指導に関する事項は、政令でこれを定める。

第五章 職業補導事業

(定義)

第二十八条 この法律で職業補導とは、特別の知識及び技能を必要とする

職業に就くことを希望する者について、その職業に就くことを容易にするた

めに、職業に関する知識及び技能を獲得することを

(原則)

第二十九条 職業補導は、労働市場の要求に適する職業の知識及び技能

について行われなければならない。

特別の補導を加えることを必要とする者に対する職業補導は、特にその

者の個人的特徴に適する職業の知識及び技能について行われなければならない。
(政府の職業補導事業)
第三十条 政府は、職業補導事業を行うために、職業補導所を設置して自らこれを經營し、又は公共団体若しくは公益団体によりその經營を委託することができる。

(政府以外の者の行う職業補導事業)

第三十一条 政府以外の者が政令で定めた基準に該当する職業補導事業を行はうとするときは、主務大臣の認可を受けてなければならぬ。

前項の職業補導事業について必要な事項は、政令でこれを定める。

(國庫の補助)

第三十ニ条 各条の職業補導事業に要する経費ニ關りては國庫の補助

全部又は一部を補助する二とが定められ。

(無料の原則)

第三十三条 第三十条及び第三十一条の職業補導事業は、無料でこれを行

はなれればならぬ。但し、第三十条に規定する職業補導事業は、無料でこれを行
は、主務大臣の認可を受け、補導を受けた者より投棄する際収支の上
ができます。

(施行規定)

第三十四条 この章で定めたもの以外、職業補導事業に關し必要な事項は、

政令でこれを定める。

第六章 労働者の募集中

(定義)

第三十五回 この法律で労働者の募集中とは、労働者を雇傭しようとする者が、自ら又は他人に委託して労働者に対するその被傭者となることを勧誘することをいふ。

文書等による募集

第三十六條 何人か新聞若しくは雑誌等の他刊行物に掲載する広告又は文書の掲出者は、領布による労働者の募集中は、自由に二此を行ふことができる。
(文書等による募集の制限)

第三十七條 主務大臣が、第五條の規定に基いて必要であると認めるときは、前條

の二回以内に、官署に對し、場所又は地域を指定して、労働者の募集中と聞する人の

者の権利又は領布を制限することを以て、

(委託等の制限)

第三十八條 労働者を雇傭しようとする者が、その被傭者との他の使用者以外の者に委託して労働者の募集中を行はうとするときは、主務大臣の許可を受けることなければならない。

(自己募集)

第三十九條 労働者を雇傭しようとする者が、自ら又はその被傭者より他の使用者に委託して労働者の募集中を行はうとするときは、当該労働者がその募集中に

應ずるため、その住所又は就所の處更に必要とする場合に限り、主務大臣の許可を受ければなり。

(許可の條件)

第四十條 主務大臣は前二条の規定により勞働者の募集を許するにあたり募集人員、募集区域、その他の募集方法に関する必要な特許を與えることができる。

(募集従事者の制限)

第四十一條 第三十八條の規定により労働者の募集を従事する者、又は第三十九條に規定する被雇用者その他の被雇用者に對して、二以上、同一労働者の募集中に

(被雇用者の募集中に從事する者)

第四十二條 はるゝも労働者の募集中に從事する者から、かなる旨義に對する報償とし、チ料金その他の財物又は利益を受けてはならぬ。

(労働者の募集中に從事する者)

第四十三條 労働者の募集中に從事する者は、募集中に從事する被雇用者との他の使用人に対し、かかる名義において、募集中の報償とて、金銭その他の財物を給

與してはならぬ。第三十八條の規定により労働者の募集中に從事する者は、

そは、主務大臣の許可をうけたる報償以外のものにて同様である。

(労働條件等の明示禁止行為等)

第四十四條

第十八條、第十九條又は第二十三條の規定は、労働者の募集

古行う者は二種に従事する者の行う募集について、これを準用する。

第三十條第二項の規定は、第三十七條の場合を除いて、労働者の募集を行ふ者

又は二種に従事する者の行う募集について、これを準用する。

(又本証の弊止)

第四十五條

第三十八條又は第三十九條の規定により労働者の募集中に從

事する者は、その募集を、他人に委託するは認めない。

(施行規程)

第四十六條

この章に定めどりの外、労働者の募集中に従事する者は

は政令でこれを定める。

八 供給の対価受領の禁止

第五十一条 第四十九條第一項の労働者の組合は、労働者の供給を受ける者又は組合員より、いかなる名義においても、供給の対価として、手数料その他物又は利益を受けてはならない。

(労働條件等の明示、禁止行為等)

第五十二条 等十八條、第十九條、第二十條、第二項及び第三項及び第十三条の規定は、

九條第一項の労働者の組合の行う労働者供給事業について、二項を準用する。

第五十三条 この章に定むるもの外、労働者供給事業に関する必要な事項は

政令でこれを定める。

第七章 労働者供給事業

(定義)

第四十七條 この法律で労働者供給事業とは、労働者を使用して、その者の求めに應じて、その雇傭若しくは使用する又はそ此に屬する労働者を供給する事業をいう。

(労働者供給事業の禁止)

第四十八條 何人も労働者供給事業を行つてはならぬ。

(労働者供給事業の許可)

第四十九條 前條の規定にかかへらず、その属する労働者を供給するにあつては、

主な目的とする労働者の組合が無料で且つ営利を目的としないでその組合員を供給する場合に限り、労働者供給事業を行つてはならない。

前項の労働者供給事業を行つてする労働者の組合は、主務大臣の許可をうけなければならぬ。

(労働者供給の制限)

第五十條 主務大臣が必要であると認めたときは、前條の労働者の組合に対する労働者の供給先、供給人員に関する指示を与えることを去る。

第八章 行政機關

(職業安定事務局)

第544條 政府は、公共職業安定所の監督及びその業務の運営統一等の化

この法律に關する事務を掌つたるため、數個の都道府県に管轄区域とされる職業安定事務局を設置することとする。

職業安定事務局は、主務大臣の管理に屬する。

職業安定事務局の位置、名稱、管轄区域及ぶ所員の定員は、職業安定

事務局に依り必要の事項は、政令でこれを定める。

第545條 職業安定事務局長は、主務大臣の指揮監督を受ける。この法律の施行に關する事項について、都道府縣知事は、指揮監督せらるゝと共に、公共職業安定所の監督及びその業務の運営統一等の化この法律の施行に關する事務を掌り、所の外の職員を指揮監督する。

都道府縣知事は、この法律の施行に關する事項について、主務大臣又は職業

安定事務局長の指揮監督を受け、公共職業安定所長の指揮監督又は其職業安定所の業務の連絡統一その他この法律の施行に関する事務を掌り所屬の職員を指揮する。

公共職業安定所長は、職業安定事務局長又は都道府県知事の指揮監督を受け、所務を掌理し、所屬職員を指揮監督する。

(市町村長の職務)

第五十六條 市町村長(政令で指定する市については市長、以下同様とする。)は

公共職業安定所長の指示に従い、左の業務を行う。

一 公共職業安定所に直接申込もことのできない求人又は求職の申込につて

これを公共職業安定所に取次ぐこと。

二 求人者又は求職者の身本調査その他のに因り、公共職業安定所長がう

照会があつた場合、これを調査すること。

三 公共職業安定所の通報する求人について、これを周知させること。

二〇八（八月、本員会）

ノートセラム 政府はこの法律の施行及び改正に関する事項を審議するため、主

要の職業安定事務局及び都道府縣に職業安定委員会を置く。

第二条 職業安定委員会は、主務大臣、職業安定事務局長又は都道府縣知事

の監督に聽するの外、必要に應じ関係行政廳に建議することとする。

第三条 職業安定委員会の委員は、労働者を代表して得る者、使用者を代表して

得る者、行政廳の職員に於て、該行政廳がこれを委嘱する。

労働者と使用者の代表者は各同数とする。

前四項に定めるもの以外、職業安定委員会について必要な事項は、政令でこれを定める。

（職業安定委員会）

第二十九條 政府は公共職業安定所の業務を補助せしむために、公共職業

安定所に職業委員会を置く。

職業委員会は、公共職業安定所の管轄区域において、労働者を代表して得る

者、使用者を代表し得る者及び使用者を代表し得る者は各同様とする。
委嘱する。

労働者を代表し得る者及び使用者を代表し得る者は各同様とする。

第五十九條 職業委員は名譽職員、これを法令により公務に従事する

職員とみなし。

第六十條 職業委員は公共職業安定所長の指揮監督を受け、左の業務を行う。

一職業本に就くことについて考観及び宣傳を以て之。

二夫業の情報を集つめ、これを公共職業安定所長に報告すること。

三公共職業安定所に直接由込むことのできない求人又は求職の由込をしき、これを

公共職業安定所長に取次ぐこと。

四その他の公共職業安定所の業務に因り補助を求められた事項について、公共職業安定所長を補助すること。

第六十一條 前条に定めるものの外、職業委員について必要な事項について、公共職業安定所長を補助すること。

第九章 監督

(報告義務)

第六十二条 公共職業安定所長が必要であると認めたときは、労働者が雇入又は解雇に際し、労働者を雇用又は使用する工場事業場その他他の場所から報告を徵すことができる。

(報告書類、帳簿の提出、監査等)

第六十三条 当該官吏は、許可又は認可を受け職業紹介事業、職業紹導事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行なふ者に対し、業務に関する報告を徵し若しくは、監査を実施し、人等の提出を求め、又はその事

務所若しくは事業所に当面し、業務の状況若しくは書類、帳簿等、他に物件を検査することができる。

（事業の停止又は許可、認可の取消）

第六十四条 主務大臣は、許可又は認可を受けて職業紹介事業、職業紹導事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行なふ者か、法令若しくは二札に基く処令に違反し、又は公私を害する虞があると認めたときは、その事業若しくは行為を停止し、又は許可若しくは認可を取消すことを

第十章

雜則

(公共職業安定所職員の教養訓練)

第十五条

政府は、その行う職業紹介事業、職業指導、職業補

導事業、その他、この法律の施行に関する事務に從事する職

員の教養、訓練を行うため、必要な施設を設けなければなら

な。

前項の施設に関する必要な事項は、政令でこれを定めよ。

(市町村長の行う業務に対する国庫補助)

第十六条 国家は、オミナシの規定により市町村長の行う、

業務に必要な経費について、補助することができる。

(主務大臣の職權の委任)

第十七条 この法律に定める主務大臣の職權は、政令の定めにより、この法律を施行する責任ある行政庁に委任するこ

とができる。

(船員職業紹介事業)

裏面白紙

第十八条 この法律は、第
一条の規定を除き、船員職業

組合事業にはこれを適用しない。

第十一章 罰則

オ六十九条 オ七十一条 オ一二十三条 オ二号又はオ三号の規定に違反した者は、一年以上十年以下、懲役又は一千円以上三万円以下、罰金に処する。

オ七十一条 オ十三条、オ十四条、オ三十八条、オ三十九条、オ四十一条
等の規定に違反した者は、一年以上、懲役又は一千円以下、罰金に処する。

オ七十二条 左の各号の一に該当する者は、二月以下の懲役又は三十日以下の罰金に処する。

一 オ二十二條第一項、二至第三項、オ二十三条オ二号若しくは同
条ナ四号乃至ナ八号、オ二十一条オ一項、オ二十条、オ四
十一条、オ四十二条、オ四十三条、オ二十四条、オ四十九条オ二
項、オ三十二条及びオ三十三条の規定に違反した者、

二、第十九条第四項、第二十条第一項、第十四条及以下
五十九条規定に基いて發する政令に違反した者

三、第十七条、規定に基く制限及び第四十条又は第五十条の
規定に基く指示に違反した者

四、第十六条、規定による公共職業安定所長の要求
があつた場合に於て報告せず又は虚偽の報告
した者

五、第十三条の規定によろ当該官吏、委嘱がみた場合に
ありて、報告せず若しくは虚偽の報告をし、書
類帳簿の提出をせず、又は虚偽の記載をした書類
帳簿の提出をし、又は臨検、検査と拒み、若しく
は妨げた者

カセ十二条 この法律の違反行為をした者が法人又は人の業務について当該法人又は人のために行為をした代理人又は使用人並びに他の従業者である場合においては、法人又は人に對して各本条の罰金刑を科す。但し、法人又は人(法人である場合においてはその代表者、営業に専念する者と同一の能力を有する者、取締役若しくは監査役等である場合においては、その法定代理人とする。以下、その条について同様

である。)が、違反の防止に必要な措置をした場合にあっては、この限りではない。

法人又は人が違反の許可を知り、その防止に必要な措置を講じなかつた場合、若しくは違反行爲を知り而して是正に必要な措置を講じなかつた場合、若しくは違反行爲を知り而して是正にあつては、当該法人又は人も行為者として罰する。

附則

第百三十二条 この法律は、公布の日より、これを施行する。但し、この法律施行の際現に労働者供給事業を行ふ者は、この法律施行後六月を限り、その事業を行ふことがやめられる。

一公共安定所の沿革

昭和十三年七月一日 勤務紹介所第一次運営移管（一九六所）

十一月十九日 勤務紹介所第二次運営移管（一八八所）

昭和十四年四月一日 六大都市及北九州等勤務紹介所統合に依り二

四所減す

十一月二十日 勤務紹介所増設二所

昭和十五年四月一日 三所

七月一日 一〇所

十二月二十日 三所

昭和十六年二月一日 國民勤務指導所（國民勞働指導所）と改稱

厚生省

七月一日 國民勤務指導所増設五所

昭和十七年三月十日 六一所

昭和十八年五月十七日 國民勤務指導所増設一八所

昭和十九年三月一日 國民勤務指導所改稱

昭和二十年七月一日 國民勤務員署四六署減

（全署長に地方事務官を配置したるに由る）

十月六日 勤務署と改稱（現在四八四署沖縄を除く）

昭和二一年二月一日 勤務署三〇署廃止

昭和二一年三月十六日 日僧勵勞署八大署新設

四月一日（官名改正し事務官控官となり二級、三級

の別を除く）

五月一日（船員職等紹介に関する事務分離）

十月七日 勵勞署二署（一般、日僧各一署）増設

（現在數五、四二署沖縄を除く）

昭和二二年四月八日 公共職業安定所設置

（現在數勞働安定所 四八五五）

一公共事業に關する件

(一)

昭和二十一年度公共事業は昨年十月より豫算六五億圓を以て起業再建と矢張者の吸收活用に直接寄與する生産的事業の遂行に努め來たり、本年三月迄の被濟延人員は一九報告未達の分を除き延人員六一・三五二・三四九名に及んで居る。被濟豫定延人員は七千六百萬を超えるのであつたが、勞働者に支拂はれる賃金は物價昂騰の影響をも受け豫算面よりの豫定人員を下廻る實績を示して居る

公共事業の開始に伴ひ勞務配置の綜合調整、矢張者の就労促進及び勞務查察を目的として厚生省に矢張對策本部を設け、勞務の調整金費を第一部において、勞務の查察を第二部において擔當し、

厚 生 省

をお進んで產業再建の基本的問題たる電源開發調査を矢張者吸收の面より計畫し目下民間團体をして調査を續行せしめつゝある。

又各府縣毎に矢張對策實地本部を設置せしめ中央に準じ、勞務配置の綜合的調整、企畫、查察等を天々實施せしめて居る。

○本年度公共事業は總豫算九五億を以て既に着手して居り、延三億三千九百六萬四千百八十三名の被濟を豫定してゐる。

諸物價の昂騰に伴ひ本年度は賃金の豫算単價は一人一日三〇圓として昨年度と同様地方の實情に感じた賃金の操作を認めて居る。

昭和22年3月分 公共事業実施状況報告 (職業安定局企画課) 第3回

事業種目	年度内労使 新規雇用 確定延人員	事業箇所数 総数	事業箇所数				就業者使用 確定延人員	同上に對する就業人員				事業施行 平均日数
			新規 開拓 面積	定期前後 開拓面積	定期前後 開拓面積	定期前後 開拓面積		新規 開拓 面積	定期前後 開拓面積	新規 開拓 面積	定期前後 開拓面積	
公共事業	需要水利土地 改良渋滞水土工事 施設等	514,225.55	20,157	直営 18.8 府県 12.25 市町村 13.43 その他 5.267	新規 10,253 委託 2,997 終了 1,512 請負 7,426 その他 7,426	定期前後 開拓面積 1,025.3 終了 1,512 請負 1,927	8,909.365	延 67,145.2 平均 29,471	新規 6,974.815 委託 3,639.61	終了 3,914.32	請負 7,652.269	23.1
住宅地盤整備	公民住宅区划 整理地下土木 敷地整備	3,876,215	4,103	直営 4.3 府県 1.533 市町村 2,435 その他 9.3	新規 2,373 委託 718 終了 1,237 請負 1,051 その他 9.3	定期前後 開拓面積 1,025.3 終了 1,512 請負 1,927	1,911.409	延 116,398 平均 5,113	新規 137,1264 委託 53,494	終了 58,609	請負 148,7662	24.6
治山治水	造林林道河川改良 河川土木等	34,606,638	6,753	直営 9.1 府県 9,792 市町村 12,83 その他 1.67	新規 3,004 委託 3,051 終了 3,515 請負 3,261 その他 2,893	定期前後 開拓面積 1,025.3 終了 1,512 請負 1,927	4,731.451	延 452,161 平均 11,984	新規 357,2834 委託 148,029	終了 165,513	請負 4,025,775	24.1
輸送機器	農業道路跡 開跡道路港 湾作業及修理	1,775,0399	2,791	直営 1.8 府県 1.789 市町村 5.21 その他 1.79	新規 1012 委託 132 終了 1,333 請負 1,690 その他 2,893	定期前後 開拓面積 1,025.3 終了 1,512 請負 1,927	2,218,694	延 268,130 平均 10,144	新規 149,4251 委託 5,7382	終了 68,026	請負 1,962,381	24.6
公共建設物	官廳機械 修理販賣	1,834,524	1,892	直営 1.36 府県 1.92 市町村 1.523 その他 3.44	新規 1406 委託 28 終了 209 請負 445 その他 1.36	定期前後 開拓面積 1,025.3 終了 1,512 請負 1,927	4,147,030	延 30,173 平均 1,080	新規 328,221 委託 130,10	終了 14,070	請負 358,374	25.5
公共事業	敷地整理 補助衛生等	2,143,537	1,145	直営 2.4 府県 1.09 市町村 7,512 その他 1	新規 1619 委託 1 終了 106 請負 23	定期前後 開拓面積 1,025.3 終了 1,512 請負 1,927	4,251,159	延 14,254 平均 14,531	新規 229,126 委託 11,206	終了 25,739	請負 371,670	24.8
小計		11,711,3898	37,321	直営 15.89 府県 8,645 市町村 6,694 その他 8,256	新規 19,632 委託 41,911 終了 2,512 請負 13,907 その他 1,673	定期前後 開拓面積 1,025.3 終了 1,512 請負 1,927	18,412,908	延 1,686,858 平均 75,823	新規 137,1511 委託 64,7582	終了 72,3405	請負 156,58367	24.4
入新規雇用		110,834	198	直営 13.9 府県 11 市町村 16 その他 5	新規 347 委託 1 終了 2 請負 1	定期前後 開拓面積 1,025.3 終了 1,512 請負 1,927	10,224	新規 3,905 委託 11,215	新規 497 委託 9,819	終了 44,02 請負 21,032	新規 24.3	
共同作業施設		305,187	758	直営 1.0 府県 1.0 市町村 2,12 その他 4,761	新規 558 委託 350 終了 11 請負 1	定期前後 開拓面積 1,025.3 終了 1,512 請負 1,927	13,186	新規 11,215 委託 7,819	新規 21,032 委託 28,689	終了 24.4		
各種調査増産 指導車輛補助		454,012	574	直営 5 府県 50.2 市町村 6 その他 4,552	新規 574 委託 1 終了 37 請負 1	定期前後 開拓面積 1,025.3 終了 1,512 請負 1,927	15,472	新規 3,238 委託 15 請負 3,253	新規 44,02 委託 32,53	終了 26.0		
小計		370,035	1,510	直営 19 府県 81.0 市町村 12.9 その他 4,552	新規 1,214 委託 387 終了 338 請負 2	定期前後 開拓面積 1,025.3 終了 1,512 請負 1,927	69,585	新規 18,358 委託 10,329	新規 28,689 委託 22,689	終了 24.9		
合計		12,058,393	38,831	直営 16,670 府県 14,447 市町村 2,216 その他 6,309	新規 2,936 委託 4,568 終了 3,218 請負 137.9	定期前後 開拓面積 1,025.3 終了 1,512 請負 1,927	18,480,293	新規 94,181 委託 65,7911	新規 952,092 委託 752,092	終了 24.6		

備考 福井・大分・長崎・奈良・山梨・高知・二府の點を除く。

一、失業者の現況に関する件

一、失業者の概計

(1) 昭和二十一年四月一十六日人口調査を基として算出すると言

昭和二十一年十一月十四日

(2) 昭和二十一年十月中国労働者において就職したもの

合計	男	女
アラカニ 000	アラカニ 000	アラカニ 000
アラカニ 000	アラカニ 000	アラカニ 000

二、失業者の種別方法

(1) 昭和二十一年四月二十六日人口調査を基とする方法

(2) 二一、三、二六現在失業者

口 完全失業者

口 一日乃至七日間いた使用人、雇主

口 二一、四、二六から二一、二二、三一までに就職する失業者

口 外よりの復員並びに引取

口 賃金及び最近貰取せらるべき手当未支拂切りの必要なるべき企画費等に就き就業するものと考へられる失業者

(註) 二一、四、二六から二一、二二、三一までに意外より復員又は引取たもの

陸海軍軍人軍属一、四六三、〇九三中学生、水産業、學生生徒以外の七〇、二九五即ち一、〇二八、四〇八人は失業とし

引取居留民一、六五五、九一六中昭和五年有業者四五、九五即ち七六〇、〇六五は失業とする。

口 二一、一、一以後二二、三、三〇までに就職する失業者

口 海外よりの復員並びに引取

口 三月末卒業する卒業者中失業の者

(註) 新潟県卒業人总数八六五、五八八中七〇、二九五即ち六〇八、二二二

引取居留民六三〇、七五二中四五、九五即ち二八九、五一五は失業とする。

口 二一、五、一より二一、一二、三一までに就職するもの

口 二一、一より二一、一〇の十ヶ月に勤労等を通じて就職したものの

口 右期間中に就職した会社

アラカニ 000
ベベベ 000
一〇〇・000

(註) 勤労署を通じて採用されたものは主に機械業者の二二一、七九

(三) 右欄間の就職者中定着したものは二〇、七九

(註) 新規採用者中定着するものは二〇、七九

五月より一一月の八ヶ月間の就職定着率は大の十分の八

二二一以後二二、九までに就職定着するもの

(註) 調査と同一標準による。

昭和二十一年一二月末日現在失業者はイ十四一

村 昭和二十一年九月末日現在失業者はイ十八一

(8) 昭和二十一年十月平均失業者において調査したものの集計方法

イ 二一、一〇中町の就職者中定着した失業者

(四) 全國的に失業を有せざるものも含めると

(註) 就労者利用率(男二二一、六五女一三、〇%)

(五)

イ 勤労署利用率男〇、二二六 女〇、二三〇 男女計〇、二二七

昭和二十一年七月末實績された平次回労統計により、東京、横浜川、横須

京、大阪、兵庫、福岡、北陸道の八都道府県より製造業、工業、交通業、運送機関に合計入を有するもの二五乃至三〇%が就職率に抽出して調査したものによると上半期における種入数一四七、七三八中勤労署を通じたもの三三、五五一うち勤労署利用率は種入数に対する百分率を通じたものの比二二、七九となる。

〔〕 定着率男女計四四、七九

前項と同一資料により半年間の種入加数六六、一八六なるにより定着率は種入加数に対する種入数の四四、七九となる。

職業紹介の面より見た失業の像相

(1) 本年一月より十一月までの間ににおける職業紹介の状況は

求人者数

承認者数

就職者数

(4) 求人者数に対する承認者数の割合は 七四、四%

承認者数に対する就職者数の割合は 五六、五%

	男	女	男	女	男	女
男	二二七、〇〇〇	二二七、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二二七、〇〇〇	二二七、〇〇〇
女	一四六、〇〇〇	一四六、〇〇〇	七三、〇〇〇	七三、〇〇〇	一四六、〇〇〇	一四六、〇〇〇
計	三三、五五	三三、五五	一七九、〇〇	一七九、〇〇	三三、五五	三三、五五

(四) 求職者数よりも求人者数が達に多いこと及び求人者数は求職者数に比べて就職者数が身を過ぎると云ふ奇異な現象と爲してゐる。

この現象は

一 所謂賃貸等による収入が正業定職においての収入よりも顕著に上るので正常な労働意欲を失たない失業者が活潑にして云々でないこと。

二 求人と求職との條件のギャップが大きいため容易に調合ができないこと等の理由にによるものと考へられる。

三 天才最近の求人及求職の一般的傾向を整理すれば

(1) 求人者の傾向を見ると次の如きの如き傾向が目立つてゐる。

一 求人條件として熟練者、経験者又は年少の手仕事工を置み扶養家族の多いもの、高齢者を好まない。

二 求人者の傾向から考へて近畿地方の傾向を好む。

三 逐漸に重っては居間、主婦を以て雇ひ傾向が強い。

四 職場では暮婚層の求人は増んど珍しい。

五 求職層の傾向を見るに次の如き傾向が目立つてゐる。

一 求人の要請する傾向は漸進的で何する者は非常に多く。

二 最近の食糧、住宅事情等を反映して宿泊料食事費の節減して居るところを多くする傾向がある。

三 勤務としては事務職員を希望する者が多い。

四 近時特に社年齢の高齢者が多い者の求人が多くなつて來てゐる。

五 求職者の労働意欲を見るに引いて、最近の雇用層及び社年齢の若者は特に雇用機会的で求職して居る。

女子は男子に比しはるで漠然求職するものが多い。

「重要産業労務の幹族充足に關する件」

(4) 炭礦労務

本報後極度に減少して出炭激減の最大原因となつた炭礦労務者
の確保については昭和二十年十月二十五日の石炭緊急對策に關
する閣議決定に藉り職業紹介機關はその全機能を擧げて所要労
務者の確保に當り所期の成績を挙めて來たが炭礦に於ける受入施
設の整備が進歩しない毎の為二十一年度第二、四半期減産労務
充足が困難となつて來たので關係方面と連絡して種々對策を講
じてその完全確保を圖つてゐる。

炭礦労務幹族狀況

需 要 數

軍 事 保 護 院

幹 族 數

昭和二十一年度 第三、四半期	自
第一、四半期	六〇〇〇〇
第二、四半期	七〇〇〇〇
第三、四半期	八〇〇〇〇
第四、四半期	九〇〇〇〇
昭和二十一年度 第一、四半期	一〇〇〇〇
昭和二十一年度 第二、四半期	一一〇〇〇
昭和二十一年度 第三、四半期	一二〇〇〇
昭和二十一年度 第四、四半期	一三〇〇〇

(2) 軍需労務

昇返り物資生産の首位を占める軍需産業労務確保の緊急性に鑑みその斡旋要領を定めて職能紹介機關の積極的活動を圖ると共に民間人を主體とした職能労務處理委員會の協力を求めその圓滑な斡旋に當つてゐるが、その斡旋は本勞務の特殊性により仲々容易ではない。

職能労務は從前よりその起源を主として遠隔地の農山漁村に依存しているので聯合國軍司令部より勧告の次第もありこれを是正して工場近接地域より出來得る限り採用するよう求人者を指導しつゝ關係者一體となりその完全充足につとめてゐる。

軍事保護院

職能産業労務斡旋状況

昭和二十一年度 第一、四半期	需 要 數	斡 旋 數
第二、四半期	一〇二三三七	セイ四八六
第三、四半期	セーベ一六	セハ〇五九
第四、四半期	九四七六八	セハル九一
第一、四半期 昭和二十一年度 第一、四半期	九四三一六	セハル八七
	八四六一二	

『進駐軍勞務充足に關する件

所要劳務

昭和二十年九月聯合國軍が本土進駐以來日を逐うてその需要は増加し昭和二十二年三月中に於ける一日平均勞務要求數は一〇八六六名となつて居りそれに對する供出數は一〇二〇四二名充足率九六%である。聯合國軍關係勞務の完全充足を圖る爲に「勞務充足に關する件」厚生省令が定められ所屬命令、從業命令が發するようになつてゐるが從業命令は原則として發令せず所屬命令も勞務確保上已むを得ない場合に限りこれを行ふ方針である。尚勞務充足困難な地方では一部勞務供給業者を利用してゐるところもあつたが公共勞働安定所の靈通擴充と相俟つて勞務供給業者の介在を排除して聯合國軍勞務は一元的に職業紹介機關に於て全責任を以て轉託してゐる

軍事保護院

一 般職業紹介成績に關する件

終戦と同時に戰時の強力な統制配給から懲角度に轉回して本來の姿に返つた職業紹介事務は國民規範の制定・公共職業安定所の整備により漸次軌道に上り出し昭和二十一年中に於ける求人數は三〇二萬人、求職者數は二二三萬人、就職者數は一二八萬人を數へるに至つた。

昭和二十二年一月中に於ける取扱數（日傭勞券を除く）を産業別に算れば次の如くである。

	厚生省	農業	水産業	織工業	商業	運輸通信業	自由業	公務	家庭事業
求人數	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一
求職者數	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一
就職者數	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一	一四二一

厚生省

其の他の産業

1040

1040

1040

公共事業

1040

1040

1040

計

1040

1040

1040

「職業指導並授産事業に關する件」

現下の失業状況に鑑み、其の施策の一つであり、然も公共事業として職業指導並に授産事業を實施して居る。

昭和二十一年度に於ては

- (1) 職業指導所四二五ヶ所、この豫算額一一千二八〇〇〇圓
- (2) 授産共同作業施設二〇〇ヶ所、この豫算額二三〇〇〇〇〇圓
- 内 授産共同作業特別施設新設八〇ヶ所（前年度一一ヶ所設置済）この豫算額二二〇〇〇〇〇圓であるが、この施設についての聯合軍司合部と目下折衝中である。

『職業紹介委員會に關する件

職業行政の整備刷新を圖るため昭和十三年六月二十九日勅令第
四百五十三號を以て職業紹介委員會官制が公布せられ即日實施
せられたが兩米審議の由を取ねること七四年一月十七日職業
紹介法の改正に關する答申を厚生大臣に提出せり。

現在委員の氏名は別紙の通りであるが委員中公職追放に該當す
るもの及び國會に議席を有する者については改めてその資格に
つき懲罰を行ひつつあり。

中央朱葉紹介委員會委員名簿

使用者簡代表

日本土木株式會社社長

北海道炭礦汽船株式會社取締役

日本機器協會總事務

發行者簡代表

全鐵交通運輸勞動組合總執行委員長

日本新潟縣甘邊同屬中太公司經理總經理

全國鐵路勞工組合總聯合總會會長

學術經營者

水產研究院總長

農業研究院總長

東京帝國大學教授

元厚生省監視官

厚生省保険局長

厚生省勞動局長

厚生省教育局長

厚生省改組大臣

厚生省參議員

厚生省保険局長

厚生省勞動局長

厚生省教育局長

厚生省改組大臣

厚生省保険局長

內務省地方廳長

文部省學校教育局長

農業復興院建築局長

中日吉野上佐謙休 吉吉伊

高

田 因 由 研 師 武 田 道

安 部 春 久 岩 基 深 志

二 二 市 一 二

美 那 一 藤 古 厚 市 一 二

廣 大 安 土 山 馬 松 江 寶 金 康 重 加 納 吉

河

鈴 内 平 井 口 起 開 城 月 正 道 盛 遠 田 伸

一 道 伸 光 遠 真 重 米 年 寿 末 平

一 二 之

定 男 一 作 里 道 伸 市 古 助 吉 雄 一 作

「中央失業對策委員會に關する件」

終戰後に於ける失業問題の重要性に鑑みこれが對策に關し、民間學識經驗者の知能經驗を活用し當該諸問題解決に資するため昭和二十年十二月三日勅令第百九十七號をもつて失業對策委員會旨訓が公布せられ即日施行せられたのであるが、翌十二月四日第一回委員會開會を開催し、失業對策に關する根本方針の審議を開始し、河井小委員會に於て審議を重ねること數回同年六月二十一日第二回委員會開會に於て一應根本方針を決定し、これを厚生大臣に答申今日に及んでいる。

然して現在の委員會は委員三十名以内のうち二十二名（學識經驗者十四名、官吏八名）にして外に議員七名があり委員中一名は日本人より辭表を提出し他の一名は資格審査の結果不適格と決定してゐるのであるが今國會法の制限に伴ひ議會に議席を有する者については改めて國會の承認を要することとなつたので該當者については目下委員としての資格に全面的に再検討を加へつつあり

同委員氏名は別紙名簿の通りである。

厚生省

中央社對策委員會委員反駁名諱

卷之二

國立公文書館
National Archives of Japan

『職業訓練に關する件』

(4) 財團法人職業協議會

職業事情の調査研究、就業産業勞務者の斡旋を容易ならしむる爲の産業事情の周知宣傳、勞務者の就職保護其の能職達に關する必要な事項を行ふ爲設立せられたるものであるが近く解散すべく準備中に入り

(5) 財團法人職業指導協議會

職業指導並に就業事業物の啓蒙宣傳、調査研究其の他必要な事業を行ふ爲昨年六月設立せられたるものにして金額國庫補助の下に目下活動を爲しつゝあり

軍事保護院

一 職業行政關係職員の研修制度強化擴充に関する件

公共職業安定所職員には戰時中に採用せられた者が多く、且つこれに對する指導訓練の徹底化を缺いたためその教養素質が低下し、遂いては公共職業安定所職務の運営に支障を與へるばかりでなく、一般に對する公共職業安定所の信用を失墜せしめる因をなしているので中堅及び新規職員の研修制度を強化擴充しその質的充實と業務の飛躍的發展を圖らんとする。

備 諸算額は中央、地方研修に要するものとして

四三二、五二五圓

實務研修に要する経費は適當な時期に追加豫算に計上する
厚 生 省

豫算である。

保険局所管事項

- 一 國民健康保険の現状、その対策に関する件
- 一 船員保険法の一部を改正する法律案に関する件
- 一 労働者災害補償保険法並びに健康保険法、厚生年金保険法の一部を改正する法律の実施に関する件

厚 生 省

一、國民健康保険の現状とその対策に関する件

國民健康保険は終戦後経済界変動の影響を受けて

にはかに不振となつたが、関係者の一路再建に対する努力

と昨秋一億五千萬圓の國庫補助金の追加豫算を得て、

稍小康を保つた様に見受けられたが、今春の社會保險診

療報酬額、引上と保險診療の不円滑により、全國の國

民健康保険組合は財政難と事業難のために、制度創設

厚生省

以來の最大の危機に逢着するに至り國民健康保険組

合の大多數は今や存續の否の岐路に直面しているので、

政府としては特に之が再建築の樹立及実施の必要がある。

(現状)

昭和二十二年二月十二日現在九、三二三組合の現状調査によれば

事業活動な組合数 一七三二組合(一八%)

事業普通な組合 四七四七組合(五一%)

事業不振な組合 一九三八組合(二十九%)

事業休止組合 九〇七組合(一〇%)

である

然るに其の後事業不振又は休止組合は漸増の傾向に
なつて、近く又豫想せられる社會保險診療報酬額の引
上げが実施せられた場合は全國組合の半數以上は事業
休止の止むなきに至ることが豫測されるに差つてゐる

対策として以下に示す如きを採用するに至つて、

國民健康保險組合刷新強化方策案

と並行して、(1)組合組織の刷新

厚生省

(1) 組合役職員の刷新整備を図ること、

組合理事及び組合會議員の改選を実施して内部人

事の刷新を圖ると共に事務構^機の改選を実施して内部人

(2) 地方國民健康保險委員會の設置

組合運営の合理化及び活動の促進を圖ること、

(2) 事業内容の充実

(1) 保険医制度の合理化

現行保険医制度を廃止し、組合において個々の開

業医と診療につき契約して、嘱託医とすること、

(2)組合直営診療所の設置を勧奨すること、

(3)医薬品の社會保険診療実績による配給実施一郵便にて近く実施する。

(4)制度の趣旨普及と啓蒙宣傳

厚生省

言論報導機関等を利用して趣旨の普及徹底を

圖る。

(5)國庫補助_ノ導入_ノ算率表

追加収算表_ノ算率表_ノ下に申下基礎算率表

一、船員保険法の一部を改正する法律案に関する件

船員法の改正に伴い、その船舶所有者の災害補償の義務を船員保険法で行うこととし、所要の改正をする必要がある。目下その成案を急ぎ関係方面と折衝中である。

なおこの法律案は第一回國會に提出しなければならぬ。

厚生省

一、労働者災害補償保険法並びに健康保険法、厚生年金保険法の一部を改正する法律実施に関する件

(一) 労働者災害補償保険法及び労働者災害補償保険特別会計法は、来る七月一日よりこれを施行すべく目下準備を進めている。

(二) 健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律は来る六月一日よりその一部を、労働者災害補償

法律は来る六月一日よりその一部を、労働者災害補償

保険法施行の日から全面的に施行すべく目下準備
を進めてゐる。

厚生省

軍事保護院

- 被 政 力
一、該令に關する事項
二、被政に關する事項
三、被政の必要に關する事項
四、在外人の外國狀況に關する事項
五、在日外人の送返次第に關する事項
六、本庄宅に關する事項
七、宅政資金輸出に關する事項
八、本庄町外開拓地に關する事項
九、外國者互助團體に關する事項
一〇、マノロ回一収支變に關する事項
一一、上級官吏の被政に關する事項
一二、三層以上が居る被政に關する事項
一三、外國より被政までの内政問題に關する事項
一四、被政に於ける被政問題に關する事項
一五、外國の被政に關する事項

二、人手費・手荷費

(1) 人手費・手荷費

昭和二十二年版に於て引取支度の事務を記述する所並に並に運送
所と地方引取支度としての外山司分の人手費及び手荷費一六
九二三〇〇円を計上したのであるが其の後佐々木引取支度の七八
能力と引取支度に於て併記する所並に併記する所並に於て
各々更に佐々木引取支度の能力は少く多引取支度の以上に依
り厚底内谷に多めを示し別紙の如き内容となつたのである。

引取支度の減額は昭和二十二年版同様機械・機械の二用であるが
算的に於て昭和二十二年版の減額は現在の労働率は暫時で機械は
除却して元々計上することになつたので本院としては機械・機器・機
等・機械の区分を計上したのである。その人職は一般三百名・二以
前一二百・三ヶ月一九名・開拓者八名・人四八名・計八二名である
右である。

軍事保護院

昭和二十二年版に於ては海外よりの引取者数を一・四二五〇〇人とし
それを以て原車安水の客船人員とこれに算する船員数を一・三二二、
〇・五八〇〇と計上してあるその主なる内河汽船の通りである

内河汽船

木、越冬住宅に関する事項

嚴冬期を控えて引揚者の生活は極度に窮迫の状態にあつたので本院に於ては昭和二十一年十月二十二日の閣議に基きこれ等引揚者の収容施設を設置することとなり總額二億六千五百七拾參萬參千円の國庫補助を都道府縣に交付してこれが対策の萬全を期した、資材、労力等の關係で当初の予定より稍遅延したが二十一年度末をもつて夫々工事の完了を見た、大凡十七万八千余の収容をなした。

キ、生業資金融通に関する事項

引揚者は海外で修得した知識、経験、技能を活かし引揚後直

厚 生 省

に再起の計画を樹て生産事業を企図しているがこれら引揚者の内適当なる事業計画を有しながら資産なきため実行困難なる者に資金を融通し生活再建の途を開かしめるため本事業を二十一年九月より実施した。なお事業主体は都道府縣とし貸付機関は庶民金庫とした、財源としては、國庫補助金三億円と庶民金庫出資金七億円を合せ十億円をこれに充当し原則として一世帯一人三千円（事業によつては五千円）以内で貸付を行つているが利用者は日と共に増大し三月末貸付金額八億六千四百萬円を超えた申込額は既に十三億五千三百萬円を突破し更に今後の引揚者等を考慮すれば右の十億円では到底適正

な貸付事業を実施して行けないので貸付目標を更に六億六千萬円増額してこれに対処することになった。尙右の六億六千萬円の財源は庶民金庫の自己資金潤滑のため全額國庫より支出されることになつてゐる。

一八、應急家財特別配給に関する事項

引揚者にして引揚後新に内地に世帯を構えた者で生活困難のため家財の購入をなし得ない者に対し一世帯五百円の範囲内で厨 房用品及び織維製品を無償で配給しこれら引揚者の生活再建の一助にした昭和二十一年度予算に三億五千萬円を計上しこれにて八六万世帯に配給したが引續き昭和二十二年度分

厚 生 省

として昭和二十一年度未配給者及び年度中引揚者を合せ二〇万世帯に対し配給出来るよう昭和二十二年度予算に一億円を計上した。

一九、引揚者互助團体に関する事項

引揚者の互助團体は外地に於ける職域又は地域毎に綜合的に各種の引揚者援護團体が簇生し個々に任意の活動を始め相互の連絡を欠き種々の害を生じたので本院の斡旋にて自主的機關として中央に引揚者團体全國連合会が組織され都道府縣には引揚者團体都道府縣連合会の設置を見各種の引揚者援護團体は總てこれに吸收統合され統制ある機関として引揚者の指

導に強力なる活動を行つてゐる。

一、その他一般援護に関する事項

定着地に於ける引揚者に対する其の他の一般援護としては特に就労の問題があるがこれについては関係各省並に民間團体と緊密なる連絡をとり援護に全力を期して居る。なお今後は定着援護に関する重要な問題として次の如きものがある。

(一) 在外資産を見返りとする資金貸付問題 へ大藏省にて研究中

(二) 引揚者企業の育成問題

厚 生 省

原 料
補助金
及父寸金

八一三六六五一〇

八一三六六五一〇

六七五〇〇

卷之三

たが、内緒者の之間は、この九二十九三十九四十九五十九六十九七十九八十九九の九
には、も一、二、三、四、五、六、七、八、九となつたてれを、ことに、九方の所にして、し
たつてのな、の、下へて、こぼする而或は「一、八、九、一、二、三」として、
之が、事、も「一、六、八、」、「ノ、ヲ、一、ハ、一」とである

卷之三

中華書局影印
新編五代史

卷之三

軍事保護院

軍事保護院

七言律詩

10

先生を坐て以つてお酒を出すの儀を了してヨリ内にシヘリヤ万國よりの酒をきんとては又は味をつめんとしてゐる

(2) 人間の心は決して死ぬまい。

著に付する二文書は、第一に「り現る」の如きの如く、

二十九に今がる又行方をにまし御二十一年に之は、御天神
了の事も未し不思一八ノ月の日の天神にて、石川より御詔の行
承にてし又山寺にて

軍事傳記院

されるので各職務方面へ効力力を发挥してほる

(2) 政政

本年度第一、四半期才として十五萬圓を割り引かれたので有償配給として各自種に配分中

○猿譜易

卷之三

（正）タリスは、はるかに大國の事體に通じて、大の才をもつてゐる。然に、外洋に於ける諸島に於ける海外ふりの外國人内に、より内々以外の處に於ける者の中には、彼等に於ける手口を、或の如きに於いては、物一七一二四十二日設立せられを仕左の二句の所見により、手口を、通しつつある。

卷之三

とする川の放送局を交換（直通による）を実現すると共に多様な音楽や情報の供給が内に於ける各部会員の間でより広く普及される運営を行ふ。する事務局の運営となりつづめる。

(2) 引きの職は後援会に、此の職務に付する事の方は、としては實約十二
月三日之間を取扱てのたが引取る方の事と共に、日々と相頼し現任は
は田口、坪井、宇田、佐藤等の四名が引取者として活動せられ、他に
議院議員等が前後後援会員に取扱せられてゐる。

(3) 本議院の進行如何では、古應寧、高橋、今川、波多野、坂井の諸氏、且つ國
會はも、沼澤、佐倉が海へつれ兵庫的構成について相合ひ交げつづめる
現状である。

軍事保護院

三、業務概要

連合軍最高司令部の指令に基き関係官廳協力の下に在外邦人の引揚及び在日外人の送還業務を実施致して居りますが業務課に於きましては引揚船の入港より引揚者が定着地に帰郷する迄に於ける受入業務並に之が應急援護及び送還者の居住地より出港に到る迄の送還業務を担当致して居ります

各地方引揚援護局に於ける引揚者の受入方法は概ね検疫、携行品検査、宿泊、列車乗車の順序で実施せられますが宿舎におきましては持帰貨幣の交換、引揚証明書、無賃乗車券の交付、應急援護金、被服、日用品、携行食糧の給與等を行ふ他米軍に依る引揚者の調査も行われて居ります

厚生省

四、在外邦人の引揚状況

終戦時外地外國に居住する邦人にして内地に引揚を予想せられた者の数は約六百五十万人と推定せられましたが本年四月末迄の引揚者数は陸軍二、三〇七、四七九人海軍三一九、二四八人居留民二、七五〇、二四七人合計五百三十七万六千九百七十四人に達して居りまして、^{二月}これを方面別に見ると中國台灣沖繩並に米軍占領下の南方地域に於ける引揚は一部の特殊事情者を除き概ね引揚完了し蘭印地区作業隊の引揚も現在配船中にして五月中に完了の予定であり英軍地区作業隊については六月末迄

の引揚者数は指示されて居りますが以後の計画は未定の状況であります

樺太千島満洲シベリヤ等のソ連占領下よりの引揚は、昨年十二月より一部の引揚が開始せられ現在引續き月五万程度の引揚を續行して居りますが尙大部分の残留者があります

之を要するに在外邦人の引揚は峠を越したが尙百万余の未引揚者を算する状況であります（引揚者数並残留者数調別紙参照）

五、在日外人の送還状況

終戦以來内地より外地へ送還した者は朝鮮人、中華民國人、台灣僑民、北緯三十度以南の元沖繩縣及び鹿兒島縣諸島民を主

厚生省

とし其の他南方諸島人、イタリ一人、ドイツ人、インドネシア人等でありましてその経過並に実績は概ね別表に示す通り送還者数百二十二万二千八百六十二人に達して居ります。

之等の送還につきましては復員者、集團労務者等を最優先的に実施して來たのであります更に一般既住者についても昨年六月十八日全國的に実施した帰還登録に基いて逐次送還を行ひ、昨年十二月を以て一應計画的な送還を終了し本年に入つては之等の者の中疾病その他に依つて已むを得ず帰還し得なかつた若干名について適時送還しつつある状況であります

従ひまして本年度の送還予想は外地よりの引揚者にして日本

経由乗継帰還する者を除き殆んど予定せられて居らず僅かに已
むを得ざる者及びドイツ人の第二次送還が残つてゐる状況であ
ります

厚生省

一外國より御遣使までの書内改讀に付する事
引當に頗る反對徒を承認せしの點に付ける可三矢張の誤りと
列々者の誤りを承認に付させてゐる。而して外に改讀する問題の發
及し、是の誤りの原因の部分に於りは誤りを定め付してゐる。

平成になり別々書玉輿に丁し若狭守の元より西候候を遣してて
る。

は、彼の運営に道のたまごとしてゐる。

三歳の頃よりは、田舎での生活が大好きである。

宜寧縣志

アリの歌詞をすみや

一方は向うに立派にて可幸することとなり。而して清二十二年三月
引取候事の、既に併せて假設、合はぬに候が十二ヶ所の
引取、假設の假設で、外に假設は無に候に當して余は處引取
はての大半を了し現在では田舎、市内、子由、庄に次の出ヶ所に
言少され而力過えりば子由ソ過放トソ過ぎ程に至つたき太は因
高、北畔、大通頭邊は佐、深シベリアは解とれてれど人世を遺
送され度に度思ひしむる。

裏面白紙

裏面白紙

裏面白紙

295

昭和二十二年六月二日

厚生大臣事務引継事項

河合直成
一松定吉

目 次

- 一、大臣官房所管事項
- 二、公衆保健局所管事項
- 三、醫務局所管事項
- 四、豫防局所管事項
- 五、社會局所管事項
- 六、兒童局所管事項
- 七、勞政局所管事項
- 八、労働基準局所管事項
- 九、職業安定局所管事項
- 十、保險局所管事項
- 一一、引揚援護院所管事項

一 一毛數劍難視祀普事更
一 一毛劍同祀普事更
六 鐵葉安室風祀普事更
八 銅劍基草風祀普事更
十 銅劍風祀普事更
六 民童風祀普事更
一 塵會風祀普事更
四 銅劍風祀普事更
三 銅劍風祀普事更
一 公朱狀畫風祀普事更
一 大臣官服風祀普事更

大臣官房所管事項

- 一 人事の連用に關する件
- 一 學生省職員數
- 一 勞働省設置に關する件
- 一 緊算に關する件

厚 生 省

「人事の運用に關する件」

厚生省に於ける有資格者的人事に關しては厚生内務兩省間の協定に依り交流の建前を採りつつあり

「各省所管職員數額ね左の如し」

一級官	二六人
二級官	三、七二〇
三級官	八、五一二
其の他	八八、三六五
計	一〇〇、六二三

厚 生 省

厚生本省	一一人
一級官	一一人
二級官	二、五二五 <small>(出張所 療養院 一九三七人ヲ含ム)</small>
三級官	二、一八一 <small>(一〇九五人)</small>
其の他	二六、二七八 <small>(二六二九四人)</small>
計	三一、〇〇五 <small>(二九三二六人)</small>

引揚援護院

一級官

三人

厚 生 省

二級官	三級官	其の他	計
一一〇	二一〇	二、〇八七	二、四二一
一一人	一二人	一、〇六四	一、〇六四
一一一	一一一	六、一三一	六、一三一
六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六七、一九七人	六七、一九七人
關係官衛	一級官	二級官	三級官

300

一、労働省設置に関する件

昨年三月下旬非公式に連合國軍総司令部から厚生省に対し労働省設置について研究してはどうかとの申入れがあり、爾來厚生省において非公式に研究を續け、五月十九日閣議において労働省設置に關し内閣法制局と厚生省を中心としてこの件に関する研究を進める旨を申し合せ、新聞にも発表した。

本年一月に入り内閣から正式に連合國軍総司令部に対し労働省を設置したい旨を申し入れたのに対し、カバアメント、セクションから内閣の代表に対し、労働省は大体次の線にそつて設置されることを希望するとして、別紙第一の如き試案の提示があつた。内閣は、右の試案に対し司令部と折衝の結果次の了解に達した。

一 船員労働行政は、運輸省に残すが労働省が一般労働行政の一

軍事保護院

として船員労働をも把握できるよう調整の措置を講ずること。

二 労災保険は、厚生省に一應残すが、細目について具体的に調整の措置を講ずること。

三 内閣統計局から労働省への労働統計の移管については、中央統計委員会の意見をも聽いて具体的に決定すること。

よつて厚生省では右の線にそつて、レーバー・セクションと折衝研究の結果、別紙第二の如き労働省官制案を作製して、レーバー・セクションの了解を得た。

但し、その設置の時期については、内閣と司令部と折衝の結果、第一回の國会に労働省設置法案を提出することとし、四月二十八日別紙第三の如き新聞発表を行つた。

厚生省では、左の予定にそつて準備を進めて居るが、労働省設置法案と労働省分課等は夫々別紙第四と第五の通り一應予定して

居る・

事 保 護 院

労 動 省 官 制 (案) (昭和二十二年二月十日附ガヴァメント・セクションから提示された案)

第一條 労働大臣は、労働組合、労働関係の調整、労働者の保護、労

働管理並びに職業安定公署及び職業補導等労務需給の調整に関する事務、船員、鉱夫、婦人兒童の労働問題、給與、職業政策、失業対策、失業保険、労災保険、労働統計、労働刊行及び調査その他労働に関する事務を管理する。

第二條 大臣官房においては、通則に掲げるものの外、左の事務を掌る。

- 一 所管行政の総合調整に関する事項
- 二 所管行政に関する調査及び審議立案一般に関する事項
- 三 所管行政の考査一般に関する事項

第三條 労働省に左の六局を置く。

労働基準局
労働統計局

職業安定局
婦人兒童局
船員局

(備 考)

内閣統計局労働課は労働省に移管する。

運輸省の船員局は労働省に移管する。

第四條 労政局においては、左の事務を掌る。

一 労働組合に関する事項

二 労働委員会に関する事項

三 労働争議調停その他労働関係の調整に関する事項

四 労働協約に関する事項

五 特別調査に関する事項

六 労働行政關係職員の教養訓練に関する事項

七 他の所管に属しない労働に関する事項

第五條 労働基準局においては、左の事務を掌る。

- 第一 労働條件の向上に関する事項
- 第二 労働能率の増進に関する事項
- 第三 災害予防及び災害補償制度行政に関する事項
- 第四 労働衛生に関する事項
- 第五 婦人及び兒童に関する事項
- 第六 他局の所管に属しない労働者の福祉に関する事項
- 第七 鉱夫の特別保護に関する事項
- 第八 強制労働の防止に関する事項
- 第九 工場鉱山その他工業及び非工業施設の監督に関する事項
- 一〇 賃金、給料その他給與に関する事項
- 一一 労働者用物資に関する事項
- 一二 前各号に関する労働條件の調査に関する事項
- 一三 情報提供に関する事項
- 第六條 第一 定期職業統計に関する事項
- 第二 定期賃金給與統計に関する事項
- 第三 定期労働者生計費統計に関する事項
- 第四 定期労働條件統計に関する事項
- 第五 定期労働組合及び労働關係の統計に関する事項
- 第六 その他総ての定期労働統計に関する事項
- 第七 外國労働事情に関する報道の編集及び分類に関する事項
- 八 日本の労働事情及び労働統計に関する定期及び特別刊行物の刊行に関する事項
- 第六條のB 第一 婦人兒童局においては、左の事務を掌る。
- 二 娘人の法的保護に関する事項
- 三 勞働者及び農民の家族問題に関する事項
- 四 婦人兒童問題に関する特別調査及び刊行に関する事項
- 五 婦人兒童局においては、左の事務を掌る。
- 第六條のC 第一 商工業施設における婦人問題及びその他の婦人労働者に関する事項
- 二 兒童及び年少労働に関する事項
- 三 勞働者及び農民の家族問題に関する事項
- 四 婦人兒童問題に関する特別調査及び刊行に関する事項
- 五 婦人兒童問題に関する特別調査及び刊行に関する事項
- 第六條のD 第一 船員局においては、左の事務を掌る。

(運輸省における現在と同じ)

第七條 職業安定局においては、左の事務を掌る。

- 一 職業安定公署に関する事項
- 二 職業補導に関する事項
- 三 失業対策に関する事項
- 四 労務需給の調整に関する事項
- 五 失業保険に関する事項
- 六 募集行為に関する事項
- 七 職業安定問題に関する特別調査に関する事項

第八條 労働省に左の職員を置く。

専任	人	人	人	人	人	人	人
専任	人	人	人	人	人	人	人
専任	人	人	人	人	人	人	人
専任	人	人	人	人	人	人	人

勞働事務官 一級 二級 三級

勞働技官 一級 二級 三級

第九條 前條の職員の外、労働大臣の奏請により、関係各廳の一級又は二級の官吏の中から、内閣において、事務官を命ずることができ

第十條 労働省に事務官を置き、労働事務官又は労働技官を以て、これに充てる。

十一條 務務官は、上官の命を受けて労働組合法、労働關係調整法、工場法、工場労働者最低年齢法、労働者災害扶助法、商店法、船員法、鉱業法、船員職業紹介法及び其の他第一條の規定に基き労働省の所管する法令の施行に関する事務を掌る。

十二條 労働省に参与を置き、省務に参与させる。

十三條 參與は、労働大臣の奏請により関係各廳一級官吏及び学識経験ある者の中から内閣においてこれを命ずる。

但し特別の事由のある場合は、任期中これを解任することを妨げない。

參與は、一級官の待遇とする。但し、本官を有する者については

本官の受ける待遇による。

第十二條 労働省に専門委員を置き、専門の事項を調査させる。

専門委員は、労働大臣の奏請により学識経験ある者の中から内閣においてこれを命ずる。

専門委員の任期は、二年とする。但し特別の事由がある場合は、任期中これを解任することを妨げない。

第十三條 労働省に、産業安全研究所を置き、工場事業場における災害予防の調査研究及び工場事業場における災害予防に関する技術者の養成訓練を掌らしめる。

産業安全研究所に所長を置く。二級の労働技官を以て、これに充てる。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

この勅令施行の際現に厚生省職員の職にあつて、厚生省の労政局、勤労局又は産業安全研究所に属する者は、別に辞令を發せられないときは、厚生事務官は労働事務官に、厚生技官は、労働技官に同級及び同俸給を以て、任せられたものとする。

この勅令施行の際現に休職中の厚生省職員で休職となつた際厚生省の労政局、勤労局又は産業安全研究所に属したものは、別に辞令を發せられないときは、休職のまゝ、前項の例により、労働省職員に、同級及び同俸給を以て任せられたるものとする。

Organization of Ministry of Labor (draft)

Article 1. Minister of Labor shall be in charge of affairs concerning labor unions, adjustment of labor relations, protection of laborers, control of labor as well as adjustment of supply and demand of labor such as employment security, offices, vocational guidance, seamen's affairs, miners' affairs, women and children's labor problems, remunerations, employment policy, counter measures against unemployment, unemployment insurance, industrial accident insurance, labor statistics, labor publications and researches, and other affairs relating to labor.

Article 2. The Minister's Secretariate shall, besides those mentioned in Common Ministerial Regulations, be in charge of affairs relating to the following items.

1. Coordination and adjustment of administration within the jurisdiction.
2. Research, compilation and revision in common concerning administration within its jurisdiction.
3. Examination in general of the administration within its jurisdiction.

Article 3. There shall be in the Minister the following six bureaus.

- Labor Administration Bureau
Labor Standards Bureau
Labor Statistics Bureau
Employment Security Bureau
Women and Children's Bureau
Seamen's Bureau

(Note: Labor Statistics Division of Cabinet Bureau of Statistics shall be transferred to Labor Ministry.
Seamen's Bureau of Transport Ministry will be transferred to Labor Ministry.)

Article 4. The Labor Administration Bureau shall be in charge of affairs relating to the following items.

1. Labor unions
 2. Labor Conciliation
 3. Mediation of labor disputes, and other adjustment of labor relations
 4. Trade agreements.
 5. Special investigations
 6. Education and training of officials in charge of labor administration
 7. Labor affairs not within the jurisdiction of other offices
- Article 5. The Labor Standards Bureau shall be in charge of affairs relating to the following items.
1. Enforcement of labor conditions
 2. Improvement of labor conditions
 3. Prevention of accidents and injuries and administration of accident compensation
 4. Labor protection
 5. Welfare and culture facilities and activities not specially relating to women and children
 6. Welfare of laborers not within the jurisdiction of other bureaus,
 7. Special protection for miners
 8. Prevention of involuntary servitude
 9. Inspection of factories, mines and other industrial and non-industrial establishments.

- 602
10. Wages, salaries and remunerations
 11. Conditions for the use of laborers
 12. Research of labor conditions on commercial proceeding items

13. Information service

Article 6. The Labor Statistics Bureau shall be in charge of affairs relating to the following items.

1. Regular employment statistics
2. Regular wage and remuneration statistics
3. Regular worker cost of living statistics
4. Regular working conditions statistics
5. Regular labor union and labor relation statistics
6. All other regular labor statistics

7. Compilation and dissemination of information on foreign labor affairs

8. Publication of regular periodicals and special pamphlets on Japanese labor affairs and labor statistics

Article 7. Employment security bureau shall be in charge of affairs relating to the following items.

1. Employment security insurance
2. Adjustment of labor force training
3. Collective bargaining, dispute resolution
4. Adjustment of control and demand of labor
5. Unemployment insurance

Article 8. Women's and Children's Welfare Bureau in charge of affairs relating to the following items.

1. Problems of women in commercial and industrial establishments, and other women workers.
2. Child and youth labor
3. Problems of workers and former families
4. Legal protection for women
5. Special researches and publications on women's and children's problems.

裏面白紙

Intaglio

Intaglio paper is now used for the following purposes:

(1) at present in the transport

Intaglio

intaglio paper is now used for the following purposes:

(1) at present in the transport

Intaglio

7. Consulting practices

7. Special researches in government security problems.

Article 9. There shall be the Minister of Labor, the following officials.

Labor Ministry, Administrative officials

Full time 1st class

Full time 2nd class

Full time 3rd class

Labor Ministry, Technical officials

Full time 1st class

Full time 2nd class

Full time 3rd class

Article 10. Besides the officials mentioned in the procedure

Article the Cabinet may, upon recommendation of the Minister of Labor, appoint Administrative officials from among 1st or 2nd class officials of the Ministries concerned.

Article 10. There shall be in the Ministry of Labor officials who shall be appointed from among Labor Ministry administrative officials or Labor Ministry technical officials.

Labor officials shall, in accordance with the direction of their superiors, be in charge of affairs relating to the execution of Labor Unions Act, Labor Relations Adjustment Act, Factory Act, Industrial Workers Minimun Wage Act, Safety Accidents Relief Act, Commercial Firms Act, Maternity Act, Seamen's Welfare Act, and other acts, the enforcement of which falls within jurisdiction of functions of Ministry as culred in Article 4.

Article 11. There shall be in the Ministry counsellors who take part in ministerial affairs.

第三回

of Labor, be appointed by the Cabinet from among 1st class officials of the ministries concerned and from men of knowledge and experience.

The tenure of offices of the Counsellors appointed from among men of knowledge and experience shall be three years, but should there be some special reason, they may be discharged before the expiration of their tenure.

The treatment of Counsellors shall be equivalent to that of 1st class officials but those Counsellors who have rarer official grade shall receive the treatment which accrues to that grade.

Article 12. There shall be in the ministry specialists who conduct researches on special subjects.

Specialists shall, upon recommendation of the Minister of Labor, be appointed by the Cabinet from among men of knowledge and experience.

The tenure of office of specialists shall be two years, but, should there be special reason, they may be discharged before the expiration of their tenure.

Article 13. There shall be in the Ministry Industry, Safety Industry which conducts researches and investigations of, and training of technicians for, the prevention of accidents in factories and workshops.

There shall be in the Industrial Safety Laboratory & Office which is established from among Labor Ministry technical officials of 2nd Class.

Supplementary provisions

The present ordinance shall come into force as from the date of its promulgation.

those who are at the post of Welfare Ministry Administrative Officials or Welfare Ministry Technical Officials and belong to the Labor Administration Bureau, Service Bureau or Industrial Safety Laboratory, Seamen's Bureau of the Transport Ministry, Welfare Facilities, Labor Statistics Division of the Cabinet Bureau of Statistics, Labor Sections of the Coal Board and elsewhere in Commerce and Industry Ministry shall, if written appointments are not issued specially for them, be deemed to have been appointed Labor Ministry Administrative Officials or Labor Ministry Technical Officials respectively with the same official rank and the same scale of salary.

Those Welfare Ministry Officials who are suspended from office at the time of the coming into force of the present Ordinance and who remained, at the time of their suspension from office, to the Labor Administration Bureau, Service Bureau or Industrial Safety Laboratory shall, if written appointments are not issued specially for them, be deemed to have been appointed, while still suspended from office, officials of the Ministry of Labor with the same official rank and scale of salary as is the case in the preceding paragraph.

Reason for the establishment of the Ministry of Labor

In view of the importance of the labor administration, it is necessary to establish the Ministry of Labor and appoint a responsible Minister.

勞働省官制へ政令案へ昭二二・五・二四

第一條 勞働大臣は、労働者の福祉と職業の確保とを目的に、労働組合、労働關係の調整、労働條件及び労働者の方保護に関する事務、職業の紹介、指導、被服その他労務審査の調査に関する事務等の地方労に關する事務、労働統計調査に関する事務等の地方労に關する事務を管理する。

第二條 大臣官房においては、逕則に總務課の外、左の事務を掌る。

- 一 所管行政の綜合調整に付する事項
- 二 所管行政に関する調査又は審議、統一規一に関する事項
- 三 所管行政の考査一般に付する事項

第三條 労働者に左の立場を以て、

左次第

労働基準局
労人與童局
労資安定局

労使訴訟監査局

労働委員会に付する事項

第一款 勞働組合に關する事項
二 労働基準局に付する事項
三 労働基準局に付する事項

一 労働組合に付する事項
二 勞働安全法に付する事項
三 勞働基準局に付する事項

会深険に附する事項があつて厚生省の所管に属するもの
を除く。

三、労働衛生に関する事項

労働衛生の導進に関する事項

第六条 労働者の福利厚生に関する事項
工場、礦山その他の場所における労働條件又は労働者
の深淵に附する監督に関する事項
（一）労働條件及び労働者の保護に関する事項
（二）労働條件及び労働者の保護に関する事項で他の
規則に属しないもの

第七条 等人児童局においては、左の業務を掌る。

（一）市人及年少労働者の労働條件及び保護に関する事項
（二）児童の使用禁止に関する事項

（三）下記者労働問題及び承認済民人に関する事項
（四）家庭労働問題及び承認済民人に関する事項

（五）労働問題に関する事項

（六）労働問題に関する事項

（七）労安委員会に付する事務を掌る

（八）労安委員会に付する事務を掌る

（九）労安委員会に付する事務を掌る

（十）労安委員会に付する事務を掌る

（十一）労安委員会に付する事務を掌る

（十二）労安委員会に付する事務を掌る

（十三）労安委員会に付する事務を掌る

（十四）労安委員会に付する事務を掌る

（十五）労安委員会に付する事務を掌る

六 内外労働事情に関する資料の蒐集整理分析及の刊行

七 勞働者の福利厚生、給其反対職業安定に関する経済問題

八 労働者調査及の刊行

九 労働省に左の職員を置く。

政務次官

次官

主計官

大典官

長官

監察官

不動産担当官

専任官

事務官

主計室長

主計官

主計士

主計助士

主計事務官

主計士

主計助士

主計事務官

主計士

主計助士

主計事務官

主計士

主計助士

主計事務官

主計士

主計助士

主計士

主計助士</p

學識経験ある者の中から命ぜられたに參與の任期は、二年とする。但し、事由ある場合は、任期中にいたを解任することを妨げない。

參與は、一般官の待遇とすら、但し本官を有する者については不官の受けろ待遇による。

第十二条 専門の事項を調査せられたるに、労働省に専門委員を置くことができる。

専門委員は、労働大臣の申出により、學識経験ある者の手中から内閣總理大臣がこれを命ずる。

専門委員の任期は、二年とする。但し特別の事由がある場合に、任期中これを解任することを妨げない。

第十三条 労働省は、産業安全研究所を置き、工場審査課における災害予防の調査所及の工場、第古河にあける災害工場に対する技術者の養成訓練等を行う。

産業安全研究所所長を置き、級又は上級の官能技官を以て、これに充て。

第十四条 産員の労働に関する重要な事項について、労働省の所官行政との連絡統一を図るため、労働省、労働省及ぶ運輸省の関係官吏と以て組織する船員労働連絡會議を置く。

運輸大臣と協議して、これに付加する。

第五條 ごく政令は、公布の日から、これと施行する。

第十六条 労働基準局及び婦人兒童局は、第三條及び第六條に掲げた事務の外、天災各條の所掌事務に従い労働基準法の施行及び労働基準官署の設置に関する準備を掌る。

第十七条 安全衛生課の一課を、次の本うに改正する。

第三條 延生料一月ノ六百三區ノ
公費保健司

医務局

予防局

衛生會

第七條 申出
第七條、二及以降ノ三ヶ月毎

第八條第一項ノ次に次の一項を加へう。

労働者災害補償課成共

番直ノ請求ノ開スル事項、行

學生務官

年江

車江

學生教官

車任

學生教官

車任

學生教官

車任

學生教官

學生教官

第十九條 二の政令施行ノ際現ニ學生省職事の職に与る者

止する。

第四條 割除

第十九條 割除

第十九條 割除

六つ三、厚生省の勞政局、労働基準局、職業安定局入社。
産業安全研究所に属する者は、別に特令を發せられ乍ら、
さは、厚生事務官は労働事務官に、厚生技官は労働技官に、
同級及び同俸給を以て、任せられたものとする。

第二十條　この政令施行の際現に休職中の厚生施設員で休職となつた除厚生省の労政局、労働基準局、職業安定局又は産業安全研究所に属していた者生、別に特令を發せられ乍ら、
さは、休職のまま、前項の例により、労働省職員に、同級及び同俸給を以て、任せられたるものとする。

労働省設置に関する件

(昭二二、四二八)

内閣は総選挙の結果、新憲法の下において時局を担当する新内閣の職務を円滑ならしめたため、今直に労働省を設置せず、新国会に労働省設置に関する法案を提出した上速かにその実現をはかるべきであると決意した。

内閣は、労働行政、職業安定、労働基準、労働統計、労働調査その他廣汎なる分野に亘る婦人兒童に関する労働問題等の總ての事項を処理するため、労働省に數局を設け、それに充分な権限と施設を附與することを必要と考へる。内閣は労働省の急速な設置を極めて必要な事柄であると認めるのであるが、それは勅令によるよりも法律によつて行う方が新憲法の精神に合致すると信ずる次第である。

國立公文書館
National Archives of Japan

房價人臣休。勞働組合、勞働團保力漸盛。房價祭典及以勞
易居之保護、之關事務、職業の認定、指導、稱尊等の他、勞
務審査、調査、統計等事務、失業対策に關する事務、勞働院
計調查、開拓する事務、勞働能力池、勞働に關する事務を修理す。

寧ろ本筋の一部を、次のよう改訂する。

方演基注法的一部書，次乃本之。二校正不外

方之、不係第、一項中、主務官、乃、為、傳、基、準、之、型、主、務、省、二

（後編）第十一章　八九月の職員　一 改訂

裏面白紙

改廢及びこの法律中少女及び年少者に特殊の規定の施行に関する事項を掌り所屬の官吏を指揮監督する。

労働省分課規程（案）（昭二二、五、二十四）

大臣官房

勅書 課

- 一 言吏の递送身分及び賞罰に関する事項
- 二 言吏の服務に関する事項
- 三 忠勤に関する事項
- 四 教位級勳及び長章に関する事項
- 五 儀式勳典に関する事項
- 六 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- 七 機密に関する事項

總務課

- 一 所管行政の総合調整に関する事項
- 二 所管行政に関する調査審議立案一般に関する事項
- 三 所管行政に必要な資材に関する事項

所管行政の考査一般に関する事項

文書の接受、発送、編纂及び保存に関する事項

成案文書の審査及び送達に関する事項

官報掲載に関する事項

図書の分類及び管理に関する事項

各局課の主管に属しない事項

会計課

- 一 会計に関する経費及び諸收入の予算決算並びに会計に関する事項
- 二 本省所管会計の監査に関する事項
- 三 國有財産及び物品に関する事項
- 四 管理に関する事項
- 五 省中取締に関する事項
- 六 借人の追還及び監督に関する事項

七 労働省職員組合に関する事項

八 政局

九 政誤

- 一 労働關係調整に関する一般政策に関する事項
- 二 労働關係調整法の施行に関する事項
- 三 労働委員会に関する事項
- 四 他の主管に属しない労働に関する事項

十 総合課

- 一 労働組合に関する事項
- 二 労働福利に関する事項
- 三 労働者全体及び使用者整体に関する事項
- 四 労働争議に関する情報資料の蒐集及び開示に関する事項

十一 労働教育課

- 一 労働教育に関する事項

- 二 労政課所掌の行政に從事する職員の政策訓練に関する事項

十二 労働基準局

十三 基監課

- 一 工場その他の施設の監督に関する事項
- 二 一般労働者の労働條件に関する事項
- 三 労働者災害補償に関する事項
- 四 労働者の福利厚生に関する事項
- 五 労働基準法の施行に從事すべき職員の教育訓練に関する事項
- 六 労働基準官署の監督に関する事項
- 七 他の主管に属しない労働條件及び労働者の保護に関する事項

安全課

- 一 訓業安全及び災害予防に関する事項
- 二 労働能率の増進に関する事項
- 三 公害の防止に関する事項
- 四 訓業安全研究所に関する事項

衛生課

- 一 労働環境衛生に関する事項
- 二 職業病その他職業疾患に関する事項
- 三 労働者の保健に関する事項
- 四 その他労働衛生に関する事項

給與課

- 一 賃金、給料その他給與に関する事項
- 二 労働者用物資に関する事項

鉱山課

- 一 鉱山における訓業安全、災害予防、労働能率の増進及び公害の防止に関する事項
- 二 鉱山労働者用物資に関する事項

婦人児童局

- 一 婦人労働者の家族問題に関する事項
- 二 家族労働問題及び家事使用人にに関する事項
- 三 婦人の経済的及び法的地位の向上に関する調査に関する事項

庶務課

- 一 婦人労働者に特殊の労働条件に関する事項
- 二 婦人労働者に特殊の保護に関する事項
- 三 婦人労働者に特殊の労働問題に関する事項

児童課

児童課

- 一 年少労働者に特徴の労働條件に関する事項
- 二 年少労働者に特徴の保護に関する事項
- 三 年少労働者に特徴の方策問題に関する事項
- 四 児童の使用禁止に関する事項

職業安定局

底稿課

- 一 職業政策及び職業關係法の調査に関する事項
- 二 職業關係官署の底稿に関する事項
- 三 職業關係職員の教育に関する事項
- 四 他の主官に属しない職業に関する事項

失業対策課

- 一 失業対策に関する事項
- 二 公共事業の労務配置に関する事項
- 三 公共事業の方針登録に関する事項
- 四 失業應急事業に関する事項

職業安定局

- 一 職業紹介その他の職業安定に関する事項
- 二 方面者の募集に関する事項
- 三 労務供給事業に関する事項
- 四 職業指導及び職業適性に関する事項

指導課

- 一 職業指導に関する事項
- 二 失業救済扶助その他共同作業場設に関する事項

資料課

- 一 方面市場に関する資料
- 二 職業に関する資料の収集並用に関する事項

労働統計監査局

- 一 労働統計調査に関する企画及び運営に関する事項

- 二 労働統計調査に因する刊行に因する事項
- 三 労働統計調査等務に從事する職員の教育訓練に因する事項
- 四 他の主管に属しない労働統計調査に因する事項

労働統計課

- 一 賃金、給料その他の賃與に因する定期統計に因する事項
- 二 労働條件に因する定期統計に因する事項
- 三 労働組合、労働爭議その他の労働關係に因する定期統計に因する事項

労働統計課

- 一 勤務に因する定期統計に因する事項
- 二 失業に因する定期統計に因する事項
- 三 職業に関する定期統計に因する事項

労働統計課

- 一 内外労働事情の調査研究に因する事項

- 二 労働者生計費に因する定期統計に因する事項
- 三 労働者の福利、給與及び職業安定に因する經濟問題に因する調査研究に因する事項

豫算ニ關スル事項

一 厚生省所管昭和二十二年度豫算

(一) 一般會計歳出豫算

六、九八九、七八七、〇〇〇 圓

(二) 特別會計歳入歳出豫定額

(1) 厚生保險特別會計

健康勘定

歳入歳出共 五九九、三三四、〇〇〇

年金勘定

歳入 二、二三七、三四六、〇〇〇
歳出 四四七、一〇六、〇〇〇

差引歳入超過 一、七九〇、二四〇、〇〇〇

船員勘定

歳入 二七四、〇五五、〇〇〇
歳出 九九、一七九、〇〇〇

差引歳入超過 一七四、八七六、〇〇〇

業務勘定

歳入歳出共 二一〇、八三四、〇〇〇

(四) 勞働者災害扶助責任保険特別會計(但三ヶ月分)

歳入歳出共 七、三九七、〇〇〇

(八) 勞働者灾害補償保険特別會計(但九ヶ月分)

歳入歳出共 三二九、二六九、〇〇〇

二、其他

(一) 謂備費支出關係

(イ) 支出決定分

発疹チフス研究に必要な経費

四一五、〇〇〇〇〇〇

花柳病豫防對策に必要な経費

四、五六〇、〇〇〇〇〇〇

狂犬病豫防對策に必要な経費

二四八、〇〇〇〇〇〇

大麻の栽培取締に必要な経費

三一五、〇〇〇〇〇〇

日本醫療團補助に必要な経費

四、一六八、〇〇〇〇〇〇

細菌製劑の検定強化に必要な経費

三一六、〇〇〇〇〇〇

保健衛生調査並びに企画に必要な経費

一九、一五二、〇〇〇〇〇〇

検疫所設置に必要な経費

八、六九六、〇〇〇〇〇〇

(ロ) 物資及物價調整事務取扱費（安定本部主管）

生産資材の割當及生産促進の分

五、一六〇、〇〇〇〇〇〇

配給關係

四、七七九、〇〇〇〇〇〇

(ハ) 文部省より所管替を要する分

國立豫防衛生研究所に必要な経費

二、五〇〇、〇〇〇〇〇〇

(二) 經濟安定本部主管の經費中厚生省關係經費

三七八、八〇九、〇〇〇

三、其他 懲案事項なし

軍事保護院

公衆保健局所營業項目次

- 一、國生統計整備に關する件
- 二、國立公團に關する件
- 三、國立公團委員會に關する件
- 四、國立公團法改正に關する件
- 五、國立公團研究會に關する件
- 六、保健所に關する件
- 七、保健婦に關する件
- 八、營養に關する件
- 九、營養改善指導及び調査に關する件
- 十、食品衛生指導取締に關する件
- 十一、乳肉衛生指導改善に關する件

軍事保護院

330

一、衛生統計整備に関する件

戦時中厚生省報告例の簡略化又は戦災等のため資料の整備に甚だ遺憾の點があつたが終戦後連合軍最高司令部の指導の下銳意整備に努め報告例を全面改正すると共に、局内に別に一課を新設し、これを衛生統計課として衛生関係統計は總て當牒をして專掌せしめる同時に地方に於ける現地指導機関として都道府縣及び保健所に専門の統計係員を設置する等中央地方の統計機構を速かに整備して、衛生統計の完璧を期するに必要な豫算的措置を了したので、その實施に銳意努力中である。

軍事保護院

一、國立公園に關する件

現在國立公園として指定されているものは阿寒、大雪山、十和田、日光、富士箱根、中部山岳、伊勢志摩、吉野熊野、瀬戸内海、大山、阿蘇、雲仙、霧島、の十三であるが、現下諸般の情勢に鑑みて國立公園施策を積極的に促進するは喫緊の要務であると認められるので、新たに左記(一)の地域を國立公園に指定すると共に、左記(二)の區域を新たに既存國立公園の區域に追加編入する豫定である。

記

一 1 北海道南部（洞爺湖、登別、定山溪一帯）

2 八幡平、田澤湖一帯

3 箕輪山、吾妻山一帯

4 恩秩父一帯

5 伊豆半島、伊豆七島一帯

軍事保護院

6 三國山脈一帯

7 龜琵湖一帯

(二)

1 日光國立公園（鬼怒川、鹽原、那須山方面）

2 吉野熊野（一潮岬、高野山、金剛山方面）

3 瀬戸内海（一鳴門海峡、藝豫叢島、石槌山方面）

4 大山（一宍道湖、鷲岐方面）

5 阿蘇（一英彦山、耶馬溪、別府裏山方面）

6 霧島（一櫻島、指宿方面）

一、國立公園委員會に関する件

國立公園委員會官制に基き中央、並びに地方に夫々委員會が設置される事になつたので目下人選を終へ調査表其の他の手續きを取進め中である。

軍事保護院

國立公園法改正に関する件

國立公園に次ぐ景勝地の保護及利用の萬全を期する爲かかる保健休養觀光地に國立公園法を準用すべく、國立公園法の改正法律案を前議會に提出する筈であつたが、提出法案が特に緊急を要するものに限定された爲提出されるに至らなかつたので次期議會には是非提出したいと考へてゐる。

軍事保護院

國立公園研究會に関する件

國立公園の外廓團體として從來あつた國土健民會を解散し、先般新に國立公園研究會の設立を見たのであるが、之が資金、事業内容等につき全日本觀光連盟との關係を調整しつゝ速かに積極的活動に入るべく目下考究中である。

軍事保護院

一、保健所に関する件

保健所は昭和十二年制定の保健所法に基いて各都道府県及五大市によつて設置され、現在大七五箇所が地方住民の保健指導に當つてゐる。

日下連合東山郡西山七日町の覚書によりその機能の充強化を圖るために、より廣汎な事項につき行政事務並にその實務上必要な標準を定め、人員及機械にわたりその整備を策定中である。

一、保健婦に関する件

保健婦は保健婦規則に基づくもので現在全約一萬七千名が保健所、国民健康保険組合、農業會、武道府縣市町に所属して保健指導に當つてゐる。

保健婦の活動は大衆衛生衛生上重要なのでこの資質の向上に努めることと共に目下保健婦会の創立を着手中である。

一、營業に関する件

浴場、温泉、旅館等の營業取締並に其の指導については内務省より之の監督移管をうけて之に當つてゐるが當中浴場については然料の不足、浴場敷り撤去等のため極めて深刻な問題となりつゝあるに鑑みて目下然料の確保復興計畫の促進等について手引中である

一、栄養又、营养指導官及び調査に附す。

栄養の改善は、將來の保健衛生及び生活の充實向上を圖る上に於て極めて重要であるが、それに就いては、既以降の段階、事例は、民營兵を対象としたものに亘つて、合車司一部よりの指令もあり、昭和二十一年十一月より、民衆营养調查と実施しつゝあることを通説明なる指導を行ふと共に、個人の懸念並に個々方面に對し食糧の營養的配慮、消費に対する連絡を行つてゐる。

軍事指導の一環としてある栄養士は、昭和二十一年時、士見則を用意したが、その責任配置とては、の向土は、空々あるので目下、こしが其本職につき研究中である。

軍事保護院

一、食品衛生指導以端に

食糧の不足と一般的通商の低下に伴ひ終戦來相應有害飲食による
山林事件者増てゐる傾向にあり、特にマチルによれば日本は
にこまない狀態であつたので聯合軍司令部の指官もあり昨年一月
有毒飲食物取扱令を制定すと共に、麥對策による衛生監視の
又計しかねか指導所の徹底を期したが今般衛生警察訓練り移管に
伴ひ、にこれが徹底を期するため新たに食品衛生監視員補度を定める
と共に團体法令の改訂を行つた

尚相應法施行に伴ひ現行飲食物關、諸法令は當然改訂を要するもの
シキあるのでこれが委員會を設置し日下改正案を、究中である

軍事保護院

一、乳肉衛生指導収斂にて開する件

乳幼児は弱者の立派としかつ動物性蛋白質、脂として乳のためる
位置は極めて重要であるか。且つ一般飲食物と同様牛乳の殺水誤りの
害一項にて粗悪面軍場に記載する現状に鑑み昨ノ支食詔衛生監視
司調査を活用しこれが指導収斂の徹底を期しつゝある。

尚乳肉・法令も研究施行に伴ひ改變すべき事項が多いのでは下
これが研究實地中である

衛務局所管事項目次

- 一、國民醫療法の改正に關する件
- 一、日本醫療團解散に關する件
- 一、齒療制度審議會に關する件
- 一、齒療團係者の資質向上に關する件
- 一、齒師會・齒科醫師會の改組に關する件
- 一、齒藥品の配給に關する件
- 一、指定生産資材割當に關する件
- 一、樂器及び大械の取締に關する件
- 一、國立病院運営に關する件
- 一、國立療養所運営に關する件

生
省

「國氏醫療法の改正に關する件」

國氏醫療法については块下諸般の情勢特に日本醫療團の解説及び醫師會・國科醫師會の改組問題等と關連して同法の一品改正は速かに解決の安あるものなり。

生省

一 日本歯科施設に關する件

日本歯科施設は一月二十四日の閣議決定を以つてこれを解散することとし石國議決定に基き同歯科經營の監督権の廃止の趣切なものは四月一日より監督権の廃止を採りその他の一般歯科施設の處置については日下監督制度審議會において審議中にして近くこれが結論を得て決定の見込なり。

尚四月一日よりの解散は一般歯科施設の處理方針が未決定の爲迷局中なるも同歯科施設に關する法律案は今度會に提出の際既にて目下準備中なり。

一、監視制及審議會に關する件

監視制及審議會の改善整備を圖る事は目下の重要な問題にして特に日本
監視團幹部との連絡において此の際具體的方策を確立の要ある
局監視制及審議會を設け日本監視團の一般監視施設處理方針と
共に監視機関の整備改善方策についても諮問し目下審議中なり。

厚生省

一、衛生關係者の資質向上に關する件

衛生關係者中、歯科醫師の資質向上に關しては既に衛生機關の大學生・衛生機關卒業後一ヶ年間の實地修練の資格並に國家試験等が決定實施せられつゝあるが、保健婦・助産婦・看護婦の資質向上に關しても、連合軍總司令部と連絡の下にこれが前段の改正を圖る爲成案を得近く公布の感定なり。

厚 生 省

厚 生 省

一、會議會・國科醫師會の改組に關する件

現在會議會・國科醫師會は國氏醫療法に基き強制設立強制加入の組織形式であつたが新時代に即しこれを改組することに決定し日下日本醫師會・日本國科醫師會に於て夫々具體案を考究中なり。

一 薬品等の配給に關する件

薬品等で現在配給統制を實施してゐる品目は薬品一二四品目衛生材料七品目及乳幼兒治療剤三品目である。終戰後薬品等の生産は一般經濟的條件により依然として増高の状態を示さないので現在從來の薬品等統制規則に基いて統制を繼續してゐるのであるが昨年來連合軍總司令官より一般配給物資に對してその統制方法を改める様指令が發せられたので本指令に基いて新たな薬品等の配給調製規則を立案し塊在經濟安定本部を通じて連合國政府司令部の了解を得るため手續中である。

一 指定生産資材割當に關する件

臨時物資需給調整法に基き昭和二十一年第四、四半期分より
茶品並衛生材料等に對する指定生産資材割當事務る厚生省に於
いて實施することとなり、之れに從事する職員を從來の統制會
社より採用することとなり自下その手續中である。尙指定生産
資材割當は現在第一、四半期分に對し割當實施中である。

一 薬業及び大麻の取締について

一昨年十月以降連合軍總司令部より麻薬製造禁止、ヘロインの沒收等得有麻薬の受拂寺に關して相次いで指令が發せられ、これに應じて夫々勅令五百四十二號に基く各種省令を制定し麻薬の取締の強化を圖りつつあつたが昨年一月更に麻薬の取締に關して嚴重なる取締の實施方指令が敍せられたので麻薬取締規則を制定し六月十九日施行すると共にこれに必要な經費の支出を仰ぎ夫々本省及び地方廳に配賦しこゝに吾が國の麻薬取締は新段階に入り爾來司令部と密接なる連繫をとりつつ強固なる取締を實施してゐる。次に本年二月大麻の栽培について嚴重なる取締の下に許可する旨の指令が敍せられたのでこれ又大麻取締規則を制定し、この取締を行つてゐる。

一、國立病院運営に関する件

國立病院は有陸海軍病院より一年半移管されてより主として公務に基因せる者引揚者駆逐者中の患者を診療して今日に及んだが今後は公的診療機関として指導的地位を保持してきるだけ廣く國民一般に適正な治療を施すを目途として整備する方針である。

一 國立療養所運営に就する件

國立療養所の運営については第一に國民病たる結核疾患に對する療養施設として從來の國立療養所三六ヶ所二八、七〇〇床に本年度において國立病院より承認された十三ヶ所五、〇〇〇床と本年一月開院決定に至り日本病院より移管された九三ヶ所一一、七〇〇床とを加へて合計一四二ヶ所四六、四〇〇床を以て關係各機関と協力し結核の適正な治療を施すやう萬全を期しつつあります次に癌の治療擴滅を圖るため全國に一〇ヶ所一高床の癌療養所がありその他に精神障礙及び中権神經障碍の療養施設として四ヶ所一、九〇〇床と四ヶ所四百床の温泉療養所がありますがこれ等施設もそれぞれ設置の目的に副ふやうその經營に遺憾なきを期しております。

海防局所管事項

「結核豫防對策の強化に關する件」

「豫防衛生研究所に關する件」

「花柳病豫防對策に關する件」

「細菌製剤、抗茵性物質等の検定強化に關する件」

「衛生工場行政強化に關する件」

「通常海港檢疫に關する件」

軍事保護院

一 様核豫防對策の強化に關する件

戰後結核蔓延の現況に對處して、續核豫防對策要綱を作成し、結核豫防活動の強化擴大を計畫。三月十七日連合國最高司令部の承認を得、目下追加豫算要求中（要求額一億六千九百萬圓）。

軍事保護院

一、諫防衛生研究所に関する件

諫防衛生研究所は五月二十一日政令第五八號に依り設置され、これが内容は國民保健の諫防及び増進に關し、衛生行政に直接した實際的研究を行うと同時に衛生要施、尤蟲作場（ベニシリンドの他）等の種々ある諫防研究を行ふものである。

本研究所は専らへず傳染病研究所内に設置し、所長は左の研究所

（一）國立研究所

（二）國立植物研究所

（三）國立衛生研究所

軍事保護院

355

一花柳病諫防對策に關する件

戰後通報の頑強、社會的經濟的活動に伴う人心の荒廃により著しく性病の蔓延をみて居るがこれが甚威を有する為徹底的の治療の方針を講ずるとともに國民の諫防思想の普及宣傳を幽らんとして居る。特に左の二點を早急に實施せんとすべく準備中である。

(1) 花柳病諫防法の改正

從來の花柳病諫防法の強化を圖るため昭和二十年勅令第五百四十二号に基く花柳病諫防法特令を公布したがこれは暫定的措置であつて花柳病諫防法自体の改正を適當と認めるので日下改正に關し調査準備中である。

(2) 花柳病診療所の擴充

軍事保護院

花柳病診療所は從軍法二級の取扱命令による診療所及代用花柳病診療所のみであつたが今後全國の各保健所で花柳病の治療をすることとした。

本年附において七月一日から二百六十八ヶ所の保健所に開設すべく準備中である。

向隅の女の花柳病患者を入院治療せしめるため本年附において六ヶ所の病院を増設することとしてゐる。

一、細菌製剤・抗菌性物質等の検定強化に関する件

從來デフテリア血清及预防液・破傷風血清のみについて國家検定を實施してきたが、今般細菌製剤・抗菌性物質（ベニシリン其の他）等全般に國家検定を實施することとし、厚生省に検定委員會を設置して之等の規準（最低規格）を定めこの基準に従ひ、諫防衛生研究所において検定せしめる検定である。

同細菌製剤監視員を中央地方に任命し、関係研究所・工場等の監督を強化しつゝある。

以上の事端並に諫防衛生研究所に関する事務を處理するため新に検査課を設置すべく手續中である。

軍事保護院

一衛生工事行政強化に關する件

上下水道整備、以疾昆蟲^{ハシヌム}、臺灣^{ハシヌム}、臺灣^{ハシヌム}の合理的な處理等に關する行政は、傳染病謹防上基本的にして重要なものであるが、從來この分野に於ける対策に不充分なものがあり且又聯合國軍總司令部の競争の次第もめるので、これが對策を盡力に奮進すると共に本省に時警報を設置すべく日下深真要求中である。

一、通常海港検疫に関する件

從來厚生省・逕撫省の共管であつた通常海港検疫業務は厚生省に統一されこととなつたので昭和二十一年十一月官制を改正し逕撫局に檢疫課が置かれ通常檢疫業務を督掌することとなり同年十二月連合國艦司令部よりの口頭指示によつて小樽・函館・横濱・横須賀・名古屋・神戸・宇品・門司・長崎の九港が外航船舶入港港と指定され、これ等の港に駐在する米合衆國第八軍の檢疫官に協力して檢疫を施行することとなり、これがために、本年四月二十五日勅令第百四拾七號をもつて檢疫所官制を公布し、差當り函館・横濱・名古屋・神戸・宇品・門司・長崎の七港で引揚檢疫以外の通常檢疫を實施すべく五月八日厚生省告示を以つて檢疫所を定め、檢疫を實施することとなつた。



結核豫防対策要綱

I 結核豫防組織網の強化

一、結核豫防行政機構の強化

中央地方と通じて結核豫防担当職員の增加をさがる。

二、結核委員會の設置

A 中央

1. 結核撲滅大業中央委員會

B. 地方

2. 結核撲滅地方委員會

三、結核豫防網の整備擴充

(1) 碑健所の整備

a. 結核豫防專收病院の配置

人口五万一千人以上の結核豫防專收病院の設立

(二) 第五百一(三級)一

保健婦の割合を以て保健所(二千五所)に定めたる

(2) 保健所委員會と市町村單位に設置したる事務室に當る

a. 結核豫防思想の普及

b. 結核豫防宣傳工作的指導

c. 療養所に入所の世話

d. 老老患者の保護及び營養品等の補助

e. 退所患者の保健

f. 患者の生活援助

(3) 市町村の結核豫防活動の強化

四保健所、療養所の相互連絡の緊密化及療養所職員の同一化

への進歩活動三回目

五 医師會、歯科医師會、薬剤師會及び保健婦會の活動促進と

開拓

(六) 國民健康保険組合、勞働組合、農民組合等の協力
(七) 葵園被災の対応

1. 对象——シナリオ巡の全青年

2. 説教者——ソノリソソニン反対検査、同上

3. 資料及器具——保健衛生建物、レンジ、ガラス器皿、ガソリン自動車等

整備

(八) 病室患者の指導希望

9. 逝者家族の検討並の指導

(九) 患者看護の施行——薬品等の配給と手算より

(十) 哺乳仔育健育の連絡検査と同上——母子看護の問題、母乳の貯蔵等

11. 哺乳仔育の監視

12. 病室患者の看護

13. 病室患者の看護

14. 年度要旨の計上——たゞ一千九百一十九年

15. 年度要旨の計上——たゞ一千九百一十九年

16. 年度要旨の計上——たゞ一千九百一十九年

17. 年度要旨の計上——たゞ一千九百一十九年

18. 年度要旨の計上

19. 病室看護の輸送

20. 病室看護の輸送

21. 病室看護の輸送

22. 病室看護の輸送

23. 病室看護の輸送

24. 病室看護の輸送

國立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

(二) 痞附の研究
(三) 治療の研究
　　(1) 草薙力研究
　　(2) 出會的經濟的、研究
　　(3) 結核微防護範域區の設定
　　(4) 療養所運営の研究
六、预防・診断・治療指針の作成
三、講習

一
行
政
院
律

- (B) 地方 (III) 都道府県の単位担当技官は管内保健課所開催
職員の講習を実施する。

(C) 保健所の結核専任技官は担当区域内の結核病院

卷之二

B)

- (12) 石職員乍各鶴道府縣所医療養所医師書護場
講習之實施手令
山商旅達所市町村等の結核預防團係員の講習セ
実施する
○開業医の講習—医師会等の実施セ一め可講師半
中六月リモ試験手令

正經破壞所至之甚及宣導

(三) 指導與訓練

- 一、結核豫防事業團体の強化志向
(1) 結核豫防會の運営強化
(2) 其の地豫防團体の強化志向
(3) 結核豫防婦人會の形成

1. 組織

中 地 方 政 令 會

府 庫 草 位 に 下 部
市町村に支部

2. 目的

結核豫防の思想普及と実踐
結核世話を員會の活動強化

二、學校教育による豫防思想の普及及徹底

文部省と連絡結核に関する事項の教科書中に導入を図り
一子誕生、生徒を通じ家庭への思想普及を図る。而上級生
は結核豫防宣傳書、指導書とする

「BCG接種の歴史と發展

一、對象

主として放へ年八才から三十才の青少年

二、BCG製造

必要に応じて製造所の増設を図る(現在十ヶ所)

三、結核豫防法の改正

社 會 局 所 管 事 項

- 「 民生委員の運營指導に關する件
- 「 日本社會事業學校經營に關する件
- 「 社會事業法に基く補助に關する件
- 「 優後護者の保護のための施設に關する件
- 「 生活保護法の施行に關する件
- 「 災害救助法（假稱）制定に關する件
- 「 ドイツ人の生活援護に關する件
- 「 轉落婦人保護に關する件
- 「 同和事業に關する件
- 「 中途失明者保護に關する件
- 「 生活協同組合に關する件
- 「 救濟用物資に關する件
- 「 ララ救援物資に關する件

厚 生 省

「民生委員の運営指導に附する件

昨年十月一日民生委員令實施とともに現在全國において十二万四千名の新民生委員が委嘱されたのであるが、これら、國の社會行政の地方における末端機関たる民生委員の職務は眞に重要なものがあるので國としてもその運営指導には恰ほの意を用いている。

特に民生委員の本質的性質に鑑み精神的、技術的方面の指導に意を注いでいる。

尚二十二年度においては指導費として金一七八八〇〇圓を計上している。

「日本社會事業學校運営に附する件

本校は社會事業從事者及び將來社會事業に従事せんと希望する者の再教育並びに養成を目的として昨年十月設立せられ厚生省よりその運営の全額を交付して財團法人日本社會事業協會に對し委託經營せしめている。尚現在文部省に對し専門學校として認可申請中であり近く認可される見込である。

本校は本科（年限三年、定員五〇名）、研究科（年限一年、定員五〇名）、講習科（全國を以プロツクに分ち實施、一ヶ所の講習期同十日間、定員五〇名）の三科である。

現在の假校舎は東京都新宿區原町三ノ八六に在る。
昭和二十二年度においては之に要する経費として金九五六〇〇〇圓を計上している。

「社會事業法に基く補助に附する件

從來社會事業法に基いて設置されていた私設の社會事業團體又

は施設に對しては同法第十一條に過ぎ國庫から補助金を支出してその事業の助成を圖つていたのであるが、昭和二十一年二月二十七日聯合軍總司令部からの日本政府に對する覺書「政府の私設社會事業團體に對する補助に關する件」により國人は公共團體は私設の社會事業團體又は施設に對しては補助することが出來ないことになつたのである。その後本件に關して聯合軍總司令に對し要次に亘り折衝の結果國人は公共團體か特定の事業又は事務を私設社會事業團體又は施設に委託しそれに對する經費を當該團體又は施設に交付することは差支えないことに了解を得たので石において貿易中である。

昭和二十一年度においては前年度同様委託事業費算定として金七五萬圓を計上している。

軍事保護院

一 妥拔護者の保護のための施設に關する事項

妥拔護者の保護のための施設の設置に關してはさきに實施の生活困窮者緊急生活保護事業（五）（四九三、四九五）並に生活保護法（八三、五八三、四二四）に於て天々算定を計上し各都道府縣に設置せしめたのであるが一部は資本その他の關係により未完成のため、これが經費を昭和二十一年度に繰越し本事業の實施に道筋なきを期している。

同種經費は左の通り

緊急生活保護事業

一一四二二マ一八一

生活保護法

八三、五八三、四二四

一 生活保護法の施行に關する事項

生活保護法の施行に關しては國內の現状に即應した保護をなす

べく該軍刀中でめる。

一 灰吉取扱法（假信）調定に關する事項

柳吉平取扱司令より輸入の次第もゆり灰吉取扱に關する事項
件を制定すべく日下平議中なり。

一 ドイツ人の生活取扱に關する事

ドイツ人にして日本に居住し、或並山城久ねへの他の内國的無
能のため此を付ける者に當し、日本政府に於て其の
上にを飯政すべき旨の柳吉平取扱司令より官廳取扱局知見書一九
四五年一二月一九日「柳吉平ノ取扱タリシ事ノ取扱ニ因
スル」改めて外文書を以て「一ノトドイツ人に元ドイツ海軍
水兵の出勤者の生活取扱を其上に於て行かじとなり却
二十ニ十二月よりにて更に付し外つたが、本ノ段においても付
る。

軍事保護院

さ支那例の生活費として、一人平均六七一圓を見込み
にて二〇〇圓を基上し生活取扱を實現中である。

一 勤務知人公報に關する事

国民生活の窮屈化既成り、正治生相から轉ばする婦人の誕生を
見つゝあるので、叶地度に於て婦人子生公報紙である婦人
家を六大部分所長即付職及各河川において官報十六ヶ所を設置
した。

本ノ度に於ては之が報公報紙する事相の一ノヘニ國を以
上し婦人公報に於いて生活調査、保育、婦人問題、婦人教育等の
問題を講しつゝある。

西洋上級政治家である筆の叙述は、各別に等につれて、次に考究の要がある。

一
同
行
卷
之
三
上

ケ年頃には既に二十歳をもつて一に終了することとなつたが、ト拍風の勢いを失ひかねぬまま、結婚する間もなく、妻の死を嘆き、心を病んでいた。

卷之三

相手を放ける事の出来ず、矢羽の意地の悪さが反響した。矢羽は
心に熱いの喜び、火を燃かすの熱誠、人をもてなすの熱意を十分
に發揮してゐる。

卷之三

何謂「組合を成立するもの」かは増加の範囲をもるが、これらの
組合「に組む組合」は組合組合が率半数し合ふしつゝあるも
ので、公部組合は組合員と並んで且つ生産者等は小農大口を公部と
して並んでせられたものと並んでせざるものがある。それで生産の側
組合の生産なる公部を組織するには、公部の生産が云めりぐれ
せらるゝ取扱經營の生産の問題の一端として取小農大口と
の問題は、公部組合との關係、二公部に組合の既成の各々の組

軍事佈置院

つて日下調查防元守でゆる。

一 板濟局板鏡に調する事項

船鏡以外年が過出しため旗津の五日入丁丑賀請を島倉年板高内官印の預金はさ生田山から西移行として年々人連寄松興して不たか本年改ににおいても三日山から着及び六日共善の笠置に通なきを知するので之を人謀れ二百八十九千人に對する教訓としてか十人に因す山高の御用を頒發すべく御令年坂向馬首筋の取引を行て日下御工事に拘し云ふ事でゆる。

一 クラ凱旋物資に關する事項

アメリカに赴ける正職員の公事箇所

For Seller in Asia.

Licensed Agencies

軍事保護院

を受けてゐるラムゼー商会、五社、松原、新嘉坡等にて、十月第一回入港以來六月五月三日始て加入港までその間計二・九〇〇電で毎回板鏡の合意の定めに従事航行並開港並行の御用を執りしてくるに依るに依るに、新嘉坡を過じて新嘉坡を過ぎし所々以てておいていらかせても内々くとも五〇〇電は開港される上迄で、よりての御用とともに、内々くとも五〇〇電分九を駆逐し不正競争、競争した不正競争の懲罰を科し、云々の如きの點れつこめ以て青嶋商社の奸惡に趣へるべく努力出でゆる。

兒童局所管事項

- 一 兒童福祉法案に關する件
- 一 浮浪兒、孤兒、不良兒等の要保護兒童の保護に關する件
- 一 母子保健に關する件

軍事保護院

一 児童福祉法案に關する件

現下の社會状勢下においては、兒童の福祉を一段と増進することは、喫緊の要務でありこれが施策としては現行兒童保護單行法規を一元化するとともに更に擴充した總合法規を作成する要があるのに鑑み、政府はこれが具体策について、昨年十二月中央社會事業委員會に諮詢し本年一月二十五日兒童福祉法案要綱の答申を得たのである。

政府はこれに基いて去る第九十二帝國議會に提出すべく「兒童福祉法案」を準備したのであるが、會期等の都合により提出されるに至らなかつたが、更にその内容に研究検討を加へ今次の國會に提出すべく準備中である。

軍事保護院

一 浮浪兒、孤兒、不良兒等の要保護兒童保護に關する件

現下極めて困難な社會状勢のため浮浪兒、孤兒、不良少年等不幸な兒童が少くないので、從來存する少年教護法による少年教護院（全國を通じ五〇ヶ所）の他に六大都市所在都府縣及び福岡縣の主要府縣に重點を置いて浮浪兒保護施設の整備等につとめて來たのであるが、更にこの保護の根本的措置を講ずる必要があるので、この種兒童保護に必要な各種機關及び各種施設の整備等必要な施策を、今次國會に提案準備を急いでゐる「兒童福祉法案」に含ませることとしてゐる。

一 母子の保健に關する件

(1) 妊產婦の保健衛生に關する事項

昭和十七年度より妊娠婦手帳規程（昭和十七年七月十三日厚生省令第三十五號）により妊娠婦の届出をなさしめ、妊娠婦手帳を交付し醫師又は助産婦につき診察及保健指導を受けしめると共に必需品の確保其の他特別の保護を行いつつあり。

(四) 死産の届出制に関する事項

一九四六年三月十四日連合軍最高司令部より帝國政府宛「人口動態統計整備案に關する件」他三回の指令に基き母子保健の向上を圖り死産の實情を明かにする目的を以て同年九月三十日厚生省令第四十二號死産の届出に關する規程を公布十月一日より施行せり。

(五) 乳幼兒及未就學兒童の保健衛生に關する事項

昭和十四年度以降全國乳幼兒の診査指導を實施し來りたるも更に十七年度より國民体力法（昭和十五年四月八日法律第一〇五號）の規定に基き之が義務的体力検査を行い必需栄養品の確保其の他特別の保護育成を加え我國乳幼兒死亡の減少に寄與をなした。誠るに國家財政上二十一年度より本件豫算は計上されないが、現下の乳幼兒保健の重要性に鑑み各都道府縣を督勵し、恩賜財團母子愛育會等と協力これが實施を圖りつつあり。

児童福祉法案

(昭和二十二年二月三日)

すべて児童は、心身ともに健やかに育成されるために必要な生活を保障され、その資質及び環境に應じて、ひとしく教育をほどこされ、愛護されなければならない。すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生れ、且つ、育成されるように努めなければならない。

すべて児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負い、必要があるときは、國が保護者に代つて

その責任を負う。

國及び公共團體は、保護者の責任遂行を積極的に助長し、そのさまたげとなる因子を排除するように努めなければならない。

これは児童福祉の原理であり、この原理は、すべて児童に關する法律の施行にあたつて常に尊重されなければならない。

第一章 総則

第一節 通則

第一條 この法律において児童とは、十八歳に満たない者を、乳兒とは一歳に満たない者を、幼兒とは一歳以上

上國民學校（學校教育法施行後は小學校）就學の始期に達するまでの者をいう。

第二條 この法律において妊娠婦とは、第十八條の規定により妊娠の届出をした女子及び出産後一年以内の女子をいう。

第三條 この法律において保護者とは、親権者、親権者がないときは、後見人又は後見人の職務をおこなう者をいう。

第二節 児童福祉委員會

第四條 次の各號の事項を調査審議するため、児童福
祉委員會を置く。

一 児童福祉の原理を具現するため必要な事項

二 この法律その他の法令の規定で児童福祉委員會の權限とされた事項

三 児童福祉に關する關係の連絡調整に關する事項

四 その他児童福祉に關し必要な事項

児童福祉委員會は、児童福祉に關し行政機關の諮詢に答える

又は意見を具申することができる。

第五條 児童福祉委員會は、中央児童福祉委員會及び

地方児童福祉委員會とする。

児童福祉委員會に關しては、この法律で定めるもの
外、勅令でこれを定める。

第六節 兒童委員

第六條 次の各號の事務に從事させるため、児童委員

を置く。

一 児童の健康の増進又は文化の向上に關する事項

二 妊産婦の保健に關する事項

三 第三十五條第一項各號の一に該當する児童の養育、

教育又は教諭に關する事項

四 その他妊娠及び児童の福祉に關する事項

五 児童委員は、社會事業、醫療、教育又は宗教

關係者、その他適當な者のうちよりこれを委嘱する。

前項の規定による委員の外、民生委員令による民生委員は児童委員とする。

第八條 児童委員は、その職務の執行について都道府

縣又は、特別市の長（児童相談所長、養育院長、療育院

長）は教諭院長が第三十八條の規定により第二十五條第

一項第七號の規定による權限を委任されたときは、児童

相談所長、養育院長、療育院長又は教諭院長）の指揮監

督を受ける。

市區町村長は、児童委員に對して、その職務の執行に

ついて必要な指示をすることができる。

第九條 児童委員は、これを名譽職又は有給とする。

第十條 児童委員に關しては、この法律で定めるもの

の外、勅令でこれを定める。

第十一條 児童相談所は、命令の定めるところにより、

職員を養成する。

前項の規定による養成のため、勅令の定めるところによ

り、職員養成所を設置することができる。

前項の規定による職員養成所は、事情により、命令の

定めるところにより、適當な施設にこれを設置すること

ができる。

第二章 健康及び文化

第一節 通則

第十六條 國及び公共團體は、児童及び妊娠婦に對し、
その健康保持のために必要な最低限度の策を與え、保
健施設及び文化施設を利用することができる機会を提供

すなどに努めなければならない。

第十七條 公の機關及び物資配給業者は、前條の規定に
よる目的を達成するよう措置しなければならない。

厚生大臣は、前條の規定による目的を達成するため必
要があると認めるときは、中央児童福祉委員會の意見を
聞き、勅令の定める公益法人に對し、児童及び妊娠婦の
必需物資の生産及び配給をおこなわせることができる。

前項の規定による生産及び配給は、勅令の定めるとこ
ろにより、厚生大臣の指示に従いこれをしなければなら
ない。

第二節 妊産婦

第十八條 妊娠した女子は、勅令の定めるところによ
り、都道府縣又は特別市の長に妊娠の届出をしなければ
ならない。

第十九條 妊娠婦は、命令の定めるところにより、無償
で健診を受けることができる。

第二十條 都道府縣又は特別市の長は、第十八條の規定

による届出をする女子に對して、妊娠婦手帳を交付する。
前條の規定により、妊娠婦の健康診査をした者は、命
令の定めるところにより、妊娠婦手帳に妊娠婦の保健指
導に必要な手帳を記載しなければならない。

妊娠婦手帳は、行政廳の定めるところにより、妊娠育
児に必要な物資の配給その他の妊娠婦及び乳兒の保護のた
め必要があるときにこれを使用する。

前項の規定の外、妊娠婦手帳に關しては、命令でど
れを定める。

第二十一條 公共團體又は私人で妊娠婦を收容して出産及
びその前後の療養をさせる施設（以下「產院」という）を設
置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を
受けようとするものは、命令の定めるところにより、行
政廳の認可を受けなければならぬ。

厚生大臣は、中央児童福祉委員會の意見を開き、都道
府縣又は特別市に對し、都道府縣の長は、地方児童福祉
委員會の意見を聞き、市町村に對し、產院の設置を命令す
ることができる。

前項の規定により、厚生大臣の指示に従いこれをしなければ
ならない。

第三節 児童

第二十二條 公共團體又は私人で、乳兒を收容して晝夜間
を通じ、これを保育する施設（以下「乳兒院」という）を設

により、児童相談所を設置しなければならない。

第十一條 児童相談所は、次の各號の全部又は一部の事
業をおこなう。

一 児童の健康増進及び文化向上の指導に關する事項

二 妊産婦の保健指掌に關する事項

三 第三十三條各號の規定による児童の體別に關する事
項

四 その他妊娠婦及び児童の福祉に關する事項

五 児童相談所には児童相談所を附設する。

六 妊産婦の保健指掌に關する事項

七 第三十三條各號の規定による児童の體別に關する事
項

八 その他妊娠婦及び児童の福祉に關する事項

九 児童相談所は、命令の定めるところにより、學校、養
育院、療育院、教諭院その他適當と認める施設にこれを
附設することができる。

十 妊産婦の保健指掌に關しては、この法律に定めるも
のの外、勅令でこれを定める。

十一 児童相談所は、命令の定めるところにより、

職員を養成する。

前項の規定による養成のため、勅令の定めるところによ
り、職員養成所を設置することができる。

前項の規定による職員養成所は、事情により、命令の

定めるところにより、適當な施設にこれを設置すること

ができる。

置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

乳兒院は、施設にこれを附設することができる。
前條第一項及び第三項の規定は乳兒院についてこれを準用する。

第二十三條 乳兒院は、乳兒の保護者が、その乳兒の收容を願い出るとき、又は第三十五條第一項第六號の規定による保護を受けた乳兒があるとき、その乳兒の收容をこばむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りでない。

第二十四條 公共團體又は私人で、學校教育法の規定による養護學校にも就學することができない虚弱児を收容して、その心身とともに健やかにする施設（以下健兒院といふ）を設置し、第五十一條ないし、第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

第二十一條 第二項及び第三項の規定は、健兒院についてこれを準用する。

第二十五條 健兒院は、虚弱児の保護者が、その虚弱児の收容を願い出るとき、その虚弱児の收容をこばむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りでない。

第二十六條 健兒院においては、命令の定めるところによ

り、學校教育法の規定による學校教育に準ずる教育を受けようとする者は、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

前條の規定による教育を終了した者と認定することができる。

第二十七條 公共團體又は私人で、乳兒又は幼兒の保護者の委託を受けて、その委託する時間中、乳兒又は幼兒を保育する施設（以下保育所といふ）を設置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、行政廳の認可を受けなければならない。

第二十一條第一項及び第三項の規定は、保育所についてこれを準用する。

第二十八條 保育所は、乳兒又は幼兒の保護者が、その乳兒又は幼兒の委託を願い出るときこれをこばむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りでない。

保育所は、乳兒又は幼兒以外の兒童の保護者が、その兒童を保育所に委託することを願い出るとき、その委託を受けることができる。

第二十九條 保育所には、保母を置く外なるべく醫師、歯科醫師又は保健婦を置く。

前項の保母の任用條件、教養施設その他の事項に關しては、勅令でこれを定める。

第三十條 公共團體又は私人で兒童の健康を増進し、又はその文化を向上させる兒童遊園、觀賞施設その他の施設（以下健康文化施設といふ）を設置し、第五十一條な

いし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、行政廳の認可を受けなければならない。

第二十一條第二項及び第三項の規定は、健康文化施設についてこれを準用する。

第三十一條 何人も次の各號の一に該當する業務又は行為をしてはならない。

一心身の正常でない兒童を観覽に供する行為

二、兒童にこじき又は淫行をさせる行為

三、兒童を用いてこじきをする業務

四、公衆の娛樂を目的として、十四歳に満たない兒童にかかるわざ又は曲題をさせる業務

五、戸口について又は道路で、十四歳に満たない兒童に歌謡、遊戯その他の演技をさせる業務

六、十四歳に満たない兒童に、恐者、女給その他酒間の世話をさせる業務

七、兒童に、前各號の規定による業務又は行為をさせるために、兒童を他の監護に移す行為

八、兒童の新規増進を目的とせず、その他の目的のみのために、兒童をあすかり又は養う行為

九、その他兒童の福祉を阻害し又は阻害するおそれがある業務又は行為であつて、中央児童福祉委員會の意見を聞き、厚生大臣が定めるもの

前項の規定の外、都道府縣又は特別市の長は、地方兒

二、前條第一號に該當するもの

第三章 保護

第三十二條 次の各號の一に該當する兒童を認めた者は、命令の定めるところにより、これを第十一條第三項の規定による事業を行ふ兒童相談所に通告しなければならない。

命の定めるところにより、これを第十一條第三項の規定による事業を行ふ兒童相談所に通告しなければならない。

精神的欠陥又は身体的著しい機能障害により、正常の生活を営むことができないもの

二 不良行為をし、又は不良行為をするおそれがあるもの

三、前二號に該當するものの外、保護者又は親に監護する者（以下保護責任者といふ）のないもの又は保護責任者の監護の適當でないもの

規定による通告のあつたとき又は治療各號の一に該當する兒童を発見したとき、兒童を識別して次の各號の一に分類しなければならない。

一、學校教育法の規定により、就學することができないもの

二、前條第一號に該當するもの

第三十七條 第三十五條第一項第三號ないし第八號の規定による保護は、必要があるときは、第八條の規定にかかるず、兒童が二十歳に至るまで（第三十二條第一號の規定による兒童については、勅令の定める期間の滿了するまで）その保護を繼續することができる。

第三十八條 都道府縣又は特別市長は、第三十五條第一項第一號ないし第七號の規定による保護をし又は第三十五條第二項の規定により、これを取り消し、もしくは變更する権限の全部又は一部を、命令の定めるところにより、兒童相談所長、教育院長、療育院長に委任することができる。

第三十九條 第三十三條第一號又は第六號に該當する兒童を、少年法第三十條の規定による處置もしくは少年審判所の審判の開始に至るまで、又は第三十三條第二號、第四號もしくは第五號に該當する兒童を第三十五條第一項の規定による保護の決定に至るまで、第三十三條に該當する兒童を、少年法第三十條の規定による處置もしくは少年審判所の審判の開始に至るまで、又は第三十三條第二號、第四號もしくは第五號に該當する兒童を、少年法第三十條の規定による處置もしくは少年審判所の審判の開始に至るまで、第三十三條第一號の一つの規定により、一時保護所を設置しなければならない。

第四十條 兒童相談所長は、第三十三條第一號の一つの規定により、一時保護所を設置しなければならない。

- 三 少年審判所の審判に付することを適當と認めるもの
- 四 前條第一號に該當する兒童で、前號に該當しないものの
- 五 前三號に該當しない兒童で、第三十五條の規定による保護を必要とするもの
- 六 第三十五條の規定による保護を必要としないもの
- 七 第三十四條 前條の規定による兒童相談所の長は、前條第一號に該當する兒童を、その兒童の居住する市町村の市町村長に、前條第三號に該當する兒童を少年審判所に通告し、前條第二號、第四號又は第五號に該當する兒童の鑑別の結果を都道府縣又は特別市長に報告しなければならない。
- 八 第三十五條 都道府縣又は特別市の長は、前條の報告のあつたとき、兒童相談所長の鑑別にもとづき、兒童に對して、次の各號の一の保護を又はこれをあわせてすることができる。
- 九 一、兒童に訓戒を加え、又は改心の誓約書を提出させること。このときは、なるべく保護責任者もしくは附添人を立ち合わせ、又は保護責任者に誓約書に連署させること。
- 十 二、兒童の保護責任者に訓戒を加え、又は兒童保護改善の誓約書を提出させること。
- 十一 三、兒童を條件をつけて保護責任者にわたすこと

- 十二 四、兒童の保護責任者が保護者でないときは、兒童を保護者にわたすこと
- 十三 五、兒童を里親、親族等の家庭、寺院、教會その他適當なものに委託すること
- 十四 六、乳兒院もしくは養育院に兒童を收容し、兒童の收容を委託し、又は命令の定めるところにより、療育院もしくは教護院に兒童を送ること
- 十五 七、兒童又は保護責任者を兒童委員に指導させること
- 十六 八、前項第四號ないし第八號の規定による保護は、必要がより少年審判所に通告し又は前各號の保護をするのみでたると認めるときは、この限りでないこと
- 十七 九、前項第四號ないし第八號の規定による保護は、必要があるときは、いつでもこれを取り消し又は變更することができる。
- 十八 十、前項第四號ないし第八號の規定による保護について必要な命令をすること。但し、前條の規定により少子家庭のため、第三十三條第二號ないし第五號に該當する兒童があるときは、命令の定めること
- 十九 十一、兒童に對して前條第一項第四號ないし第六號の規定による保護をするときは、その保護責任者の意見を聞いて、これをあこない、その意見に反して保護するときは、地方兒童福祉委員會の意見を聞かなければならぬ。

い、命令の定めることにより、一時保護所の他適當な施設において、又は適當な者に委託して、これを一時保護することができる。

前項の規定による一時保護は、いつでもこれを取り消し又は變更することができる。一時保護について必要な事項は、この法律で定めるもの以外、命令でこれを定める。

第四十一條 公共團體又は私人で、第三十三條第五號に該當する兒童を收容して、これを養育する施設（以下養育院といふ）を設置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

第二十一條第二項及び第三項の規定は、養育院についてこれを準用する。

第四十二條 都道府縣又は特別市の長は、第三十二條第三號に該當する兒童を教育することを委託する私人であつて、地方兒童福祉委員會の意見を聞き、適當と認めるものを里親として、命令の定めることにより、これを登録しなければならない。

第四十三條 國は、第三十三條第二號に該當する兒童を收容して、これを療育する施設（以下療育院といふ）を、及び第三十三條第四號に該當する兒童を收容して、これを教護する施設（以下教護院といふ）をそれだけ必要な

場所に設置する。

第二十一条第三項の規定は、療育院及び教護院について、これを準用する。

第四十四条 療育院は、第三十五條第一項第六號の規定により、療育院に送られた児童の、療育院は、第三十五條第一項第六號の規定により、療育院に送られた児童の、又は保護責任者より教養の願出のある児童の、教護院は、第三十五條第一項第六號の規定により、又は民法第八百八十二条の規定により、教護院に送られた児童の、教養をこぼむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りではない。

第四十五条 乳兒院長、養育院長又は教護院長は、勅令の定めるとおり、收容した児童に對して親権をおこなう。但し、児童に親権者又は後見人があり、且つ、その監護が適當であると認めるときの児童の財産の管理については、この限りでない。

第四十六条 第二十六條の規定は、療育院及び教護院についてこれを準用する。第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けた者又はその保護責任者より、教護院に送られた児童の、教護院に送られた児童の、又は民法第八百八十二条の規定により、教護院に送られた児童の、教養をこぼむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りではない。

する費用

一 前條の規定により、公共團體又は私人の負担する費用（但し、設備費を除く）

第五十二条 國庫は、第五十條の規定により、公共團體又は私人の負担する費用のうち、設備費に對して、勅令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

第五十三條 都道府縣又は特別市は、第五十一條第二號の規定による費用に對しては、その十分の一ないし四分の一を、前條の規定による費用に對しては、その四分の一を、勅令の定めるところにより、補助しなければならない。

第五十四條 第四十九條又は第五十條の規定により、次の各號の一の費用を負担する者は、勅令の定めるところにより、その費用の全部又は一部を、児童もしくは事後補導施設に收容される者又はその保護責任者より、徵収することができる。

一 第三十五條第一項第五號又は第六號の規定による委託に要する費用

二 第四十條の規定による一時保護に要する費用

三 施院、乳兒院、健兒院、保育所、養育院、療育院、教護院又は事後補導施設に收容した者に要する費用

前項の規定による費用の徵収は、児童もしくは、事後

可を受けなければならない。

第二十二條第二項及び第三項の規定は事後補導施設について、これを準用する。

第四十八條 中央兒童福祉委員會及び妊娠婦手帳に要する費用は、國庫の負担とする。

第四十九條 地方兒童福利委員會、兒童委員、第三十五條の規定による保護、第四十條の規定による一時保護及び第四十二條の規定による登録に要する費用は、勅令の定めるところにより、都道府縣又は特別市が、これを負担する。

第五十条 第十五條第一項の規定による養成に要する費用は、國庫の負担とする。

第五十一條 國庫は、次の費用に對して、勅令の定めるところにより、その十分の五ないし十分の八を補助する。

一 第五十條の規定により、都道府縣又は特別市が負担する。

二 第五十條第一項の規定による費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅徵收法の例により處分することができる。

第四章 費用

第五十五条 この法律又は、この法律にもとづく命令により、行政廳の認可を受けた者が、この法律、この法律にもとづく命令又はこれにもとづいてする處分に違反するときは、行政廳はその認可を取り消すことができる。

第五十六条 次の各號に掲げる土地建物に對しては、租税その他の公課を課すことができない。但し、有料でこれを使用せる者に對してはこの限りでない。

一 主として、この法律による施院、乳兒院、健兒院、保育所、健康文化施設、養育院又は事後補導施設のために用いる土

第五章 雜則

補導施設に收容される者又はその保護者の居住地又は財產所在地の都道府縣又は特別市の長又は市町村長に、これを嘱託することができる。

第一項の規定により徵収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅徵收法の例により處分することができる。

第五十五条 この法律又は、この法律にもとづく命令により、行政廳の認可を受けた者が、この法律、この法律にもとづく命令又はこれにもとづいてする處分に違反するときは、行政廳はその認可を取り消すことができる。

第五十六条 次の各號に掲げる土地建物に對しては、租税その他の公課を課すことができない。但し、有料でこれを使用せる者に對してはこの限りでない。

一 主として、この法律による施院、乳兒院、健兒院、保育所、健康文化施設、養育院又は事後補導施設のために用いる土

る者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

児童を使用する者は、児童の年令を知らないことを理由として、前項の規定による處罰を免れることができない。但し、過失のないときはこの限りでない。

第三十一條第一項又は第二項の規定に違反する行爲をした者が、事業主のためにした者であるときは、その者を罰する外、事業主に対して第一項の規定による罰金刑を科する。但し、事業主又は事業の經營者が違反の防止に必要な措置をしたときは、この限りでない。

事業主義は事業の經營者が、違反の計畫を知り、その防止に必要な措置を講じなかつたとき、もしくは違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときに、事業主又は事業の經營者も行為をして處罰する。

第五十八條 次の各號の一に該當する者が、理由なくその職務上取り扱つたことについて知得した人の秘密を漏したときは、これを六月以下の懲役、又は五千圓以下の罰金に處する。

一 中央児童福祉委員會又は地方児童福祉委員會の委員又は委員であつた者
二 児童委員又は兒童委員であつた者
三 兒童相談所、乳兒院、一時保護所、養育院、療育

院、又は教護院において児童の保護その他の事務に從事し又は從事した者

四、姦淫婦の健康診査に從事し又は從事した者
五、その他この法律施行に從事し又は從事した公務員又は公務員であつた者

第六十九條 この法律のうち町村に關する規定は、町村制を施行しない地においては町村に準するものに、町村長の前項の罪は、告訴を待つてこれを論ずる。

第七十条 この法律施行の際、現にある國立少年教護院及び都道府縣立少年教護院は、この法律により、設置する。

第六十二條 この法律施行の際、現にある國立少年教護院とみなし、その在院者は、これを第四十四條の規定により教護院に收容された兒童とみなす。

附 則

第六十條 この法律を施行する期日は勅令でこれを定める。

第六十一條 児童虐待防止法及び少年教護法は、これを廢する。

第六十二條 この法律施行の際、現にある國立少年教護院及び都道府縣立少年教護院は、この法律により、設置する。

勞政局所管事項

(昭二二、五)

- 一、中央労働委員會委員の改選に關する件
- 一、労働組合法改正に關する件
- 一、労働問題の啓蒙宣傳に關する件
- 一、労働教育諮詢委員會の設置に關する件
- 一、労働行政關係職員の教育訓練に關する件
- 一、内外労働事情の調査に關する件

一、中央労働委員會委員の改選に關する件

中央労働委員會委員の任期は去る二月末日を以て滿了してゐる、次期委員については既に労働者代表及び使用者代表の委員候補者の決定を見、第三者委員候補者についても労資双方の同意を得たのであるが、中央公職選否審査委員會の審査が完了しない爲、未だ正式委嘱に到つてゐない。速に委嘱出来るよう目下關係方面と連絡中である。

一、労働組合法改正に關する件

昭和二十年十二月二十一日法律第五十一號を以て制定され翌年三月一日より施行された労働組合法は、連合國最高司令部に招聘された労働諮詢委員會の勧告もあり、より健全な労働組合運動の運営のために同法中に改正すべき點があると言ふ見地から、廣く輿論に問ひ、目下その改正について準備を取進めてゐる。

二、労働問題の啓蒙宣傳に關する件

労働組合の健全なる發展を圖るため、廣く国民各層に正確公正な情報を提供し、労働に関する知識を向上せしめると共に政府施策の徳風を期するため、週刊労働、労働叢書、しきりの發行、ポスター及壁新聞の掲示、各都道府縣廳内に労働文庫を設置せしめる等の措置を積極的に講じてゐる。

大 護院

三、労働教育諮詢委員會の設置に關する件

労働に關する教育の普及及促進を圖ることは、素要であるので、労働教育に對する政府の施東方針について、民間關係者の意見を充分に聽いて、これを民主的に決定するため、労働教育諮詢委員會設置要綱を定め、この設置について目下準備中である。

四、労働行政關係取扱員の教養訓練に關する件

労働行政の適確な遂行を圖るため、現職の職員及新規採用職員二〇〇〇名に對し昭和二十三年二月迄にはその教育を終了すべく目下實施中である。

五、内外労働事情の調査に關する件

労働施策の圓滑なる遂行を圖るため、これか資料の提供を目的として、國內各新聞紙及雑誌より労働に關する事項を摘録し、附説月報を作製して労働行政關係職員に配付してゐるの外、G.H.Q.及其他關係方面からの好意による資料を得て既に「アメリカに於ける労働協約の實際」及「民主的労働組合主義とアメリカの労働組合規約」、「ソ連の労働學術」等を發行した外、目下「諸外國に於ける労働者に對する利潤分配」の依託調査を行つており、今後G.H.Q.その他連合軍當局その他より資料を得て、各國の労働事情について調査研究を取進めの計畫である。

- 一、会計実率法の施行について
- 二、労保被石等に係る事について
- 三、給與審議会について
- 四、支拂用物登記について
- 五、労動省政の報告における年次統計概解の摘要について
- 六、軍事保護院
- 七、労保監査の開設準備について
- 八、労保監査の開設準備について
- 九、報知調査として、労動省監査官を以てして行なせしものであるが、これがため、去る五月二日より監査及び合併監査を毎月実施して月次報告の採用、是れの監査等に當りつゝある。
- 十、監査官は、本法施行と同時に開設する所定である。
- 十一、給與審議会について

三月末以來第一反對二下委員會を以て、當に月半一號方針及給與等、徵定計劃につき研究中のところ、去る九月二十日復次を得たので之を是の言談會に諮る要あるも、目下司會考査機関と委員會決定をこつきの詮解を承りて居る。

(ii) 論議の如く以ての不一回會に於いて日本側の懇親に付し傍を生した爲學術會として開催中であるが、所の争心となつた二名の政黨代表中大委員会會事散に吹き自此能ものまゝ現在に及んでゐる。

結果は政會代表の内、委員會元の一員に有委員會開道を改める要がある。

一 給與及業について

三月七日兩マラクア、モルタル等を契約とする貿易及資金に關する規制、開港に於ける税、利子等に於て研究中である。

軍事保護院

一 給與及業について

地方外洋大業等の内、に據り此本局直下で行つて来た分務用機械船等を修繕することを了つたもの、之の同該課に於いて目下追加修理要求中である。

、労働省設置の法令における分離統計機関の事例について、
現在の分離統計については電通総合計局に於て一般的本的
統計調査を入専門的技術的統計調査は労働統計課で行ふ外労政
局、労動基準局、職業安定局の合せて人々行つてゐるが、分離
統計組織の発展と共に一は労働省設置の場合は基本的統計
事項として考慮されねばならぬので以下當該に於ては在の方
面統計課を擴充強化したる方面統計調査局の改組に付する所管
事項並に隊員の指名に付いて半官半であつて、統計機関等の命
令科は別紙の通りである。

同總理統計局よりの分離統計の移管については未だ具体未
決定せず同上所付添において併記中である。

軍事保護院

職業安定局所管事項

- 一、職業安定法の制定に関する件
- 一、公共職業安定所に関する件
- 一、公共事業実施に関する件
- 一、失業の現況に関する件
- 一、重要産業労務の斡旋充足に関する件
- 一、進陟軍労務充足に関する件
- 一、一般職業紹介成績に関する件
- 一、職業補導施設に関する件
- 一、中央職業紹介委員会に関する件
- 一、中央失業対策委員会に関する件
- 一、関係團体に関する件
- 一、職業行政関係職員の研修制度強化拡充に関する件

厚生省

職業安定法の制定に関する件

現下の職場に即應し職業紹介事業その他就職事業の圓滑なる運営を圖るため現行職業紹介法はこれを廢止し折に職業安定法の制定を来る特別國會に提案すべくこれの草稿を進めつゝあり。

職業安定法草案

第一章　総則

(昭三、五、九)
職業安定局

(法律の目的)

第一條　この法律は、國家にとつて尊重される労働力が、最も有效地に發揮されるよう、各人に、その有する能力に適當する職業に就く機会を手へることにより、職業の安定を計り、産業の興隆に寄与することを目的とする。

(職業選擇の自由)

第二條　何人も、公共の福祉に反しない限り、自由に且つ希望して、

その有する能力に、最も適當する職業を選択する権利を有げん。

(就業強要の禁止)

第三條　何人も、その意に反する職業に就くことを強要されない。

(均等待遇)

第四條　何人も、職業に就く場合、人種、国籍、性別、宗教、信條、社会的身分、從前の職業又は労働組合の組合員たること若しくはその組合活動的理由として、いかなる差別的な取扱いも受けない。

(労働力の配置)

第五條　政府は、労働市場の必要に基いて、労働力が適正に配置されるよう

努力なければならぬ。

(事業及び施設による雇傭安定)

第六條 政府は、失業者に対し、その雇傭の一時的安定を計るために必要なときは、事業及び施設を興し、これを能う限り多數の失業者を使用するよう努めなければならぬ。

(事業又は行旅の制限)

第七條 何人も、この法律の定めるところによらなければ、職業紹介事業、労働者の募集及び労働者供給事業を、行ふことができない。

第二章 公共職業安定所

(公共職業安定所)

第八條 政府は、職業紹介、職業指導、職業補導その他の方法を用ひて、公共職業安定所の運営に関する事務を掌ら——めることために、無料で公共に奉仕するための職業安定所を設置する。

公共職業安定所は、主務大臣の管理に属する。

公共職業安定所の位置、名稱、管轄区域、事務取扱の範囲及び職業安定所の他公共職業安定所について必要な事項は、政令でこれを定める。

(公共職業安定所の利用促進)

第九條 政府は、公共職業安定所について能う限り多數の者が、自由に上記希望してこれを利用するよう、その位置、設備、職員の執務能力、その他事務執行の方法に関する元すこれが改善工夫に努力を行つて、

ならな。

(職員の責務)

第十條 公共職業安定所の職員は、自己が公共に奉仕する方である。職務を自覺し、その利用者に対する想切丁寧を旨とし、公正上

速行取扱いをしなければならぬ。

(求職者に対する便益供与施設)

第十一條 政府は公共職業安定所に求職者に対する便益の供与又は

その就業に必要な施設を設けなければならぬ。

第三章 職業紹介事業

(定義)

第十三條 この法律で職業紹介とは本人又は求職の申込を受け、本人と求職者との間にあける雇傭關係又は使用關係の成立を斡旋するることをいふ。

無料公職の原則

第十四條 何人も有料又は營利の職業紹介事業を行うこととしません。

(公平の原則)

第十五條 職業紹介を行つたときは、本人と本人に求職者に

公平な取扱をうなねばならぬ。

(重要産業に対する労働者の充足)

第十六條 政府は、職業紹介事業を行うにあたり、特に國家による重要産業に対する労働者の充足のため努めなければならぬ。

(求人の申込)

第十七條 公共職業安定所は、かならず本人の申込につけても、これを受理しないことはないが、但し求人の申込の内容が、法令に違反するときは、受け取らざる所とする。

著るしく不適当であることを認めることは、その申込の受理を取消す。

が出来る。

公衆職業安定所が必要であると認めると共に、求人者に對し、その求人教習用地域、等の勤務條件、紹介期限等、他求人條件について、助言する事が出来る。

(求職・申込)

第十八條 公衆職業安定所は、公衆職業の申込につれて、これを受理する。

理しなければならない。

公衆職業安定所が必要であると認めたときは、求職者に對し、その就職先、就職條件、就職次、その他求職條件について、助言する事が出来る。

(申込受理・助言)

第十九條 公衆職業安定所は、現に審議行為發生する工場事業場主の他の場所よりの求人の申込、又はその工場事業場主の他の場所に被傭者の勞働者の求職の申込は、これを受理してはならない。

(勞働條件等の明示)

第九條 求人者は求人の申込にあたり公衆職業安定所は紹介に公衆職業安定所は對し、賃金、労働時間等の他の勞働條件及び求職者、從事する業務の内容を明示しなければならない。

(紹介)

第二十九條 公共職業安定所は、求人條件及び求職條件を調査し、求人者については、その申込の内容に合致する求職者を紹介し、求職者については、その申込の内容に合致する求人者に、これを紹介するように努めなければならない。

求人者は求職の申込を受けた後その申込に關係ある工場事業場その他の場所において、争議行為が發生した場合はその求人者には求職

者を、その求職者には求人者を、紹介してはならない。

(求人及び求職の開拓)

第二十一条 公共職業安定所は、労働市場の状況を調査し、その心

要に応じ得りよう、求人及び求職の開拓に努めなければならぬ。

(政府以外の者の行う職業紹介事業)

第二十二条 政府以外の者が職業紹介事業を行はうとするときは

主務大臣より許可を受けなければならず。前項の職業紹介事業を行なふる者にあつても、報償として手数料其他の財物又は利益を受けではない。

第十九条乃至第二十九條の規定は、この條の職業紹介事業を行な

二、これを準用する。前三項に定めあるもの外、二種の職業
紹介事業について必要事項は、政令でこれを定める。

禁止行為

ノシテ

職業紹介事業を行ふ者は、左に掲げ、行為をして
はまじ。

一、事業に關して夸大又は虚偽、専門又は獨創を主とす。

二、暴行、脅迫、監禁その他の精神又は身体の自由を、自かを不當に拘束す

る手段によつて、本人の意志に反して斡旋すること。

三、風俗を棄る度ある行為を主とする為に就職を勧誘すること。

四、不正又は虚偽の條件を呈示して就職を勧誘すること。

五、本職者を實在しない業務に斡旋すること。

六、勧條件が法令に違反する場所事業場その他の場所に斡
旋すること。

七、同一の承諾を得て、被傭中の勞働者を勧説して他に斡

施し、又は使用者を勧誘してその使用中の労働者を解雇する。

しめ、若しくはその意方に反し、これを他の斡旋する。

八職務上閑知した人の負合又は私事に屬する兼項を他人に漏洩すること。

(施行規程)

第二章 第二節 二の章に規定するもの以外、政府の行

事業につて必要な事項は、政令でこれを定める。

第四章 職業指導

(定義)

第二十五条 この法律で職業指導とは、職業に就からざる者及び職業に就くに付て特別の指導を加えることを必要とする者に職業の選択を容易にさせたために、必要な指示、助言その他の指導を行うこととする。

(職業指導官)

第二十六条 政府は前条の職業指導を行つたために、職業指導官を置く。

職業指導官の資格及び職務については、政令でこれを定めた。

政令でこれを定めた。

(施行規程)

第二十七条 二の章に規定する事項の外、職業指導に関する必要な事項は、

第五章 職業補導事業

(定義)

第二十八条 この法律で職業補導とは、特別の知識及び技能を必要とする職業に就くことを希望する者について、その職業に就くことを容易にするため、職業に関する知識及び技能を授けたことである。

(原則)

第二十九条 職業補導は、労働市場の要求に適する職業の知識及び技能について行われなければならない。

特別の補導を加えたことを必要とする者に対する職業補導は、将来的の

者の個人的事項に適する職業の知識及び技能について行われなければならない。
(政府の職業補導事業)

第三十条 政府は、職業補導事業を行うために、職業補導所を設置して自らこれを經營し、又は公共団体若しくは公益団体に、その経営を委託することができる。

(政府以外の者の行う職業補導事業)

第三十一条 政府以外の者が政令で定めた基準に該当した職業補導事業を行はうとする者は、主務大臣の認可を受けることを要す。

前項の職業補導事業について必要な事項は、政令でこれを定める。

(國庫の補助)

第三十一条 各茶の職業補導事業に要する経費に關しては、國庫がその全部又は一部を補助する二種がある。

(無料の原則)

第三十二条 第三十条及び第三十一条の職業補導事業は、無料でこれを行はるる所である。但し、第三十条に規定する職業補導事業は、無料でこれを行はるる所である。但し、第三十条に規定する職業補導事業は、無料でこれを行はるる所である。

がである。

(施行規定)

第三十四条 この章で定められたもの外、職業補導事業に關する必要な事項は、政令でこれを定める。

第六章 勞働者の募集

(同義)

第35條 この法律で労働者の募集とは、労働会と雇傭しようとする者が自ら又は他人に委託して労働者に対する被傭者となることを勧誘することをいふ。

乞食等による募集

第36条 何人か新聞若しくは雑誌などの他刊行物に掲載する広告又は文書の掲出若しくは領布による労働者の募集は自由にこれを行ふこととする。(文書若しくは雑誌の制限)

第37条 主務大臣が第35條の規定に基いて必要であると認めるときは、前條

の募集を行ふ者に対する規制を設ける。労働者募集は原則として労働者自身が行うものである。

(委託募集)

第38条 労働者を雇傭しようとする者は、その被傭者との他の便済人以外の間に本託しき労働者の募集を行はうとするときは、主務大臣の許可を受けてはなりません。

(自己募集)

第39条 労働者を雇傭しようとする者は、自ら又はその被傭者より他の使用人をして労働者の募集を行はうとするときは、必ず該労働者がその募集中に

應

ずるため、との住所又日雇の變更を必要とする場合に限り、主務大臣の許

可を受けなければならぬ。

(許可の條件)

第四十條　主務大臣は前二条の規定により労働者の募集を許するにあたり、募集人員、募集区域、その他の募集方法に関する事項を規定するにあたる。

でさる。

(募集従事者の制限)

第四十一條　第三十八條の規定により労働者の募集中従事する者、又は第三

十九條に規定する被傭者等の他の使用人は、同時に二名の労働者の募集中

従事する者に就ては、同時二名の労働者の募集中

(行う者の募集中従事者にはならない)

(報償受領の禁止)

第四十二條　何人も労働者の募集中従事する者たり、その募集中従事した者たり、かかるる名義にかゝり、報償として、チケット料金その他財物又は利益を受けてはならない。

(金銭等の給與の禁止)

第四十三條　労働者の募集中従事する者は、募集中従事する被傭者等の他の使用

人に對し、かかるる名義にかゝり、募集中の報償として、金銭等の他の財物を給

與えはならない。第三十八條の規定により労働者の募集中従事する者につ

ては、主務大臣の許可を受けて報償以外のものについて同様である。

(労働條件等の明示禁止行為等)

第四四條

第十八條、第十九條及び第二十三條の規定は、労働者の募集を行ふ者

を行ふ者はこれに従事する者の行ふる募集につき、これを準用する。

第二二條第二項の規定は、第三十七條の場合を除いて、労働者の募集を行ふ者

者は前二項の規定は、第三十七條の場合を除いて、労働者の募集を行ふ者

(又本款の趣旨)

第四五條 第三十八條又は第三十九條の規定により労働者の募集を行ふ者

は、前二項の規定は、この場合、他人に委託してはならない。

(施行規程)

第四六條

第一項の規定は、この場合、労働者の募集中に付し得る事項

は政令でこれを定める。

第七章 労働者供給事業

(定義)

第四十七條 二の法律で労働者供給事業とは、労働者を使用する者は、その求めに應じて、その雇傭若一くは使用する又はそれによつて行はるる労働者に供給する事業をいう。

(労働者の供給事業の禁止)

第四十八條 何人も労働者供給事業を行はねばならない。

(労働者供給事業の許可)

第四十九條 前條の規定にかゝらず、その雇する労働者を五百十人

主目的とする労働者の組合が無料で且つ常利と目的としてしてこの組合

員を供給する場合に限り、労働者供給事業を行うことを去る。

前項の労働者供給事業を行はうとする労働者の組合は、主務大臣の許可をうけなければならない。

(労働者供給の制限)

第五十條 主務大臣が必要であると認めたときは、前條の労働者の組合は、
専ら労働者の供給先、供給人員に關し、必要な指示を与えることから八二

八 供給の對價受領の禁止)

第五十條 第四十九條第一項の労働者の組合は、労働者の供給を要するものとして、組合員より、いかなる名義にあっても、供給の対価として、手數料を以て、貰物又は利益を受けとはならぬ。

(労働供給等の除外、禁止行為等)

第五十二條 第十八條、第十九條、第三十條、第三項及び第二十三條の規定によつて、外、第二項の労働者の組合の行う労働者供給事業について、二取扱事項に関する規定)

第五十三條 この章に定めあるべく、労働者供給事業に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第八章 行政機関

(職業安定事務局)

第五十四条 政府は、公共職業安定所の監督及びその業務の連絡統一をいたし、この法律の施行に関する事務を掌らるべきために、數個の都道府県を管轄区域とする職業安定事務局を設置することとする。

職業安定事務局は、主務大臣の管理に属する。

職業安定事務局の位置、名稱、管轄区域及び職員の定員等は、別途定めることとする。

事務局について必要の事項は、政令でこれを定めることとする。

第五十五条 職業安定事務局長は、主務大臣の指揮監督を受けて、この法律の施行に関する事項について、都道府県知事をして指揮監督すると共に、公共職業安定所の監督及びその業務の連絡統一その他この法律の施行に関する事務を掌り、所屬の職員を指揮監督する。

都道府県知事は、この法律の施行に関する事項について、主務大臣又は職業

安定事務局長の指揮監督を受け、各職業安定所長、指揮監督を受ける。
職業安定所の業務の連絡統一等の他の法律の施行に因する事務を監理し、
所屬の職員を指揮する。

公共職業安定所長は、職業安定事務局長又は都道府知事から指揮監督を受ける。所務を掌理し、所屬職員を指揮監督する。

(市町村長の職務)

第五十六條 市町村長(政令で指定する所については区長、以下同)

公共職業安定所長の指示に従い、左の業務を行ふ。

一 公共職業安定所に直接申込もしくはさながら、本人又は求職の申込に
「れき公吉職業安定所に取次ぐこと。

二 表人者又は求職者の身元調査その他のに関する事務、公共職業安定所長、

職公が立つた場合、これを調査すること。

三 公共職業安定所の通報する人に對して、これを了知せること。

(二)、本委員会

二十七條 政府はこの法律の施行及び改正に關する事項を審議すため、主務省、職業安定事務局及び都道府縣に職業安定委員会を置く。

職業安定委員会は、主務大臣、職業安定事務局長又は都道府縣知事の指図に應するの外、必要に應じ関係行政廳に建議することができる。

職業安定委員会の委員は、労働者を代表一得る者、使用者を代表一得る者識り経験ある者について、該行政廳がこれを委嘱する。

労働者を代表一得る者及使用者を代表一得る者は各同數とする。

前四項に定めるもの外、職業安定委員会について必要な事項は、政令でこれを定めよ。

(職業委員)

第五十八條 政府は、公共職業安定所の管轄区域において、労働者を代表一得る安所に職業委員を置く。

職業委員は、公共職業安定所の管轄区域において、労働者を代表一得る

者、使用者を代表し得る者及び嚮識経験ある者について、主務大臣がこれを
委嘱する。

労働者を代表し得る者及び使用者を代表し得る者は各同様とする。

第五十九條 職業委員は名譽職之一、これを法令により公務に従事する

職員とみなし。

第六十條 職業委員は公共職業安定所長の指揮監督を受け、左の
業務を行う。

一職業に就くことについて啓蒙及宣傳を行ふこと。

二失業の情報を集め、これを公共職業安定所長に報告すること。

三公共職業安定所に直接由入ることのできない者へ又は求職の由込をうけ、これを

公共職業安定所長に取次ぐこと。

四他の公共職業安定所の業務に因る補助を求められた事項について、公共

職業安定所長を補助すること。

第六十一條 前条に定めるものの外、職業委員について必要の事項は政令で
これを定める。

第九章 監督

(報告義務)

第六十二条 公共職業安定所長が必要であると認めたときは、労働者は雇入又は解雇の際に、労働者を雇用又は使用する工場事業場等に他の場所から報告を徴することができる。

(報告書類、帳簿の提出、監査等)

第六十三条 当該官吏は、許可又は認可を受け職業紹介事業、職業紹介事務所若しくは事業所に監視し、業務の状況若しくは審類、帳簿等の事

に関する報告を徴し若しくは、必要な書類、帳簿の提出のため、又はその事

(事業の停止又は許可の取消)

第六十四条 主務大臣は、許可又は認可を受けた職業紹介事業、職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行なう者が法令若

くはこれに基く命令に違反し、又は公職を冒涜する虞があると認めたときは、

その事業若しくは行為を停止し、又は許可若しくは認可を取消すこ

ができる。

第十章、雜則

(公共職業安定所職員の教養訓練)

第十五条 政府は、その行う職業紹介事業、職業指導、職業補導事業、その他、この法律の施行に関する事務に從事する職員の教養訓練を行うため、必要な施設を設けなければならぬ。

前項の施設に関する必要な事項は、政令でこれを定める。

(市町村長の行う業務に対する国庫補助)

第十六條 国家は、オニテ、この法律の規定により市町村長の行う業務に必要な経費について、補助することができる。

(主務大臣の職權の委任)

第十七条 この法律に定める主務大臣の職權は、政令の定めるところにより、この法律を施行する責任ある行政庁に委任することができる。

(職員職業紹介等の業)

裏面白紙

オレ、十八年、この法律は、オ
禁の規定を除き、施行せん。

紹介事業にはこれを適用しない。

第十一章 善罰則

オニ十九条 オニ二十三条オニ号又はオニ号。規定に違反した者は。

一年以上十年以下懲役又は一千円以上三万円以下罰金に処する。

オニ二十条 オニ十三条、オニ四条(年三十六条)、オニ三十九条、オニ四十五条、

及オニ四十九条、規定期限を超過した者又は一年以上懲役又は一

万円以下罰金に処する。

オニ二十二条(年三十九条)に該当する者は、三月以下懲役又は

三十日以下の罰金に処する。

オニ二十二條第一項乃至第三項、オニ二十三条オニ号若しくは同

条オニ号から至第六項、オニ二十三条オニ号、オニ三十条、

十一条、オニ二十二条、オニ二十三条、オニ二十四条、オニ四

項、オニ二十五条及びオニ二十六条、規定期限を超過した者は

二 オ、ナニニキナツメノ罰、オミテキナオ、頑、オモテニキ及ビヤ
五ナニキ、規定に基いて發する政令に違反した者

三 オニナセキ、規定に基く制限及びオ四十条又はオニナセ
規定に基く指示に違反した者

四 オ、ナニニキ、規定による公共職業安定所長の要ハ
バあいた場合にあって報告をせず又は虚偽の報告
をした者

五 オ、ナニニキの規定による当該官吏の要求があつた場合に
ありて、報告をせず若しくは虚偽の報告をし、其
類帳簿の提出をせず、又は虚偽の記載をした書類
帳簿の提出をし、又は臨検、検査を拒み、若し
は妨げた者

カセニ条 この法律の違反行為をした者が法人又は人の業務について当該法人又は人のために行為をした代理人、使用人若しくは従業者である場合にあっては、法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科す。但し、法人又は人(法人であつては、その代表者、営業に専じて成年者と同一の能力を有する者は、然る等の場合は、営業者である場合においては、法定代理人とする。以下、その条に於いて同様。

である。)が、違反の防止に必要な措置をした場合にあっては、この限りではない。

法人又は人が違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講じなかつた場合、若くは違反行為を知り、是正に必要な措置を講じなかつた場合、又は違反を縱容した場合には、当該法人又は人も行為者として罰する。

附則

第百三十二条 この法律は、公布の日より、これを施行する。但し、この法律施行の際現に労働者供給事業を行ふ者は、この法律施行後六月を限り、その事業を行うことがあつても、

一 公共職業安定所に關する事項

從來勤労署として職業紹介事務を取扱つて來たが昭和二十二年四月八日勅令第百十八號により職業の確保と産業の興隆に寄與するよう勞務の公平且つ適正に配置されることを目的として新に公共職業安定所が設置せられた。その概要是左の通りである。

(イ) 公共職業安定所の沿革

（別紙（一）

(ロ) 公共職業安定所設置數

職業安定所	本所	四五五	分所	七七
労働安定所	本所	八九	分所	一八

(ハ) 職員定數は左の通り

区分 定員	事務員	厚生省		
		技官	嘱託雇員	傭人
三級	三級			
三四八	四、六二三	二九		
六〇	四五〇	一	一、四二四	四、一七九
計	四〇八	五、〇七二	二九	八五〇
			一七四	六四二
			二、九五八	一〇〇一〇
			二二九六八	八一六

註 府縣別定員表添付別紙(三)

(二) 豊算

公共職業安定所 八八、五四四、〇〇〇

公共労働安定所 三五、三〇六、〇〇〇

計 一二三、八三〇、〇〇〇

一 公共安定所の沿革

昭和十三年七月一日 職業紹介所第一次國營移管（一九六所）

十一月十九日 職業紹介所第二次國營移管（一八八所）

昭和十四年四月一日 六大都市及北九州勞働紹介所統合に依り二

四所減す

十一月二十日 職業紹介所増設二所

昭和十五年四月一日 三所

七月一日 一〇所

十二月二十日 三所

昭和十六年二月一日 國民職業指導所（國民勞働指導所）と改稱

七月一日 國民職業指導所増設五所

十二月二十四日 六一所

昭和十七年三月十日 一一三所

昭和十八年五月十七日 國民勞働指導所廢止一八所

昭和十九年三月一日 國民勤労動員署と改稱

昭和二十年七月一日 國民勤労動員署四六署減

（全署長に地方事務官を配置したるに由る）

十月六日 勤労署と改稱（現在四八四署沖繩を除く）

昭和二一年二月一日 勤労署三〇署廢止

昭和二二年 三月十六日 日傭勤務署 八六署新設

四月 一日 (官名改正し事務官技官となり二級、三級

の別を除く)

五月 一日 (船員職業紹介に關する事務分離)

十月 七日 勤勞署二署 (一般、日傭各一署) 増設

(現在數五四二署沖繩を除く)

昭和二二年 四月 八日 公共職業安定所設置

(現在數 職業安定所 四八五五)

一 公共事業に關する件

(一)

昭和二十一年度公共事業は昨年十月より豫算六五億圓を以て產業再建と失業者の吸收活用に直接寄與する生産的事業の遂行に努め來たり、本年三月迄の救濟延人員は一部報告未達の分を除き延人員六一・三五二・三四九名に及んで居る。救濟豫定延人員は七千六百萬を超えるのであつたが、労働者に支拂はれる賃金は物價昂騰の影響をも受け豫算面よりの豫定人員を下廻る實績を示して居る。

公共事業の開始に伴ひ勞務配給の綜合調整、失業者の就労促進及び労務査察を目的として厚生省に失業對策本部を設け、労務の調整企畫を第一部において、労務の査察を第二部において擔當し、

厚 生 省

なお進んで產業再建の基本的問題たる電源開發調査を失業者吸收の面より計畫し目下民間團体をして調査を續行せしめつゝある。又各府縣毎に失業對策實施本部を設置せしめ中央に準じ、労務配給の綜合的調整、企畫、査察等を天々實施せしめて居る。

(二) 本年度公共事業は總豫算九五億を以て既に着手して居り、延三億三千九百六萬四千八百八十三名の救濟を豫定してゐる。

諸物價の昂騰に伴ひ本年度は賃金の豫算單價は一人一日三〇圓として昨年度と同様地方の實情に感じた賃金の操作を認めて居る。

昭和12年3月分 公共事業実施状況報告 (紙業安定局企画課)

事業種別	年度内第 務者使用 標準基準	事業簡述			実績者限 標準基準	同上			事業執行 平均日数
		総額	行主体	被用者減額		新規業者数	業化率	新規業者数	
食糧関係	開墾水利上港 施設農業港 水産施設等	574,042,322	20,605	運 188 航 1521 卸 13476 貯 3,420	直 10,278 航 9,355 卸 2,473	延 9,134,310	68,1866 29,648	7,143,840 3,922,666	1,830,706 3,999,14
建築関係	土木工事下 河川整備等	111,0925	4,177	運 42 航 16,522 卸 2,963 貯 1,20	直 2,922 航 2,321 卸 1,111	延 1512,850	129,618 5,585	1,450,293 56,723	1,599,876 62,308
治水関係	運搬機械船 河川改良 河川工事等	36,962,775	7,220	運 11,23 航 7,969 卸 1,300 貯 8,28	直 3,313 航 3,10 卸 3,934 貯 9,406	延 5,033,558	477,837 19,412	3,999,293 165,451	4,255,130 1,83,863
輸送関係	産業道路 港湾道路等 浮橋作業等	18,568,700	2,840	運 295 航 1816 卸 5,34 貯 1,195	直 1,068 航 1,92 卸 1,417 貯 7,06	延 2,295,272	294,988 10,439	1,549,028 60,135	1,822,016 70,574
公用施設	官廳棧橋 空港宿泊 施設整理 施設供給等	20,431,62	1,721	運 142 航 2,09 卸 1538 貯 34	直 1,408 航 28 卸 214 貯 4,92	延 431,571	30,936 1,101	343,997 13,642	394,933 14,743
小計		32,98,587	1,735	運 24 航 1,58 卸 1,553 貯 1,12	直 1,769 航 1 卸 296 貯 23	延 495,988	374,611 17,284	2,435,05 11,206	618,116 28,490
				運 1,814 航 2,23 卸 2,086 貯 6,559	直 20,218 航 4,558 卸 22,24 貯 14,211	延 19,183,549	196,9656 80,469	1,451,9741 699,423	1,649,5711 759,372
農業関係	播種事業 耕作	111,384	192	運 12 航 149 卸 11 貯 20	直 139 航 41 卸 1 貯 139	入耕延員 延員 合計 耕作	4,068	499	4,565
共同作業機 械	共同作業機 械	30,844,2	815	運 2 航 148 卸 212 貯 446	直 600 航 365 卸 1 貯 61	改良延員 改良人員 合計 耕作	11,421	10,163	21,584
助成金 政策	各種補助金 政策	455,534	585	運 5 航 574 卸 2 貯 2	直 585 航 145 卸 16,261	改良人員 改良人員 合計 耕作	3,311	15	33,26
小計		895,360	1,592	運 19 航 871 卸 236 貯 4,668	直 13,24 航 406 卸 2 貯 1,172	改良人員 改良人員 合計 耕作	18,800	10,675	29,495
合計		130,264,041	40,090	運 4,833 航 10,074 卸 21,100 貯 4,063	直 24,542 航 4,914 卸 23,062 貯 14,213	改良人員 改良人員 合計 耕作	92,269	690,098	789,367

備考 京都、長崎、奈良ヲ除シ四十三都道府縣之合計シタモ。

一失業者の現況に関する件

一失業者の推計

(1) 昭和二十一年四月二十六日人口調査を基礎として推計するとき

昭和二十一年十一月末現在

(2) 昭和二十一年十月中可勤労者において把握し得たもの

昭和二十一年九月末現在

合計	男	女
二、三八二、〇〇〇	一、二六七、〇〇〇	〇、一一五、〇　〇
二、三五九、〇　〇	一、〇〇八、〇　〇	一、三五九、〇　〇

二失業者の推計方法

(1) 昭和二十一年四月二十六日人口調査を基礎とする方法

(1) 一二、四、二六現在失業者

(2) 完全失業者

(3) 一日乃至七日働いた使用人、業主

(4) 一二、四、二六から一二、一二、三一までに発生する失業者

(5) 海外よりの復員並びに引揚

(6) 賠償及び最近實施せらるべき軍需保障打切りの結果起る

べき企業整理に伴ひ発生するものと考へられる失業者

(注) 一二、四、二六から一二、三一までに海外より復員又は引揚たもの

陸海軍軍人軍屬一、四六三、〇九三中農業、水産業、學生生徒以外の七〇、二

九%即ち一、〇二八、四〇八は失業とし

引揚居留民一、六五五、九一六中昭和五年有業率四五、九%即ち七六〇、〇六五は失業とする。

(ハ) 一二、一、一以後一二、九、三〇までに発生する失業者

(1) 海外よりの復員並びに引揚

(2) 三月末卒業する國卒者中就職希望者

(註) 陸海軍軍人軍屬八六五、五八八中七〇、二九%即ち六〇八、四二二

引揚居留民六三〇、七五一中四五、九%即ち一八九、五一五は失業とする。

(2) 一二、五、一より一一、一二、三一までに就業生着するもの

(3) 一二、一より一一、一〇の十ヶ月に勤労署を通じて就職したもの

(4) 右期間中に就職した全數

(註) 勤勞署を通して採用されたものは全規採用者の一二一、七%

(三) 右期間の就職者中定着した数

(註) 新規採用者中定着するものはその四〇、七%

(四) 五月より一二月の八ヶ月間の就業定着者は右の十分の八

一一マ一以後一二九までに就業定着するもの

(註) 前項と同一推定による。

(二) 昭和二一年一二月末日現在失業者は(イ)十(二)

(ト) 昭和二二年九月末日現在失業者は(イ)十(一)

(2) 昭和二一年十月中旬勤労署において把握したものの推計方法

(イ) 一一、一〇中旬の就業希望調査に現れた失業者

(ロ) 全國的に勤労署を利用せざるものも含めると

(註) 勤労署利用率(男二二一、六%女二三、〇%)

(註)

(イ) 勤労署利用率男〇、一二六 女〇、二三〇 男女計〇、一二七

昭和二十一年七月末實施された年次勤労統計調査により、東京、神奈川、愛知

	男	女	男	女	男	女	男	女
男	一〇〇六、〇〇〇	五九、五五二	一〇〇六、〇〇〇	五九、五五二	一〇〇六、〇〇〇	五九、五五二	一〇〇六、〇〇〇	五九、五五二
女	五九、五五二	一〇〇六、〇〇〇	五九、五五二	一〇〇六、〇〇〇	五九、五五二	一〇〇六、〇〇〇	五九、五五二	一〇〇六、〇〇〇
計	一〇六七、〇〇〇	一一〇〇、〇〇〇	一〇六七、〇〇〇	一一〇〇、〇〇〇	一〇六七、〇〇〇	一一〇〇、〇〇〇	一〇六七、〇〇〇	一一〇〇、〇〇〇

京都、大阪、兵庫、福岡、北海道の八都道府県より鐵山業、工業、交通業、商業につき各雇入を有するもの二五乃至三〇づつ無選擇に抽出して調査したものによると上半期における雇入数一四七、七三八中勤労署を通じたもの三三、五一即ち勤労署利用率は雇入数に對する勤労署を通じたものの比二二、七%となる。

(二) 定着率男女計四四、七%

前項と同一資料により半年間の純増加数六六、一八六なるにより定着率は純増加數に對する雇入数即ち四四、七%となる。

職業紹介の面より見た失業の様相

(1) 本年一月より十一月までの間ににおける職業紹介の状況は

求人者数	求職者数	就職者数
一八九、五九二	一〇〇、二〇〇	一〇〇、二〇〇
一八九、五九二	一〇〇、二〇〇	一〇〇、二〇〇

(イ) 求人者数に對する求職者数の割合は 七四、四%

求職者数に對する就職者数の割合は 五六、五%

(回) 求職者数よりも求人者数が特に多いこと及び求人考数或は求職者数に比べて就職者数が妙な過ぎると云ふ奇異な現象を呈してゐる。

この現象は

一、所謂闇商賣等による収入が正業定職に就いての収入よりも多額に上るので正常な勤労意慾を持たない失業者が潛在して表面にでないこと。

二、求人と求職との条件のギャップが大きいため容易に結合ができないこと等の理由に依るものと考へられる。

2 次に最近の求人及求職の一一般的傾向を説明すれば

(1) 求人者側の傾向を見るに次の如き諸點が目立つてゐる。

一、求人條件として熟練者、経験者又は年少の養成工を望み扶養家族の多いもの、高齢者を好まない。

二、宿舎施設の關係から特に近距離通勤者を好む。

三、全般に當つては嚴選主義を以て望む傾向が強い。

四、職種では事務關係の求人は殆んど無い。

(2) 求職側の傾向を見るに次の如き諸點が目立つてゐる。

一、求人の要望する様な技能経験を有する者は非常に少く。

二、最近の食糧、住宅事情等を反影して宿舎給食施設の整備して居るところを特に望む傾向がある。

三、職種としては事務關係を希望する者が多い。

四、近時特に壯年層の扶養家族多い者の來署が多くなつて來てゐる。

五、求職者の勤労意慾を見るに引揚者、最近の軍復員者及び壯年層の者等は特に眞摯積極的に求職して居る。

女子は男子に比し低調で漫然來署する者が多い。

一 延長年数の増減充足に関する件

(1) 灰炭供給

戦後極度に減少して田灰激減の最大要因となつた炭業者等者の確保については昭和二十一年十月二十日石炭緊急措置に関する閣議決定に基づき、同月三十日閣議ではその全般性を擧げて所要舉措の確保に當り所期の成績を納めて來たが灰炭に於ける受入施設の全面が達成しないもの為二十一年度第二、四半期以降供給不足が困難となつて來たので關係方面と連絡して事を討策を講じてその完全確保を圖つてゐる。

炭業の供給状況

年	期	需 求 量 数	供 給 量 数
昭和二十一年度	四半期	六〇〇〇〇	五九〇〇〇
同、四半期	"	七〇〇〇〇	六九〇〇〇
第一、四半年度	"	八〇〇〇〇	七九〇〇〇
第二、四半期	"	九〇〇〇〇	八九〇〇〇
第三、四半期	"	九〇〇〇〇	八九〇〇〇
第四、四半期	"	九〇〇〇〇	八九〇〇〇
第一、四半期	"	九〇〇〇〇	八九〇〇〇
第二、四半期	"	九〇〇〇〇	八九〇〇〇
第三、四半期	"	九〇〇〇〇	八九〇〇〇
第四、四半期	"	九〇〇〇〇	八九〇〇〇
第一、四半期	"	九〇〇〇〇	八九〇〇〇
第二、四半期	"	九〇〇〇〇	八九〇〇〇
第三、四半期	"	九〇〇〇〇	八九〇〇〇
第四、四半期	"	九〇〇〇〇	八九〇〇〇

軍事保護院

(四) 織維勞務

見込み物資生産の首位を占める織維産業労務確保の緊急性に鑑みその斡旋要領を定めて職業紹介機關の積極的活動を図ると共に民間人を主體とした織維労務處理委員會の協力を求めその調査などに當つてゐるが、その斡旋は本勞務の特殊性により仲々容易ではない。

織維労務は從前よりその給源を主として遠南埠の巖山渓村に依存しているので聯合四軍司令部より勸告の次第もありこれを是正して工場近接地域より出來得る限り採用するよう求人者を指導しつゝ關係者一體となりその完全充足につとめてゐる。

軍事保護院

織維産業労務斡旋状況

昭和二十一年度 第一四半期	需 要 數	
	自二月一日起	四月三十日止
第一四半期	一一一	一一一
第二四半期	一〇一	一〇一
第三四半期	一〇一	一〇一
第四四半期	一〇一	一〇一
第一四半期 昭和二十一年度 第二四半期	一一一	一一一

昭和二十一年度 第一四半期	斡 旋 數	
	二月一日起	四月三十日止
第一四半期	一〇一	一〇一
第二四半期	一〇一	一〇一
第三四半期	一〇一	一〇一
第四四半期	一〇一	一〇一
第一四半期 昭和二十一年度 第二四半期	一一一	一一一

「遣駐軍勞務充足に關する件」

昭和二十年九月聯合軍が本土遣駐以來日を経うてその需要は増加し、昭二十二年三月中に於ける一日平均勞務要求數は一七八四人、名となつて居りそれに對する供出數は一一二〇四二名充足率九六一%である。聯合軍關係勞務の完全充足を圖る爲に「勞務充足に關する件」厚生省令が定められ所屬命令、從業命令が發しあるようになつてゐるが從業命令は原則として發令せず所屬命令も勞務確保上已むを得ない場合に限りこれを行う方針である。尚勞務充足困難な地方では一部勞務供給業者を利用してゐるところもあつたが公共勞務安寧所の整備費充と相俟つて公務供給業者の介在を排除して聯合軍勞務は一元的に~~當局~~當介機に於て全責任を以て轉達してゐる。

軍事保護院

「一般職業紹介成績に關する件」

終戦と同時に戰時の強力な統制配置から急角度に轉回して本來の姿に返つた職業紹介事業は關係規程の制定、公共職業安定所の整備により漸次軌道に乗り出し昭和二十一年中に於ける求人數は三〇二萬人、求職者數は二二三萬人、就職者數は一二八萬人を数へるに至つた。

昭和二十二年一月中に於ける取扱數（日偏勞率を除く）を産業別に見れば次の如くである。

	厚生省		
	求人數	求職者數	就職者數
農業	二三七四	二二一三	一一二四
水産業	二二一八	一一一三	一〇一六
工場業	一四七〇六	八九四〇	六六六七
商業	一七二五四	七〇六一	四九一九
運輸通信業	一九六一五	二九三七	一九一〇
自由業	二三三九	三四九三	一二九三
公務	二四二一七	一三七六二	一六六一
家事業	一九三八	一三五九	一〇八〇

厚 生 省

其の他の産業	一〇九〇	一〇九〇	一〇九〇
公共事業	一〇四〇	一〇四〇	一〇四〇
計	二〇三〇	二〇三〇	二〇三〇

「収容補導並役庭事務に關する件」

現下の実態状況に鑑み、其のニ依る一つであります、然も公共の利益と
して職業指導並役庭事務を實地して居る。

昭和二十二年度に於ては

(1)職業指導所四二五ヶ所、この豫算額一一千九百〇〇〇
(2)授業六回作業場設立二〇二ヶ所、この豫算額二千九百〇〇〇
(3)収容共同作業特別施設新設八ヶ所(前年度一一ヶ所設立済)この
の豫算額二千九百〇〇〇圓であるが、この趣旨については聯合國
軍司令部と目下折衝中である。

一職業紹介委員會に關する件

職業行政の整備刷新を圖るため昭和十三年六月二十九日勅令第
四百五十三號を以て職業紹介委員會官制が公布せられ即日實施
せられたか爾米審議の向を重ねること七回本年一月十七日職業
紹介法の改正に關する答申を厚生大臣に提出せり。

現在委員の氏名は別紙の通りであるが委員中公職追放に該當す
るもの及び國會に議席を有する者については改めてその資格につ
つき檢討を行ひつつあり。

厚 生 省

x29

中央朱樂紹介委員會委員名簿

429

使用者側代表

日產土木株式會社社長
北海道炭礦汽船株式會社取締役
日本總經理會理事長

務務者側代表

全交通運輸勞團聯合總執行委員長
日本勞動組合總同盟中央委員組織部長
全國教導勞動組合總聯合會會長

學識經職者

黃疾院院長

東京帝國大學教授
元厚生省監視

大安土山馬公江實 金波重 加前昌
河
內平井口越崎崎川 正通盛 藤田義
一庵辰光 庄真豊 米年壽 末平
一 二 之
定男一作郎見郎澄志 吉助治 雄一作

厚生次官
厚生省勤務局長
厚生省勞政局長
矢張對策本部長
厚生政務次官
厚生參與官
厚生省保險局長
内務省地方局長
商工省經濟局長
文部省學校教育局長
農業復興院建築局長

中日吉郡上佐服林 吉吉伊
高
田田山藤部 武田誠
政第野裕久岩善惠
四二 之
美郎郎一顯雄吉盛 市一二

一 中央失業対策委員會に關する件

終戦後に於ける失業問題の重要性に鑑みこれが對策に關し、民間學識經驗者の知能經驗を活用し當該議題解決に資するため昭和二十年十二月三日勅令第百九十七號をもつて失業対策委員會官制が公布せられ即日施行せられたのであるが、翌十二月四日第一回委員會總會を開催し、失業對策に關する根本方針の審議を開始し爾來小委員會に於て審議を重ねること數回同年六月二十一日第二回委員會總會に於て一應根本方針を決定し、これを厚生大臣に答申今日に及んでいる。

然して現在の委員數は定員三十名以内のうち二十二名（學識經驗者十四名、官職者八名）にして外に臨時委員七名があり委員中一名は本人より辭表を提出し他の一名は資格審査の結果不適格と決定してゐるのであるが今回國會法の制定に伴ひ國會に議席を有する者については改めて國會の承認を要することとなつたので該當者については目下委員としての資格に全面的に再審討を加へつつあり

尙委員氏名は別紙名簿の通りである。

中大失對策委員會委員及幹事會總

厚生二二、省

委員會
員長

小伊北北真田山野公宮本本崎郷中澤澤竹助利敬新貴一郎七郎貢一作郎斐七郎貢一郎

伯爵

設災復興計畫局長

內務省國工局長

文部省文教教育局長

商工省商務局長

農林省總務局長

厚生省醫藥衛生局長

運輸省大臣官房官房課長

鐵道省財務拓局長

厚生省營農復興局長

學生省農業安定局補導課長

厚生省厚生課長

大藏省二計局長

時委員

員

事

幹事會

日吉上伊大矢吉平井青吉伊江島三通秋裕成惠通第四郎郎申市資三多三多一作郎斐七郎貢一郎

一、團体團體に關する件

(1) 財團法人職業協會

職業事情の調査研究、重要産業労務者の斡旋を容易ならしむる爲の産業事情の周知宣傳、労務者の就職保護其の他職業に関する必要な事業を行ふ爲設立せられたるものであるが近く解散すべく準備中にあり

(2) 財團法人職業指導協會

職業指導並に授産事業等の啓蒙宣傳、調査研究其の他必要な事業を行ふ爲昨年六月設立せられたるものにして全額國庫補助の下に目下活動を爲しつゝあり

一 職業行政關係職員の研修制度強化擴充に關する件

公共職業安定所職員には戰時中に採用せられた者が多く、且つこれに對する指導訓練の徹底化を缺いたためその教養素質が低下し、延いては公共職業安定所業務の運營に支障を與へるばかりでなく、一般に對する公共職業安定所の信用を失墜せしめる因をなしてゐるので中堅及び新規職員の研修制度を強化擴充しその質的充實と業務の飛躍的發展を圖らるとする。

尙豫算額は中央、地方研修に要するものとして

四三二、五二五圓

實務研修に要する經費は適當な時期に追加豫算に計上する

厚生省

豫定である。

保険局所管事項

- 一 國民健康保険の現状とその対策に関する件
- 一 船員保険法の一部を改正する法律案に関する件
- 一 勞働者災害補償保険法並びに健康保険法、厚生年金保険法の一部を改正する法律の実施に関する件

厚 生 省

x35

一、國民健康保険の現状とその対策に関する件
國民健康保険は終戦後経済界変動の影響を受けて

にいかに不振となつたが、関係者の一路再建に対する努力

と昨秋一億五千萬圓の國庫補助金の追加豫算を得て、

稍小康を保つた様に見受けられたが、今春の社會保險診

療報酬額の引上と保險診療の不円滑により、全國の國

民健康保険組合は財政難と事業難のために、制度創設

厚生省

以來の最大の危機に遭するに至り國民健康保険組合の大半は今や存續か否かの歧路に直面しているので、政府としては特に之が再建策の樹立及実施の必要がある。

(現状)

昭和二十二年二月十二日現在九、三二三組合の現状調査によれば

事業活動な組合數	一、七三二組合(一八%)
事業普通な組合	四、七四七組合(五一%)
事業不振な組合	一、九三八組合(二一%)
事業休止組合	九〇七組合(一〇%)

である

然るに其の後事業不振又は休止組合は漸増の傾向に在つて、近く又豫想せられる社會保險診療報酬額の引上げが実施せられた場合は全國組合の半數以上は事業休止の止むなきに至ることが豫測されるに至つている

(対策)

國民健康保險組合刷新強化方策案

①組合組織の刷新

厚生省

(1) 組合役職員の刷新整備を圖ること、

組合理事及び組合會議員の改選と実施して内部人

事の刷新を圖ると共に事務構^機の整備に付^{計画中}

(2) 地方國民健康保險委員會の設置

組合運営の合理化及び活動の促進を圖ること、

(二) 事業内容の充実

(1) 保険医制度の合理化

現行保険医制度を廢止し、組合において個々の開業医と診療につき契約して、嘱託医すること、

(2)組合直営診療所の設置を勧奨すること、

(3)医薬品の社會保険診療実績による配給実施一部分につき近く実施する。

(4)制度の趣旨普及と啓蒙宣傳

厚生省

言論報導機関等を利用して趣旨の普及徹底を

図る。

(5)國庫補助追加豫算要求

追加豫算要求すべく目下基礎算式中

一、船員保険法の一節を改正する法律案に関する件

船員法の改正に伴い、船舶所有者の災害補償の義務を船員保険法で行うこととし、所要の改正をする必要がある。目下その成案を急ぎ関係方面と折衝中である。

なおこの法律案は第一回國會に提出しなければならぬ。

厚生省

一、労働者災害補償保険法並びに健康保険法、厚生年金保険法の一節を改正する法律実施に関する件

(一) 労働者災害補償保険法及び労働者災害補償保険特別会計法は、来る七月一日よりこれを施行すべく目下準備を進めている。

(二) 健康保険法及び厚生年金保険法の一節を改正する法律は来る六月一日よりその一部を、労働者災害補償

保険法施行の日から全面的に施行すべく目下準備
を進めている。

厚生省

引揚渡運院所當事務引導事項

○被 疾 局

- 一、機関に關する事項
- 二、該專に關する事項
- 三、業務の必要に關する事項
- 四、在外邦人の引揚狀況に關する事項
- 五、在日外人の送還狀況に關する事項
- 六、越冬住宅に關する事項
- 七、生業資金整理に關する事項

八、慰憲家財荷物配給に關する事項

九、引動者互助團体に關する事項

一〇、其の他一般被疾に關する事項

一一、上陸地に於ける被疾被食に關する事項

一二、定着地に於ける被疾被食に關する事項

一三、外埠より被疾地までの沿内及山城に關する事項

一四、被疾地に於ける被疾被食に關する事項

一五、被疾地より定着地までの被食に關する事項

一六、引動者の被食に關する事項

軍 事 保 護 院

○援護局

一 機構に關する事項

(1) 引揚援護院は卓生大臣の旨趣に依り今次の戦争の終結により海外よりの引揚邦人及び内地より内地以外の地域に引揚ぐる者の難患援護並に被災に關する事務を掌ら爲本院については昭和二十一年三月十三日設立せられ現在左の一司四課の構成により事務を運営しつつある

援護局 勤務課、被災課、指導課、物資課

便疫司

衛療課、懷疫課

尙引揚援護院に關する各省連絡を掌る爲本院に係各連局長級を委員とする引揚援護連絡委員會（官制による）を設置すると共に移設連絡中央事務司會場部内に引揚關係合意事務係、係番の舊台を拂き連絡連行に關する緊急なる連絡を繋りつめる

尚引揚援護院に參與二十人以内を區き（官制による）引揚援護に參與せしめてゐる

軍事保護院

(2) 引揚の敵忌被災並に被災の實施に關する瑞万萬圓としては當初十一局三田張所を設けてゐたが引揚援護の進歩と共に大きと開拓し現在では函館、那覇、宇品、佐世保の四ヶ所が引揚局として活動を續け、他に横濱被災所が開設され同局開設後に改立せられてゐる

(3) 本委員の遂行に付ては運賃關庫職員会計及び現地車の貢ム且つ重湖な由信等、監督が加へられ具体的な事項について命令を受けつつある現状である

二、隊員に就する事項

(1) 人件費・勤務費

昭和二十二年度に於て引揚援護院の奉公を廻轉する場合並に連絡事務所と地方引揚援護機関としての埠外四局分の人件費及び奉公費一六九二三〇〇〇圓を計上したのであるが其の後佐世保引揚援護司の受入能力増と出資引揚援護司廢止に伴ふ優務監理委員の所要経費に依る内容變更、更に佐世保引揚援護局の能力減少博多引揚監理司の廢止により再度内容に變更を來し別紙の如き内容となつたのである。

引揚援護院の機構は昭和二十一年度間接援護・憲兵の一司であるが取締的に於て昭和二十二年度の構成は現在の物資疎は社販局で憲兵隊は隸屬局で夫々計上することになつたので本院としては勤務・勤務・憲兵・輸送の四課を計上したのである。その人員は一般官三名・二級官一二名・三級官一九名・勤務者八名合計八二名である。

軍事保護院

地方引揚援護司については姪島・國組の二司は一ヶ年才佐世保・宇品の二司は十ヶ年才・博多は七ヶ年才を計上し其の人員は約二・五〇〇名である。

内援運輸費

昭和二十二年度に於ては海外よりの引揚者数を一・四二五〇〇〇人としそれを以て隊員要求の盛衰人員としこれに要する経費額算を一・三二二、〇五八〇〇〇圓にして右をその主なる内容は別紙の通りである。

昭和二十二年度収支額調査		科 目	當初餘算額 円	内谷變更に依る不用額 円	實行額 円	領引	備 考
江戸及勞働施設費	COCCI-III	引 用	一六九八九八五五一三	一六九九五五二一五	一六九九五五二一五	一六九九五五二一五	
引 用	COCCI-III	引 用	一六九九五五二一五	一六九九五五二一五	一六九九五五二一五	一六九九五五二一五	
官吏給	COCCI-IV	官吏給	一六九九五六〇	一六九九五六〇	一六九九五六〇	一六九九五六〇	
給 料	COCCI-IV	給 料	八三七六一△一五六九〇	八三七六一△一五六九〇	八三七六一△一五六九〇	八三七六一△一五六九〇	
手 作 及 治 痘 贻	COCCI-I	手 作 及 治 痘 贻	七一一七九八	七一一七九八	七一一七九八	七一一七九八	
交際費	COCCI-I	交際費	五三九八九	五三九八九	五三九八九	五三九八九	
旅 費	COCCI-I	旅 費	〇六四一九四四三	〇六四一九四四三	〇六四一九四四三	〇六四一九四四三	
宿 船 費	COCCI-I	宿 船 費	一八五〇一四八	一八五〇一四八	一八五〇一四八	一八五〇一四八	
便 利 費	COCCI-I	便 利 費	九七四九〇三	九七四九〇三	九七四九〇三	九七四九〇三	
通 品 費	COCCI-I	通 品 費	五八一三	五八一三	五八一三	五八一三	
官 事 及 治 痘 費	COCCI-I	官 事 及 治 痘 費	〇〇〇五八〇一〇三	〇〇〇五八〇一〇三	〇〇〇五八〇一〇三	〇〇〇五八〇一〇三	
手 作 及 治 痘 費	COCCI-I	手 作 及 治 痘 費	〇五七七七〇	〇五七七七〇	〇五七七七〇	〇五七七七〇	
賄 金	COCCI-I	賄 金	五五六一〇〇一	五五六一〇〇一	五五六一〇〇一	五五六一〇〇一	
旅 費	COCCI-I	旅 費	一六四七九四六九	一六四七九四六九	一六四七九四六九	一六四七九四六九	
消耗品費	COCCI-I	消耗品費	一六四七九四六九	一六四七九四六九	一六四七九四六九	一六四七九四六九	
役務費	COCCI-I	役務費	一六四七九四六九	一六四七九四六九	一六四七九四六九	一六四七九四六九	
贈品費	COCCI-I	贈品費	〇〇〇〇〇〇四五	〇〇〇〇〇〇四五	〇〇〇〇〇〇四五	〇〇〇〇〇〇四五	

厚生省

卷之三

八七〇

卷之三

445

昭和二十一年度歳算過疎状況

(1) 引拂料對策賃費

昭和二十一年度歳算は年度當初に於て一・五〇九〇三〇・九八九圓であつたが引拂者の支入改に依る簡約額と使用停止額とに依り差引實行歳算額は九二七、二六〇、四二一圓となつたそれを本院並に四万に對し配賦したのである右の中本院に對する配賦額は一六六、〇〇・九、一一一圓にして之が支出額は一六六、〇〇・三六一圓である

(2) 傷寒病療防懲疫賃費

昭和二十一年度に於ける本院歳算配賦額は八二六六・四三圓にして之が支出額は八二六、六〇三圓である

(3) 民生鑑定施設費

引拂者等の甚多労費として引拂者等に對し被災の施與と住宅建設費補助の為要求した經費であり之が歳算額は一一八五五、四八〇〇〇圓にしてその内額は被災施與費として九一九、八一五、〇〇〇圓住宅費補助として二六五、七三三、〇〇〇圓である。之が經理の狀況は正名實補助は全額地方に補助し其額は七一二、七四四、八六六圓の支出となつたのである

三、乗務概要

連合軍最高司令部の指令に基き關係官廳協力の下に在外邦人の引揚及び在日外人の送還業務を実施致して居りますが業務課に於きましては引揚船の入港より引揚者が定着地に帰郷する迄に於ける受入業務並に之が應急援護及び送還者の居住地より出港に到る迄の送還業務を担当致して居ります。

各地方引揚援助局に於ける引揚者の受入方法は概ね検疫、携行品検査、宿泊、列車乗車の順序で実施せられますが宿舎におきましては持幣貨幣の交換、引揚證明書、無~~賃~~乗車券の交付、應急救援金、被服、日用品、携行食糧の給與等を行ふ他米軍に

厚生省

依る引揚者の検査も行われて居ります

四、在外邦人の引揚狀況

終戰時外地外國に居住する邦人にして内地に引揚を予想せられた者の數は約六百五十万人と推定せられましたが本年四月末迄の引揚者數は陸軍二、三〇七、四七九人海軍三一九、二四八人居留民二、七五〇、二四七人合計五百三十七万六千九百七十四人に達して居りまして之を方面別に見ると中國台灣沖繩並に米軍占領下の兩方地域に於ける引揚は一部の特殊事情者を除き概ね引揚完了し蘭印地区作業隊の引揚も現在配船中にして五月中に完了の予定であり英軍地区作業隊については六月末日迄

の引揚者数は指示されて居りますが以後の計画は未定の状況であります

韓太千島滿洲シベリヤ等のソ連占領下よりの引揚は昨年十二月より一部の引揚が開始せられ現在引續き月五万程度の引揚を実行して居りますが尙大部分の残留者があります

之を要するに在外邦人の引揚は峠を越したが尙百万余の未引揚者を算する状況であります（引揚者数並残者数別紙参照）

五、在日外人の送還状況

終戦以來内地より外地へ送還した者は朝鮮人、中華民國人、台灣僑民、北緯三十度以南の元沖繩縣及び鹿兒島縣諸島民を主

厚生省

とし其の他南方諸島人、イタリ一人、ドイツ人、インドネシア人等でありましてその経過並に実績は概ね如表に示す通り送還者数百二十二万二千八百六十二人に達して居ります

之等の送還につきましては復員者、集團労務者等を最優先的に実施して來たのでありますが更に一般既住者についても昨年五月十八日全國的に実施した帰還登録に基いて逐次送還を行ひ昨年十二月を以て一應計画的な送還を終了し本年に入つては之等の者の中疾病その他に依つて已むを得ず帰還し得なかつた若干名について適時送還しつつある状況であります

從ひまして本年度の送還予想は外地よりの引揚者にして日本

経由乗継船運する者を除き殆んど予定せられて居らず僅かに已
むを得ざる者及びドイツ人の第二次送還が残つてゐる状況であ
ります

厚 生 省

六、越冬住宅に関する事項

嚴冬期を控えて引揚者の生活は極度に窮迫の状態にあつたので本院に於て昭和二十一年十月二十二日の閣議に基きこれ等引揚者の收容施設を設置することとなり総額二億六千五百七拾参萬參千円の國庫補助を都道府縣に交付してこれが対策の萬全を期した。資材、労力等の關係で当初の予定より稍遅延したが二十一年度末をもつて夫々工事の完了を見た、大凡十七万人余の收容をなした。

七、生業資金融通に関する事項

引揚者は海外で修得した知識、経験、技能を活かし引揚後直

厚

生

省

に再起の計画を樹て生産事業を企図しているがこれら引揚者の内適当なる事業計画を有しながら資産なきため実行困難なる者に資金を融通し生活重建の途を開かしめるため本事業を二十一年九月より実施した。なお事業主体は都道府縣とし貸付機関は庶民金庫とした、財源としては、國庫補助金三億円と庶民金庫出資金七億円を合せ十億円をこれに充当し原則として一世帯一人三千円（事業によつて五千円）以内で貸付を行つてゐるが利用者に日と共に増大し三月末貸付金額八億六千四百萬円を超えた既に十三億五千三百萬円を突破し更に今後の引揚者等を考慮すれば右の十億円でけ到底適正

な貸付事業を実施して行けないので貸付目標を更に六億六千萬円増額してこれに対処することになった。尙右の六億六千萬円の財源は庶民金庫の自己資金渇済のため全額國庫より支出されることになつてゐる。

八、應急家財特別配給に関する事項

引揚者にして引揚後新に内地に世帯を構えた者で生活困難のため家財の購入をなし得ない者に対し一世帯五百円の範囲内で厨戸用品及び織維製品を無償で配給しこれら引揚者の生活再建の一助とした昭和二十一年度予算に三億五千萬円を計上しこれにて八六万世帯に配給したが引揚き昭和二十二年度分

厚生省

として昭和二十一年度未配給者及び年度中引揚者を合せ二〇万世帯に対し配給出来るよう昭和二十二年度予算に一億円を計上した。

九、引揚者互助團体に関する事項

引揚者の互助團体は外地に於ける職域又は地域毎に綜合的に各種の引揚者援護團体が簇生し個々に任意の活動を始め相互の連絡を欠き種々の害を生じたので本院の斡旋にて自主的機關として中央に引揚者團体全國連合会が組織され都道府縣には引揚者團体都道府縣連合会の設置を見各種の引揚者援護團体は總てこれに吸收統合され統制ある機關として引揚者の指

導に強力なる活動を行つていらる。

一〇、其の他一般援護に関する事項

定着地に於ける引揚者に対する其の他の一般援護として特に就労の問題があるがこれについては関係各省並に民間團体と緊密なる連絡をとり援護に力を全を期して居る。なお今後の定着援護に関する重要な問題として次の如きものがある。

- (一) 在外資産を見返りとする資金貸付問題 一大藏省にて研究中一

(二) 引揚者企業の育成問題

一一 上記項に於ける後護物資に關する事項

(1) 被 哺

境下の生産事情に鑑み特殊的な物質外については特殊物件及新規生産品を以つて貿易に即する給與を爲して居り特にシベリヤ方面よりの引揚者に對しては支給標準を高め支給してゐる。

現物の取扱状況は關係方面の個體的なる極力により就して調査に

運びつゝある

昭和二十一年度に於ては保有被服のうち不足の額に成り約二十九萬點を申請中である

(2) 貨 物

境下の貿易事情は主食、副食等極めて緊迫せるところであるが主食種の取扱に對しては更に農作・厚生兩面に於て決定せる「引揚者に対する主要貿易配給要綱」に依り現在迄のところ配給量は一人一日四〇〇瓦の配給を受け能効的に現物を確保しつつあり、副食品については米・糖・食油等就緒保有も充足には必然的に蘇聯政府保有中より供給を受くることなくも以て現地に於ける入手は進めて困難なる状況なり

(3) 日用品類・燃料・其の他の物資についても試験取少段階の所要量を確保しつつあり

一二 定着地に於ける後護物資に關する事項

(1) 被 哺

定着地に於ける衣料困窮者に對し昭和二十一年度に於ては應急衣料等而配給として約一八〇萬人分の衣料を國庫より卸され各府縣を廻じ無償配給した

昭和二十一年度に於ても引づき約八〇萬人分を申請中であるが生産状況により各府縣の現物取扱は相當の困難を來すものと想察

軍 事 保 護 院

されりて音一未だ無へ刀刃を改めしアラム

木下元一、四千石けとして十五歳を過ぎられたので有り

として音一未だ中

厚生省

○ 懿投司

一、外地より最盛地までの船内及陸上に於する件

引揚船に醫師及看護手を乗船せしめ船内に於ける衛生状態の保善と引揚者の慰労醫療に從事させてゐる。尙海外に殘留する同胞の醫療及保健衛生の爲めにQの酒會に依り治療品を配給してゐる。

二、難地に於ける慰労醫療に關する件

各引揚接待司に診療所を設け引揚者の慰労醫療に從事すると共に本年度より引揚者全員に對し結核取扱の見地より結核檢査を實施してゐる。

尚特にソ聯邦並引揚婦女子の特殊疾病に關しては相談所を設け又が醫療接種に通達なきを期してゐる。

三、難地より定着地までの遷移に關する件

難地より定着地までの列車内に於ける遷移に關しては懿投所職員

日本護院

父は學生同道輸送を當業せしめ輦運並に從事させてゐる。

四、引揚者の懿投に關する件

終戦後四年に臨時懿投局が設置され從米衛生局懿投課所掌の懿投業務は同司懿投課に於て所掌することとなり更に昭和二十一年三月引揚接待司の設置に伴なつて懿投業務は同院に移管され十二ヶ所の引揚接待司の懿投所で専ら引揚懿投業務に從事して來た専引揚懿投務はその大半を終了し現在では函館・神戸・宇品・佐世保の四ヶ所に縮少され南方地盤よりは宇品ソ連及びソ連當輸地盤である海太は函館・北洋・大連地盤は佐世保シベリアは神戸とそれぞれ受入港を指定され懿投を實施してゐる。

裏面白紙

456

裏面白紙

457

裏面白紙

458

裏面白紙

件名	件番	類番	記番	番号	目次	番文	件	次	名	摘要
運営一般	40200	4	4	永久 保存 区分	1	昭和二十六年 四月二十三日 總務課 監査 10 13	大臣事務引継事項 大臣引継事項に關する件 について	"	總務課 総務課長	大臣事務引継事項の件
					2	昭和二十六年 四月二十三日 總務課 監査 10 13				
					3	昭和二十六年 四月二十三日 總務課 監査 10 13				
					4	昭和二十六年 四月二十三日 總務課 監査 10 13				
					5	昭和二十六年 四月二十三日 總務課 監査 10 13				
					6	昭和二十六年 四月二十三日 總務課 監査 10 13				
					7	昭和二十六年 四月二十三日 總務課 監査 10 13				
					8	昭和二十六年 四月二十三日 總務課 監査 10 13				
					9	昭和二十六年 四月二十三日 總務課 監査 10 13				
					10	昭和二十六年 四月二十三日 總務課 監査 10 13				